官報 号外

昭和二十五年十二月九日

○第九回国会 参議院会議録第九号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)午前十時二十一分開議

議事日程　第九号

昭和二十五年十二月八日

午前十時開議

第一　電話事業の緊急復興に関する決議案（村尾重雄君外十名発議）（委員会審査省略要求事件）

第二　水産業協同組合法の一部を改正する法律案（木下辰雄君外六名発議）（委員長報告）

第三　競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会衆議院提出）（委員長報告）

第四　協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会衆議院提出）（委員長報告）

第五　食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第六　揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第七　特別鉱害復旧特別会計法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第八　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第九　砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一〇　国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件（衆議院送付）（委員長報告）

第一一　薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）

第一二　鉱業法案（第八回国会内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一三　採石法案（第八回国会内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一四　鉱業法施行法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一五　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一六　土地調整委員会設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一七　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一八　裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一九　裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二〇　刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二一　民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二二　運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二三　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二四　図書館運営委員長報告

第二五　地方民間調査機関の拡充に関する請願（委員長報告）

第二六　郡山市に営林局設置の請願（委員長報告）

第二七　恩給法等の一部改正に関する請願（委員長報告）

第二八　陸地測量師の恩給復活に関する請願（委員長報告）

第二九　小笠原島の日本復帰に関する請願（委員長報告）

第三〇　在外公館等借入金緊急措置に関する請願（委員長報告）

第三一　沖縄諸島の日本復帰に関する請願（委員長報告）

第三二　在外公館等借入金支拂促進に関する請願（委員長報告）

第三三　碁、将棋具物品税の免税点設定に関する請願（委員長報告）

第三四　時計部分品の物品税撤廃に関する請願（委員長報告）

第三五　釣魚用具の物品税課税に関する請願（委員長報告）

第三六　喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願（委員長報告）

第三七　ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願（委員長報告）

第三八　鏡台の物品税撤廃等に関する請願（委員長報告）

第三九　揮発油税軽減に関する請願（三件）（委員長報告）

第四〇　酒税引下げに関する請願（委員長報告）

第四一　農家に対する課税軽減の請願（委員長報告）

第四二　織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願（委員長報告）

第四三　日本専売公社福島県小野田村有臨時收納所建物買上に関する請願（委員長報告）

第四四　たばこ收納代金引上げに関する請願（委員長報告）

第四五　中小商工業者に対する不動産担保による長期金融の請願（委員長報告）

第四六　国民金融公庫宮崎支所資金増額に関する請願（委員長報告）

第四七　国庫負担率算定方法の公開に関する請願（委員長報告）

第四八　時計類および同部分品等の物品税撤廃に関する請願（委員長報告）

第四九　昭和二十六年度農地関係予算復活に関する請願（委員長報告）

第五〇　土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）

第五一　早場米奨励金制度存続に関する請願（委員長報告）

第五二　国有林地内砂防工事実施促進に関する請願（委員長報告）

第五三　土地改良事業費全額国庫補助に関する請願（委員長報告）

第五四　農業改良普及事業の強化徹底に関する請願（委員長報告）

第五五　農業緊急対策に関する請願（委員長報告）

第五六　揚水機関電化事業費国庫補助に関する請願（委員長報告）

第五七　森林法中一部改正に関する請願（委員長報告）

第五八　宮城県下の水害復旧対策に関する請願（委員長報告）

第五九　地方競馬主催者の收得する控除金率の改正に関する請願（委員長報告）

第六〇　購買農業協同組合連合会に国庫資金による長期低利融資の請願（委員長報告）

第六一　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する請願（委員長報告）

第六二　水稲秋落防止対策費国庫助成に関する請願（委員長報告）

第六三　早場米奨励金継続に関する請願（委員長報告）

第六四　供米の適正および飯米対策に関する請願（委員長報告）

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

第六五　昭和二十四年度供米報奨用ならびに農家向特殊消費者用衣料品滞貨処理に関する請願（委員長報告）
第六六　市町村農地委員会事業費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）
第六七　昭和二十四年耕地災害復旧費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）
第六八　主要食糧確保のための病虫害防除緊急対策に関する請願（委員長報告）
第六九　山口県川上村の災害耕地等復旧に関する請願（委員長報告）
第七〇　国有林野拂下げに関する請願（委員長報告）
第七一　みそ、しょう油醸造用必需物資確保に関する請願（委員長報告）
第七二　豊沢川農業水利事業費予算増額に関する請願（委員長報告）
第七三　小野田市沖の干拓工事促進に関する請願（委員長報告）
第七四　畑作地帯の農業災害補償制度改善に関する請願（委員長報告）
第七五　都道府県農業共済組合連合会事業費不足金全額国庫補助に関する請願（委員長報告）
第七六　昭和二十六年度白河矢吹国営開拓事業費全額割当に関する請願（委員長報告）
第七七　愛知県野田村のかんがい用水路改修工事費助成に関する請願（委員長報告）
第七八　農林漁業金融に関する請願（委員長報告）
第七九　間人漁港修築工事施行に関する請願（委員長報告）
第八〇　由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願（委員長報告）
第八一　中浜漁港拡張工事施行に関する請願（委員長報告）
第八二　大槌漁港修築工事促進に関する請願（委員長報告）
第八三　東北海区機船底曳網漁業者の北海道海区操業に関する請願（委員長報告）
第八四　徳島県北灘村漁港の諸施設等のジェーン台風災害復旧に関する請願（委員長報告）
第八五　平漁港改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第八六　熹鼎漁港修築工事施行に関する請願（委員長報告）
第八七　内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願（委員長報告）
第八八　海区漁業調整委員会の漁業改革委託費増額に関する請願（委員長報告）
第八九　須津漁港改修工事施行に関する請願（委員長報告）
第九〇　漁船保険事業の拡充強化に関する請願（委員長報告）
第九一　島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設費国庫補助に関する請願（委員長報告）
第九二　吉田漁港災害復旧に関する請願（委員長報告）
第九三　漁業制度改革実施費増額に関する請願（委員長報告）
第九四　九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願（委員長報告）
第九五　千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願（委員長報告）
第九六　荒廃漁場の復旧に関する請願（委員長報告）
第九七　まき網漁業許可方針の確立に関する請願（委員長報告）
第九八　漁業金融の合理化に関する請願（委員長報告）
第九九　水産資源枯渇防止に関する請願（委員長報告）
第一〇〇　漁船船員法制定に関する請願（委員長報告）
第一〇一　漁業経営費の低減および魚価の維持対策に関する請願（委員長報告）
第一〇二　紀勢線中未完成区間工事再開に関する請願（二件）（委員長報告）
第一〇三　魚沼線復活に関する請願（委員長報告）
第一〇四　仙台貨物駅建設に関する請願（委員長報告）
第一〇五　浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願（委員長報告）
第一〇六　福島駅本屋改築工事促進に関する請願（委員長報告）
第一〇七　棚倉町、宮本村間に国営貨客自動車運輸開始の請願（二件）（委員長報告）
第一〇八　磐越東、西両線および水郡線の列車運転回数増加等に関する請願（委員長報告）
第一〇九　二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願（委員長報告）
第一一〇　白棚鉄道復活に伴う停車場設置等の請願（委員長報告）
第一一一　中村、新地両駅間に新駅設置の請願（委員長報告）
第一一二　中村駅貨物ホーム拡張に関する請願（委員長報告）
第一一三　白河保線区存置に関する請願（委員長報告）
第一一四　白棚鉄道復活に関する請願（委員長報告）
第一一五　喜久田駅待合室拡張等に関する請願（委員長報告）
第一一六　伊達紋別駅施設改善に関する請願（委員長報告）
第一一七　宮下、川口間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第一一八　川東、谷田川両駅間に駅員無配置駅設置の請願（委員長報告）
第一一九　東北本線西郷信号場を駅に昇格の請願（委員長報告）
第一二〇　小野新町、須賀川両町間および須賀川、長沼両町間に国営バス運転開始の請願（委員長報告）
第一二一　貝田信号場を駅に昇格の請願（委員長報告）
第一二二　神俣駅を滝根駅と改称するの請願（委員長報告）
第一二三　上野市、夕張町間鉄道敷設に関する請願（委員長報告）
第一二四　三陸沿岸鉄道敷設に関する請願（委員長報告）
第一二五　岩手県県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願（委員長報告）
第一二六　津軽環状鉄道開通促進等に関する請願（委員長報告）
第一二七　志布志、古江両線の列車ダイヤ増加等に関する請願（委員長報告）
第一二八　兵庫、鷹取両駅間に長田駅新設の請願（委員長報告）
第一二九　特急中一本を神戸まで延長するの請願（委員長報告）
第一三〇　日南鉄道貫通促進に関する請願（委員長報告）
第一三一　赤穂線中未選定区間路線の選定に関する請願（委員長報告）
第一三二　岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）
第一三三　津屋崎燈台建設に関する請願（委員長報告）
第一三四　岩手県越喜来村首崎に燈台および警報設置の請願（委員長報告）
第一三五　小名浜海上保安部に陸上無線通信所併設等の請願（委員長報告）
第一三六　郡山市に測候所設置の請願（委員長報告）
第一三七　小名浜海上保安部に陸上無線通信施設新設の請願（委員長報告）
第一三八　鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願（委員長報告）
第一三九　広島県大島商船学校存続に関する請願（委員長報告）
第一四〇　北海道千歳飛行場の内国航空株式会社使用許可に関する請願（委員長報告）
第一四一　岩手県綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願（委員長報告）
第一四二　青森港修築工事促進に関する請願（委員長報告）

第一四三　肥薩線電化電源の天然ガス利用火力発電所建設に関する請願　（委員長報告）
第一四四　日本国有鉄道法中一部改正に関する請願　（委員長報告）
第一四五　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（六件）　（委員長報告）
第一四六　福島県小野新町駅前に無集配特定郵便局新設の請願　（委員長報告）
第一四七　福島県河内村に簡易郵便局設置の請願　（委員長報告）
第一四八　郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願　（委員長報告）
第一四九　郡山市に郵政健康管理特別局設定の請願　（委員長報告）
第一五〇　福島県仁井田村に簡易郵便局設置の請願　（委員長報告）
第一五一　郡山市に仙台郵政局仙台逓信病院分院設置の請願　（委員長報告）
第一五二　福島県社村に簡易郵便局設置の請願　（委員長報告）
第一五三　兵庫県福田村古川に無集配特定郵便局設置の請願　（委員長報告）
第一五四　特定郵便局を簡易郵便局に切り換え反対の請願　（委員長報告）
第一五五　山形県干布村原町に郵便局設置の請願　（委員長報告）
第一五六　鹿児島県佐多町大中尾郵便局存続に関する請願　（委員長報告）
第一五七　岡山県連島町、福田町両地区の水島地帯に郵便局設置の請願　（委員長報告）
第一五八　逗子電報電話局の移転等に関する請願　（委員長報告）
第一五九　奈良県秋野村郵便局の電話交換事務開始に関する請願　（委員長報告）
第一六〇　香川県山内郵便局の電話交換事務開始に関する請願　（委員長報告）
第一六一　宇和島地方の電話施設拡充整備に関する請願　（委員長報告）
第一六二　郡山放送局放送設備拡張に関する請願　（委員長報告）
第一六三　郡山電報局独立庁舎新築に関する請願　（委員長報告）
第一六四　郡山電報局を福島県第二中心局とするの請願　（委員長報告）
第一六五　二本松電報電話局局舎新築ならびに電話交換方式変更等に関する請願　（委員長報告）
第一六六　福島県好間村に電話架設の請願　（委員長報告）
第一六七　郡山市に裸線搬送電話中継所設置の請願　（委員長報告）
第一六八　郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願　（委員長報告）
第一六九　郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願　（委員長報告）
第一七〇　郡山市に電気通信省逓信病院又は仙台逓信病院分院設置の請願　（委員長報告）
第一七一　福島県中野、郡山両局間直通電話線新設に関する請願　（委員長報告）
第一七二　白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願　（委員長報告）
第一七三　福島県中妻郵便局に転換器による最簡易電話交換事務開始の請願　（委員長報告）
第一七四　会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活に関する請願　（委員長報告）
第一七五　愛媛県日振島村に無線電話設置の請願　（委員長報告）
第一七六　福島県三神村電話回線変更に関する請願　（委員長報告）
第一七七　東條川下流の築堤工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一七八　百瀬川改良工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一七九　旅川改修工事促進に関する請願　（委員長報告）
第一八〇　国道第四号線中一部改良工事促進に関する請願　（委員長報告）
第一八一　福島県西白河郡内阿武隈川および支川の災害復旧工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一八二　災害市町村工事事業費国庫補助に関する請願　（委員長報告）
第一八三　住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願書（二件）　（委員長報告）
第一八四　赤麻沼および渡良瀬川改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一八五　天龍川上流改修工事促進に関する請願　（委員長報告）
第一八六　飯山町、木島村間の千曲川に永久橋架設の請願　（委員長報告）
第一八七　鳥崎士尻地区沿岸防災工事促進に関する請願　（委員長報告）
第一八八　国道第二十三号線内吉野川に架橋の請願　（委員長報告）
第一八九　滑川改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一九一　神之川改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一九二　国道第二号線補装に関する請願　（委員長報告）
第一九三　災害復旧費予算配分増額に関する請願　（委員長報告）
第一九四　錦帯橋再建に関する請願　（委員長報告）
第一九五　馬込川改修工事継続施行に関する請願　（委員長報告）
第一九六　福岡県大川町、佐賀県諸富間の筑後川に架橋の請願　（委員長報告）
第一九七　有明海岸堤防補強工事施行に関する請願　（委員長報告）
第一九八　岩手県谷内村地内猿ヶ石川いえん堤工事再開に伴う被害農家の補償の請願　（委員長報告）
第一九九　閉伊川水系砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二〇〇　三峰川総合開発事業促進に関する請願　（委員長報告）
第二〇一　指定府県道三原奥線改修工事促進に関する請願　（委員長報告）
第二〇二　宮崎県福島町のキジア台風災害復旧に関する請願　（委員長報告）
第二〇三　愛媛県下のキジア台風災害復旧に関する請願　（委員長報告）
第二〇四　島田川上流改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二〇五　秋田県響村米代橋を永久橋に架替の請願　（委員長報告）
第二〇六　五ヶ瀬川を河川法適用河川に認定等の請願　（委員長報告）
第二〇七　千曲川堤防改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二〇八　蔵王川および酢川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二〇九　米沢川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一〇　古佐川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一一　乱川および押切川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一二　宮川上流砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一三　高瀬川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一四　野川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一五　宵龍寺川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一六　赤井川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一七　日向川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一八　滝の沢川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二一九　洗沢川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二二〇　大且川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二二一　月光川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二二二　日塔川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二二三　千座川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）
第二二四　丹生川流域の防災事業等施行に関する請願　（委員長報告）
第二二五　樽石川砂防工事施行に関する請願　（委員長報告）

第二二六　白水川砂防工事施行に関する請願（委員長報告）
第二二七　吉井川下流改修工事促進に関する請願（委員長報告）
第二二八　九州横断道路の整備に関する請願（委員長報告）
第二二九　在外公館等借入金支拂促進に関する陳情（委員長報告）
第二三〇　商工組合中央金庫資金確保に関する陳情（委員長報告）
第二三一　国家公務員共済組合の赤字国庫負担に関する陳情（委員長報告）
第二三二　ブレトン・ウッヅ機構加盟促進に関する陳情（委員長報告）
第二三三　境港の港湾施設工事施行に関する陳情（委員長報告）
第二三四　日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情（委員長報告）
第二三五　二月田駅拡張に関する陳情（委員長報告）
第二三六　指宿線にガソリンカー運行復活の陳情（委員長報告）
第二三七　志布志線延長工事促進に関する陳情（委員長報告）
第二三八　日勝横断鉄道中央線敷設に関する陳情（委員長報告）
第二三九　石老駅にこ線橋架設の陳情（委員長報告）
第二四〇　帯広駅の施設拡充および日勝横断鉄道敷設に関する陳情（委員長報告）
第二四一　北海道岩見沢市、大願間の国営バス予定路線延長に関する陳情（委員長報告）
第二四二　浜調路駅移転等促進に関する陳情（委員長報告）
第二四三　岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する陳情（委員長報告）
第二四四　船岡、仙台両駅間に国営バス運輸開始の陳情（委員長報告）
第二四五　女川駅、雄勝間鉄道敷設促進に関する陳情（委員長報告）
第二四六　仙台市、角田町間に国営バス運輸開始の陳情（委員長報告）
第二四七　鹿兒島県志布志港修築工事促進に関する陳情（委員長報告）
第二四八　宮崎港修築工事実現に関する陳情（委員長報告）
第二四九　港湾修築費負担率軽減に関する北海道特例法制定の陳情（委員長報告）
第二五〇　秋田県船川港に公共船員職業安定所設置の陳情（委員長報告）
第二五一　室蘭港西部船だまり施設工事促進に関する陳情（委員長報告）
第二五二　北海道港湾修築費に対する特例法制定等に関する陳情（委員長報告）
第二五三　観光港ヨットハーバー整備等に関する陳情（委員長報告）
第二五四　宮津港護岸復旧工事施行に関する陳情（委員長報告）
第二五五　観光施設整備に見返り資金融資の陳情（委員長報告）
第二五六　小倉市のキジア台風による災害復旧の陳情（委員長報告）
第二五七　岩見沢、厚田間準地方費道路の兩館本線交さ点を立体交さとするの陳情（委員長報告）
第二五八　吉野川支流九頭宇谷砂防工事施行に関する陳情（委員長報告）
第二五九　日開谷川右岸堤防補強工事施行に関する陳情（委員長報告）
第二六〇　日開谷川左岸堤防補強工事等施行に関する陳情（委員長報告）
第二六一　宮川内谷川左岸堤防補強工事施行に関する陳情（委員長報告）
第二六二　住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する陳情（委員長報告）
第二六三　六角川に住江橋架設の陳情（委員長報告）
第二六四　兵庫県鳴尾村のジェーン台風災害復旧に関する陳情（委員長報告）
第二六五　九州横断道路整備に関する陳情（委員長報告）
第二六六　道路の整備改善等に関する陳情（委員長報告）

○議長（佐藤尚武君）　諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

中小企業信用保険法案
中小企業信用保険特別会計法案
日本輸出銀行法案

通商産業委員会に付託

大蔵委員会に付託

同日議員村尾重雄外十名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

電話事業の緊急復興に関する決議案

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（木下辰雄君外六名発議）

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（木下辰雄君外六名発議）

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

議院運営委員会に付託

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

健康保険法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

鉱業法案（第八回国会継続審査）
採石法案（第八回国会継続審査）
鉱業法施行法案

土地調整委員会設置法案

通商産業委員会に付託

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日議長から、大蔵大臣及び農林大臣宛左の決議を送付した。

興農政策推進に関する決議

同日議長から、大蔵大臣及び地方自治長官宛左の決議を送付した。

地方財政の緊急対策に関する決議

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

早期全面講和と主権の恢復に関する質問主意書（飛岩傳一君提出）

外国軍隊の撤兵と琉球及び小笠原諸島に関する質問主意書（細川嘉六君提出）

再軍備と軍事基地に関する質問主意書（岩間正男君提出）

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員　川上　嘉市君
労働委員　早川　慎一君
予算委員　一松　定吉君
決算委員　杉山　昌作君
議院運営委員　加賀　操君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員　早川　慎一君
労働委員　川上　嘉市君
予算委員　深川タマエ君
議院運営委員　杉山　昌作君

同日委員長から左の報告書を提出した。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書
裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書
刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案可決報告書
民事訴訟法等の一部を改正する法律案可決報告書
協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案可決報告書
特別鉱害復旧特別会計法案可決報告書
砂糖消費税法の一部を改正する法律案可決報告書
揮発油税法の一部を改正する法律案可決報告書
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案可決報告書
国有財産法第十三條の規定に基き国会の議決を求めるの件議決報告書
薬事法の一部を改正する法律案可決報告書
競馬法の一部を改正する法律案可決報告書
特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
鉱業法案可決報告書
採石法案可決報告書
鉱業法施行法案可決報告書
土地調整委員会設置法案可決報告書
水産業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書
全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案可決報告書
外務委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
外務委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
大蔵委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
大蔵委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
水産委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
水産委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
運輸委員会請願審査報告書第一、二号同特別報告第一、二、三号
運輸委員会陳情審査報告書第一、二号同特別報告第一、二、三、四号
郵政委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
郵政委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
電気通信委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
建設委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
建設委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
一昨六日委員長から左の報告書を提出した。

内閣委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号

去る五日委員長から左の報告書を提出した。

郵政事業の独立採算制等に関する調査報告書

一昨六日内閣総理大臣に総理府恩給局長三橋則雄君を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

昨七日内閣総理大臣から、総理府恩給局長三橋則雄君を第九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

特別調達庁長官官房長　村辻　義知君
同財務部長　川田　三郎君
同労務管財部長　中村　文彦君

同日内閣総理大臣から、特別調達庁長官官房長村辻義知君外二名（前掲議長承認の通り）を第九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長（佐藤尚武君）　これより本日の会議を開きます。

この際、日程の順序を変更し、日程第一を後に廻したいと存じます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。

○議長（佐藤尚武君）　日程第二、水産業協同組合法の一部を改正する法律案（木下辰雄君外六名発議）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の議案を発議する。

昭和二十五年十二月七日

発議者

木下　辰雄　千田　正
青山　正一　秋山俊一郎
入交　太蔵　櫻内　義雄
松浦　清一

参議院議長佐藤尚武殿

水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中一第六章　水産加工業協同組合連合会（第九十七條―第百條）を「第六章　水産加工業協同組合連合会（第九十七條―第百條）第六章の二　水産業協同組合共済会（第百條の二―第百條の十一）」に改める。

第百條の次に次の一章を加える。

第六章の二　水産業協同組合共済会

（設立の目的）

第百條の二　水産業協同組合は、その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産業協同組合共済会（以下「共済会」という。）を設立することができる。

（共済会の名称）

第百條の三　共済会は、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いなければならない。

2　共済会でないものは、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いてはならない。

（事業）

第百條の四　共済会は、会員から共済掛金の支拂を受け、会員がその事業の用に供する建物、工作物その他省令で定める物件又はその事業上の取扱に係る物品につき、火災（地震に因るものを除く。）、水災又は風災に因つて生じた損害について、会員に対し共済金を交付する事業を行うものとする。

2　前項の規定の適用については、会員が第百條の六第二項第三号の規定による会員である場合には、その会員が営む漁業又は水産加工業を会員の事業とする。

3　共済会の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）を適用しない。

（共済金額の制限及び監督上の指示）

第百條の五　主務大臣は、必要があると認めるときは、共済金について、その最高金額を定めることができる。この場合には、共済会は、当該金額をこえて共済金を交付してはならない。

2　主務大臣は、共済会に対し、その事業について監督上必要な事項を指示することができる。

（会員たる資格）

第百條の六　共済会の会員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。

一　共済会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

二　共済会の地区内に住所を有する漁業生産組合

2　前項に規定する者の外、共済会は、定款の定めるところにより、左の各号の一に該当する者を会員たる資格を有する者とすることができる。

一　共済会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前項第一号に規定する者の事業と同種の事業を行うもの

二　共済会の地区内に住所を有し、且つ、水産加工業を行うことを目的とする企業組合

三　前項又は前二号に規定する組合の組合員

（定款に記載すべき事項）

第百條の七　共済会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　名称

二　地区

三　事務所の所在地

四　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五　共済掛金、共済賃任その他の共済関係に関する事項に関する規定

六　経費の分担に関する規定

七　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八　準備金の額及びその積立の方法

九　役員の定数及び選挙に関する規定

十　事業年度

十一　公告の方法

2　共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。

3　主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

（発起人）

第百條の八　共済会を設立するには、第百條の六第一項の規定により会員たる資格を有する者二十人以上が発起人とならなければならない。

（設立の認可）

第百條の九　行政庁は、第百條の十一第四項において準用する第六十三條第一項の設立の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、その設立を認可しなければならない。

一　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反するとき。

二　定款又は事業計画のうち重要な事項になき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2　行政庁は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、発起人に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

（解散の効果）

第百條の十　共済会が解散したときは、合併の場合を除いては、共済関係は、終了する。

2　前項の場合には、共済会は、まだ経過しない期間に対する共済掛金を拂い戻さなければならない。

（準用規定）

第百條の十一　共済会の事業に関する事項については、第百條の四及び第百條の五に規定するものの外、商法第六百三十一條から第六百三十三條まで、第六百三十五條、第六百三十九條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百五十四條から第六百五十六條まで及び第六百六十一條から第六百六十三條までの規定を準用する。

2　共済会の会員に関する事項については、第百條の六に規定するものの外、第二十一條、第二十二條及び第二十五條から第二十七條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「第百條の六第二項の規定による会員（以下第百條の十一において準用する各規定において「准会員」という。）」と、第二十二條第二項中「前項の経費」とあるのは「前項の経費又は共済掛金」と読み替えるものとする。

3　共済会の管理に関する事項については、第百條の七に規定するものの外、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第三項及び第五十六條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」と、第三十九條、第四十四條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准会員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百條の九」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）の理事」と、同條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合員（准組合員を除く。）」と、第七十一條第一項中「第三十四條第七項本文」とあるのは「第三十四條第七項本文及び第八項」と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合員（准組合員を除く。）」と、第七十二條第一項中「第三十四條第七項本文」とあるのは「第三十四條第七項本文及び第八項」と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合員（准組合員を除く。）」と、第七十三條第一項中「第三十四條第七項本文」とあるのは「第三十四條第七項本文及び第八項」と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合員（准組合員を除く。）」と、第七十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百條の九」と読み替えるものとする。

4　共済会の設立に関する事項については、第百條の八及び第百條の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事と」、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

5　共済会の解散及び清算に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合」とあるのは「准会員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百條の九」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准会員を除く。）の理事」と、同條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同

組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

6　前各項に規定する事項の外、共済会に関する事項については、第五條、第六條、第八條及び第九條の規定を準用する。

第百一條第一項中「水産業協同組合（以下「組合」という。）」を「水産業協同組合又は共済会（以下「組合」と総称する。）」に改める。

第百十條第二項中「及び水産加工業協同組合連合会登記簿」を「、水産加工業協同組合連合会登記簿及び水産業協同組合共済会登記簿」に改める。

第百十八條第二項中「及び第百條第五項」を「、第百條第五項及び第百條の十一第五項」に改める。

第百三十條第十五号及び第十六号中「又は第百條第五項」を「、第百條第五項又は第百條の十一第五項」に改め、第百三十條第十九号を第二十号とし、同條第十八号の次に次の一号を加える。

十九　第百條の五第一項の規定に違反したとき。

第百三十一條中「及び第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）」を「、第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）及び第百條の三第二項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君　只今議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。本法案はかねてより水産業協同組合の要望によりまして、水産委員会におきまして調査研究いたして、今回木下辰雄外六名の発議を以て提案いたしましたものであります。

先ず本法案の提案の理由について簡単に申上げます。水産業協同組合並びに所属組合員の資産、即ち冷凍製氷施設、共同販売所、水産倉庫、事務所その他水産業の生産の用に供する物件が、火災、風災又は水災の災害によりまして損害を受けた場合、相互に救済することは、水産業協同組合の経営を安定し、所属組合員の事業経営の健全化を図るゆえんでありまして、水産業の振興の上に極めて重要な事柄であります。よつて以上の目的達成のために、水産業協同組合及びその所属組合員が結集いたしまして、水産業協同組合共済会を組織し、相互救済の一手段として共済事業を行わんとするものであります。而してこの共済事業は、農業におきましては農業災害補償法及び農業協同組合法によりまして、すでに実施いたしておるわけであります。然るに水産業協同組合法では、この改正を行わなければ完全にこの事業を行うことができないので、今回この法律の改正によりまして、農業と同様にこの共済事業を行わんとするものであります。

次に本法案の内容について御説明申上げます。先ず條文の改正といたしまして、その第一は設立の目的でありまして、それは水産業協同組合は、その経営の安定及び改善を図るために、災害によつて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産業協同組合共済会を設立することができることにいたしたのであります。第二には事業の内容でありまして、この共済会は、会員から共済掛金の支拂を受け、会員がその事業の用に供する建物、工作物等が、火災、風災又は水災等によつて生じた損害について、会員に対して共済金を交付するのであります。尚この事業で保険事業に該当するものにつきましては、保険業法を適用しないことにいたしたのであります。第三は共済金額の制限及び監督上の指示の規定でありまして、主務大臣は、必要があると認めた場合には、共済金についてその最高金額を定めることができるのであります。この場合には、共済会は当該金額を超えて共済金を交付してはならないのであります。又主務大臣は監督上必要な事項を指示することができるのであります。第四は会員の資格であります。即ち会員は共済会の地区の全部又は一部を地区とする水産業協同組合のすべてが加入することができますのであります。又定款で定めれば、その所属組合員も加入することができるのであります。第五は定款に記載すべき事項を規定し、第六には、発起人は水産業協同組合の二十以上が発起しなければならないことになつております。第七は、設立認可の場合の條件及び解散の効力その他準用條文を規定したのであります。

以上が提案の理由及び要旨の概要であります。而して本法案はかねてから数回に亘り水産委員会におきまして調査研究を重ねて参つたのでありますが、本法案が付託されました十二月七日の水産委員会におきまして、更に慎重審議をいたし、討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第三、競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会衆議院提出）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長岡田宗司君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

競馬法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年七月二十九日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條中「横浜、」の下に「中京、」を加え、「十一箇所」を「十二箇所」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君　只今議題となりました競馬法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果について御報告申上げます。

この法律案の内容は、中京地区に国営競馬場を一ヶ所新設せんとするものでありまして、すでに第五回国会におきまして、衆議院議員早稲田柳右衛門君外十五名によつて、又第七回国会に同じく江崎真澄君外十五名によつて提出されたものでありますが、その当時におきましては、国営競馬について努めてその権威と品格とを維持するためには、競馬場の増設はこれを抑制し、若し中京地区に競馬場の新設を有利且つ必要とするものであるならば、既設の十一ヶ所の範囲内におきまして、或いは収支の償わないもの、又は休止中のものを廃止整理しまして、配置替を行うべきではないか、或いは又競走馬資源の現状が果して競馬場の増設に応ずることができるであろうか等に関しまして問題が残され、特に新設競馬場設置候補地に数ヶ所が挙げられ、その間に可なり激しい獲得運動が行われて、これをこのまま無理押しすれば、或いは好ましくない結果を惹き起すのではないかと憂慮せられ、このところ暫らく冷却して時期を待つ必要があるのではないかとの考慮等のため、結論に達せず、農林委員会におきましては審議未了となつていたのであります。ところが第八国会に三度この法律案が衆議院議員千賀康治君外二十一名を以て提案せられ、会期切迫して当委員会に付託せられましたため、審議を盡す余日がなく、継続審査に付することとなつたのであります。

然るにその間に競輪に関しまして不祥事件が相次いで起り、競輪及び競馬等に対する世間の批判がいよ〳〵厳しさを加えまして、且つ又最近競馬機構の全面的改正、特に競馬民営論さえ擡頭するに至つたのであります。かような新らしい情勢の下におきまして、国営競馬場を増設するがごとき企図は、新らしい観点において検討を加えられなければならないことに相成つて参りました。そこで提案者代表及び農林、文部、通商産業、検察等、政府関係、各当局から、これらの点につきまして説明を聴取し、意見を徴しましたところ、これを要約いたしますと、競馬と競輪とは、その原史において、その性格におきまして、又その仕組において、趣きが異なつているから、競輪を以て直ちに競馬を律することは問題がある、本法案によつて国営競馬場が一ヶ所増設せらるるといたしましても、必ずしも懸念されるような結果を招くものとは考えられない、又競馬機構の改正につきましては目下検討中であつて、これが結論を得るまでには尚、時日を要するであろうというように窺われたのであります。かようにいたしまして、

(一)　この法律案が成立することは現行国営競馬が持続されることが前提となるわけであるから、これを確認せられたきこと。

(二)　競馬場設置場所の決定は公正な調査に基いて遅滞なくこれを行い、誘致運動が再発するような事態の発生を厳に警戒すること。

(三)　競馬場を設置するため農地の潰廃を来たさないよう注意すること。

(四)　競馬場設備の賃借に当り、設備者をして不当な利得を得せしめることなきよう、その賃借料を適正に決定すること。

(五)　競馬場の設置個所の決定及び設備借入の條件等については、遅滞なくこれを当委員会に報告すること。

等の五項目につきまして、政府の決意を確かめましたところ、各項に亘つて善処したい旨の答弁がありましたので、ここに質疑を打切り、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第四、協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会衆議院提出）、日程第五、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案、日程第六、揮発油税法の一部を改正する法律案、日程第七、特別鉱害復旧特別会計法案、日程第八、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案、日程第九、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、（いずれも、内閣提出、衆議院送付）、日程第十、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件（衆議院送付）、以上七案を一括議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年七月三十一日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合においては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し又は政令の定める基準に適合しないときを除いて、免許しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月五日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

食糧の輸入税を免除する法律

食糧の輸入税を免除する法律（昭和二十二年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十五年」を「昭和二十六年」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

揮発油税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月五日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律

揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額」を「数量」に改め、同條第二項を削る。

第四條中「前條第一項に規定する

金額の百分の百」を「揮発油一キロリットルにつき一万千円」に改める。

第十四條第二項中「揮発油の消費をもつて、製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなす。」を「揮発油の消費をもつて製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなし、その消費者をもつて揮発油の引取人とみなす。この場合における揮発油税の課税標率は、第三條の規定にかかわらず、その消費する揮発油の数量とする。」に改める。

第十八條第四項中「第三條第一項」を「第三條」に、「数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額」を「数量」に改める。

第二十條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

特別鉱害復旧特別会計法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

特別鉱害復旧特別会計法案

特別鉱害復旧特別会計法

（設置）

第一條　特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号。以下「法」という。）による特別鉱害の復旧工事（以下「復旧工事」という。）に関し、政府の行う鉱業権者等からの納付金等の徴收及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三條　この会計においては、法第二十四條第一項の規定による納付金、法第二十三條第二項の規定による受益者負担金、法第二十六條の規定による寄付金、法第二十八條第一項の規定による返納金及び附属雑收入をもつてその歳入とし、法第二十七條の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第四條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預入）

第七條　この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第八條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第十條　この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（支出未済額の繰越）

第十一條　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十二條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第　号）施行の日から施行する。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

目次

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　年金受給者のための特別措置（第三條―第七條）
第三章　連合会の業務（第八條―第十六條）
第四章　年金受給者等の権利の確認（第十七條―第二十一條）
第五章　雑則（第二十二條―第二十四條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合（以下「日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

（外地関係共済組合の定義）

第二條　この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に

掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。

一　朝鮮総督府逓信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）

二　朝鮮総督府交通局共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）

三　台湾総督府専売局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）

四　台湾総督府官林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）

五　台湾総督府交通局逓信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）

六　台湾総督府交通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

第二章　年金受給者のための特別措置

（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）

第三條　連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

2　連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基く命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件（昭和二十年勅令第六百八十八号）附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六條の規定による改定後の年金支給の義務）は、履行されたものとみなす。

3　旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されていないものは、その日において消滅したものとみなす。

（外地関係共済組合に係る年金の支給）

第四條　連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したものからの年金受給者に対し、当該指定の日以後当該共済組合が支給すべき年金を支給する。

2　前項の年金及び年金受給者のうちには、第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。

3　第一項の規定により年金を支給すべき者は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦（本州、四国、九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。）内に住所又は居所を有する者に限る。

4　大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定をするものとする。

（前二條の年金の支給に関する調整）

第五條　連合会が第三條の規定により承継した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の支給の例による。

2　連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

（年金額の改定）

第六條　連合会は、第三條の規定により承継した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月分以後、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

一　当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

二　当該年金の算定の基準となつた俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した当該年金に相当する年金の算定の例及び第三項の規定により算定した額

2　前項第一号の場合において、同号の年金のうちにその支給の條件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3　公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、その年金の額算定の際俸給月額に乗ずべき月数を労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）第二項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。

（日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付）

第七條　国は、日本製鉄八幡共済組合が、当該共済組合からの年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基き年金の支給を受ける者に対して支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合には、当該共済組合に対し、その年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を交付する。

2　前項に規定する年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額分の計算については、大蔵大臣の定めるところによる。

3　第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が同項に規定する年金の額の改定をした場合において、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章　連合会の業務

（業務）

第八條　連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行う。

一　第三條の規定により承認した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その承認した債務の整理をすること。

二　第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。

三　前二号の業務に附帯する業務

（定款の変更）

第九條　連合会は、この法律施行の後、遅滞なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行うこととなつたのに伴い必要とされる定款の変更をしなければならない。

（会計）

第十條　連合会は、第八條の規定による業務に関する会計については、共済組合法の規定による業務に関する会計と区分して、これを経理しなければならない。

第十一條　国は、予算の定めるところにより、連合会に対し、第八條

第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その承継した債務の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を交付する。

2　前項の金額は、毎年度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。

第十二條　連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する収支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2　連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する決算において剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに国庫に納付しなければならない。

3　連合会の第八條の規定による業務に関する会計についての細目的事項については、前二條及び前二項に定めるものを除く外、大蔵大臣が定める。

（監督）

第十三條　連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2　連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における第八條の規定による業務に関する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。

3　大蔵大臣は、毎年少くとも一回部下の職員をして連合会の第八條の規定による業務及び当該業務に関する会計について監査させるものとする。

（特定財産の国への帰属）

第十四條　連合会が第三條第一項の規定により承継した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するために必要でないと認めて大蔵大臣が指定したものは、その指定の日において、国に帰属するものとする。

（無料証明）

第十五條　連合会及び連合会から第八條第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に関し必要な範囲内において、国又は地方公共団体の権限のある機関に対し、無料で証明を求めることができる。

（非課税）

第十六條　連合会が支給する第八條第一号及び第一号に規定する年金及び一時金については、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2　連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3　連合会が第三條第一項の規定により承継した不動産の取得の登記については、登録税を課さない。

第四章　年金受給者等の権利の確認

（公告）

第十七條　連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継した後、並びに第四條の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて連合会に対し当該権利の確認を求めるための申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月（連合会がその権利義務を承継し、又は第四條の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月）を下ることができない。

2　前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3　第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による権利の確認が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。

（権利の確認）

第十八條　連合会は、前條第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めるための申出をした者に対し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基いて、その者が真正の権利者であるか否か並びにその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならない。

2　連合会は、前條第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基き、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。

（年金証書の交付）

第十九條　連合会は、前條の規定により引き続き年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならない。

2　連合会は、前條の規定による権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の発給に係る年金に関する証書を有するときは、これを返納させなければならない。

（年金又は一時金の受給権利者）

第二十條　連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第三條及び第四條の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わない。

（細目）

第二十一條　第十八條の規定による権利の確認及び第十九條第一項の規定による年金に関する証書の作成、交付、書換、再交付等に関する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章　雑則

（事務の委任）

第二十二條　大蔵大臣は、第四條第四項の規定による外地関係共済組合に関する調査の事務を連合会に行わせることができる。

2　連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七條の規定に準じて外地関係共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべき旨の公告をすることができる。この場合においては、当該公告には、当該公告が第三項の規定により第十七條第一項の規定による公告とみなされ、同條第三項に規定するところと同様の結果となることがあるべき旨を附記しなければならない。

3　連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基いて大蔵大臣が第四條第一項の指定をしたときは、連合会は、当該公告を第十七條第一項の規定による公告とみなして当該公告に応じて権利の申出をした者に対し第十八條第一項の規定による権利の確認をすることができる。

（時効の特例）

第二十三條　左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告（前條第三項の規定により権利の確認をする場合には、同條第二項の規定による公告）に応じて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものとする。

一　旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二　昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三　外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

2　前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令若しくは第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

（退職年金とみなす場合）

第二十四條　連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受ける者が、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第四十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）その他の法律において準用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　将来外地関係共済組合に帰属することが確定的となつた資産のうち、連合会が第四條の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の金額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

3　連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうちに第八條の規定による業務以外の業務の用に供せられるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用して当該業務を行うことができる。

4　第九條、第十條、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前條の規定による業務」又は「第八條の規定による業務」とあるのは「附則第三項の規定による業務」と、第十二條第一項中「收支計算書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5　連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四條中「第八條の規定による業務」とあるのは、「第八條及び附則第三項の規定による業務」と読み替えるものとする。

6　共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。

7　大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、直ちに共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

8　登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9　昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し第二十四條の規定を適用する場合においては、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

別表

年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給	年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
五〇円	三、八五〇円	一二五円	八、一〇〇円
五五	四、一五〇	一三三	八、七〇〇
六〇	四、四五〇	一四二	九、三〇〇
六五	四、七五〇	一五〇	九、九〇〇
七〇	五、〇五〇	一五八	一〇、五〇〇
七七	五、三五〇	一六七	一一、一〇〇
八三	五、七〇〇	一七五	一一、七〇〇
九〇	六、一〇〇	一八三	一二、五〇〇
九七	六、五〇〇	一九二	一三、三〇〇
一〇三	六、九〇〇	二〇〇	一四、二〇〇
一一〇	七、三〇〇	二一七	一五、二〇〇
一一七	七、五〇〇	二三三	一六、二〇〇
二五〇	一七、二〇〇	三〇〇	二一、五〇〇
二六七	一八、三〇〇	三一七	二二、九〇〇
二八三	二〇、一〇〇	三三三	二五、〇〇〇

備考

一　年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額（円位未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円位未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二　年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給とする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月五日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條　消費税ノ税率左ノ如シ

一　砂糖
第一種　分蜜セザル砂糖　百斤ニ付　四百円
第二種　第一種及第三種ノ砂糖以外ノ砂糖　百斤ニ付　千円
第三種　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ　百斤ニ付　千五百円
二　糖蜜
第一種　氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜　百斤ニ付　八百円
第二種　其ノ他ノ糖蜜　百斤ニ付　三百円
三　糖水　百斤ニ付　八百円
含有糖分ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エザルモノニ在リテハ百斤ニ付四百円

第四條第二項中「引取ルトキ」の下に「引取人ヨリ」を加え、同條第二項を削る。

第四條ノ二中「前條第一項但書」を「第四條但書」に改め、同條を第四條ノ四とし、第四條ノ三を第四條ノ五とし、第四條の次に次の二條を加える。

第四條ノ二　前條但書ノ規定ニ依ル担保ヲ提供シタル者同條但書ノ期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保物タル金銭ヲ以テ直ニ税金ニ充テ若ハ金銭以外ノ担保物ヲ公売ニ付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ又ハ保証人ヲシテ税金ヲ納付セシム

第四條ノ三　前條ノ場合ニ於テ担保物ノ価額ガ徴收スベキ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前條ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完納セザルトキハ先ヅ納税義務者ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行ヒ其ノ財産ノ価額ガ徴收スベキ税金、督促手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ国税徴收法第三十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス

第五條第四項を削り、第五條ノ二の次に次の一條を加える。

第五條ノ三　第四條ノ二及第四條ノ三ノ規定ハ第五條第二項ノ規定ニ依ル担保ノ提供アリタル場合ニ於テ同條第三項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴收スルトキニ付之ヲ準用ス

第六條中「第四條第一項但書、第四條ノ二」を「第四條但書、第四條ノ四」に改める。

第七條第一項中「第四條第一項但書、第四條ノ二」を「第四條但書、第四條ノ四」に改め、同條第三項中「其ノ移出先ニ移入セラレザルトキハ移入者」を「政府ノ指定シタル期限内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ引取人」に改める。

第八條中「又ハ販売」を削る。

第十一條第五項を次のように改める。

第四條ノ二及第四條ノ三ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル担保ノ提供アリタル場合ニ於テ第三項又ハ前項ノ規定ニ依リ消費税ヲ徴收スルトキニ付之ヲ準用ス

第十二條を次のように改める。

第十二條　消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種別及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ヲ徴收セズ政府ノ承認ヲ受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ之ニ課スベキ消費税額ガ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ課セラレタル消費税額ニ等シキモノヲ引取ル場合ニ付亦同ジ

消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ之ニ課スベキ消費税額ガ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ課セラレタル消費税額ヲ超ユルモノヲ製造場ヨリ引取ルトキハ引取人ヨリ其ノ超ユル部分ニ相当スル税額ノ消費税ヲ徴收ス

前二項ノ規定ニ依ル政府ノ承認ノ手続ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條を次のように改める。

第十六條　第十二條ノ四乃至第十四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、なお従前の例による。

但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号の定めるところによる。

一　この法律施行前に砂糖消費税を課せられた砂糖、糖蜜又は糖水を砂糖、糖蜜又は糖水の製造場にもどし入れし、又は移入した場合における当該砂糖、糖蜜又は糖水及びこれらを原料として製造した砂糖、糖蜜又は糖水については、改正後の砂糖消費税法第十二條の規定を適用する。

二　この法律施行前に課した砂糖消費税に係る砂糖消費税法の規定による担保については、改正後の同法及び同法に基く命令の規定を適用する。

3　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国有財産法第十三條の規定に基き国会の議決を求めるの件

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

左記皇室用財産の用途廃止について、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三條の規定により、国会の議決を求める。

記

一、所在　京都市東山区泉涌寺山内町五番地
同今熊野悲田院山五番地の一
同泉涌寺山内町二七番地

一、口座名　泉山陵墓地

一、区分、及び価格　数量　土地　一二、〇九二坪　七二、五五二円

〔小串清一君登壇、拍手〕

○小串清一君　只今上程せられました協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

本案は第八国会において衆議院議員今澄勇君外二十名より提出せられ、衆議院において修正可決の上、参議院に送付せられたものでありまして、現行法においては、信用協同組合設立の免許は、大蔵大臣の自由裁量により決定せられることになつておりますが、その新設が遅延する虞れがあるので、定款、事業の方法、又は事業の計画が、法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないときを除いて、免許しなければならないことに法規を整

備せんとするものであります。

本案は去る七月二十九日大蔵委員会に付託されたのでありましたが、時日がなかつたために、七月三十一日に議決を経て休会中継続審査し、更に今国会において慎重に審議を重ねて参つたものであります。

委員会の審議に当りましては、委員諸君より熱心なる質疑があり、提出議員並びに政府よりも懇切な説明があつたのでありますが、その詳細は速記録によつて御了承を願いたいと思います。

かくて質疑を終りまして討論に入り、森下政一委員より、免許基準案は厳格過ぎるので、できるだけ緩和する必要があるが、中小企業金融逼迫の折柄、止むを得ず賛成する。次いで油井賢太郎委員より、免許基準案は適当であるから、基準に適合した場合は速かに免許せられるよう希望して賛成をする。更に愛知揆一委員より、一応適当な措置と考えるが、更に積極的に中小企業金融対策を考えられるよう希望して賛成するとの意見がそれ〴〵述べられました。採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。

次は食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

米麦、雑穀、澱粉、繊詰類等の輸入税は本年十二月末日まで免税することになつておりますが、我が国現下の食糧事情に鑑みまして、更に免税期間を一年間延期しようとするものであります。委員会の審議に当りましては、委員各位より熱心な御質疑があり、又政府よりも懇切なる御説明がありましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論に入り、油井賢太郎委員より、でき得る限り安い主要食糧の輸入がなし得るよう更に努力をせられたいとの希望を附して賛成意見が述べられました。採決の結果全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。

次は揮発油税法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本案の内容について申上げます。揮発油税は、昨年五月以降、揮発油の小売価格の百分の百という相当高い税率で課税せられることになつたのでありますが、その後における揮発油の供給の増加及び代用燃料価格の下落等によつて、その税率が極めて多いものとなりましたので、明年一月一日からその税率を約三五%方引下げて、一キロリットル当り一万一千円とすると共に、従来の従価税率を従量税率に改めようとするものであります。本案につきましては公聴会を開きまして慎重に審査をし、委員諸君より熱心なる御質疑がありました。これに対して政府から懇切な御答弁がありましたが、その経過の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。質疑を終了いたしまして討論に入りましたところ、油井委員から、揮発油税は今回の引下げが行われても尚高率であるから、将来機会があるごとに税率の軽減を図られたいとの希望を附して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。

次は、特別鉱害復旧特別会計法案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法案は、今国会において別途提出されております特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案によりまして、特別鉱害復旧公社が廃止されまして、特別鉱害の復旧工事費の経理に関する業務を国において引継ぐことになりますので、新たに特別会計を設け、その経理状況を明確にしようとするものであります。本会計は通商産業大臣が管理し、その歳入は、特別鉱害復旧臨時措置法に規定する納付金、受益者負担金、寄附金、返納金及び附属雑収入とし、同法の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費を以て歳出となす等、特別会計に必要な諸規定の整備をなそうとするものであります。さて、委員会審議に当りましては、委員諸君より熱心なる質疑と政府より懇切なる答弁が行われたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。

次に上程をせられました砂糖消費税法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の内容について申上げますと、砂糖消費税につきましては、最近における輸入砂糖並びに飴、葡萄糖の甘味品の増加によりまして、国内産糖の価格が相当値下りを来たしており、その負担が相当重くなつておりますので、その税率を黒糖及び白下糖等については現行百斤当り千八百円を四百円に、白砂糖については二千円を千円にそれ〴〵引下げ、明年一月一日から実施しようというのであります。尚この外に砂糖消費税延納の際の担保の範囲を拡張する等、所要の改正を行おうというのであります。本案につきましては、公聴会を開き、慎重に審議いたしたのでありますが、その経過の詳細は速記録によつて御承知願いたいと思います。かくして質疑を終了し、討論、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告いたします。

次に国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

先ず本件の内容について申上げます。泉山陵墓地は第八十七代四條天皇の月輪陵外六十八基の陵墓の所在地として皇室用財産に残されておつたものでありますが、このうち、陵墓の所在地から相当の距離があり、孤立した飛地である三筆一万二千九十二坪の土地は、その用途を廃止しても陵墓の管理上支障がないと認められますので、今回その用途を廃止しようというのであります。而して用途廃止の土地のうち二千五十七坪は月輪中学校の敷地として、又九千四百二十五坪は日吉ケ丘高等学校の建築敷地として京都市から拂下の申請がなされておるとのことであります。本件につきましては、慎重審議の後、討論、採決の結果、全会一致を以て異議なきものと議決せられました。

右御報告いたします。

最後に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案の主な点を申上げますれば、旧陸海軍共済組合、外地関係共済組合等の共済組合から支給される年金が極めて低い額でありますので、これら年金受給者の生活の実情に鑑みまして、この際、昭和二十六年一月以降一般公務員の給与改訂が行われることを予想いたしまして、その年金を改訂いたそうとするものであります。即ち、従前の年金の算定の基礎となつた俸給を新給与の基準にまで引上げようというのでありまして、これに必要な費用は国庫より補助いたそうとするものであります。而してこれら年金支給に関する事務については統一的に処理せしめるために必要な措置を講じようとするものであります。

次に、財団法人日本製鉄八幡共済組合の年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前、即ち官業共済組合時代の年金受給者の年金額を本法の規定に準じて改訂いたした場合には、国庫はその年金額の改訂により必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を一時に八幡共済組合に交付いたそうとするものであります。

さて、本案の審議に当りましては、委員諸君より熱心なる質疑があり、政府より懇切な答弁がありましたが、そ

の詳細は速記録によつて御了承を願います。かくして質疑を終りまして討論に入り、愛知揆一委員より、日本製鉄八幡共済組合に対する給付等、政府責任の明確化並びに昭和九年一月三十一日以前に給付事由の発生した受給者と昭和九年二月一日以降に給付事由の発生した受給者との間の不均衡の是正等について、立法的予算的措置をとらることを希望する旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、これも全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、以上三案を問題に供します、三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に特別鉱害復旧特別会計法案及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案、以上二案を問題に供します。二案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて二案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に国有財産法第十三條の規定に基き国会の議決を求めるの件を問題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て委員長報告の通り可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第十一、薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事有馬英二君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

薬事法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十五年十一月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

薬事法の一部を改正する法律案

薬事法の一部を改正する法律

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二條に次の二項を加える。

3　厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、薬事審議会の建議に基き、用具又は化粧品に関して、品質の最低基準を定めることができる。

4　前項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品は、その基準に適合するものでなければ、これを販売し、授與し、又は販売若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十三條中「厚生大臣の指定した医薬品」を「厚生大臣の指定した医薬品及び前條第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」に改める。

第四十九條中「医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販売業者又は医薬品の販売業者」を「医薬品、用具又は化粧品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者」に改め、「無償で」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○有馬英二君　只今議題となりました薬事法の一部を改正する法律案について厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申上げます。

医科器械、歯科材料等の用具及び白粉、クリーム等の化粧品は、その品質如何によつては保健衛生上重大な関係がありますので、危害を生ずる虞れのある用具又は化粧品について、厚生大臣が品質に関する最低基準を定めてその検査を行うことができる制度を設け、保健衛生上危害を防止せんとするのが本法案の目的であります。

次に本法案の内容の主なる点について申上げますれば、第一は用具又は化粧品に関して品質の最低基準を定め、その最低基準に適合することを條件とする国家検定を行わんとすることであります。第二は、現行法では用具及び化粧品の販売業者には公務員が立入検査を行い得ないことになつておりますが、これらの業者についても立入検査を行い、検定制度と共に保健衛生上の万全を期すると共に、財産権尊重の趣旨から、不良の疑いのあるものについて無償で收去する規定を改め、收去の場合は補償することにいたしたのであります。

本委員会においては、政府より提案理由の説明を聽取すると共に、審議の参考に資するため、薬事に関する都内の実情を視察する等、慎重に審議、質疑応答を重ねて参つたのであります。詳細は速記録を御覽頂きたいと存じますが、次に審議中の質疑応答によりまして明らかにいたしました主要なるものについて申上げますと、第一点は、最低基準は何を基準にして決定するか、又最低基準を定めて如何なる効果があるかの質疑に対し、政府より、薬品におきましては処方、内容等を決められますが、化粧品は保健衛生上有害物の含有又は量を以て決定する。最低基準は検査及び許可の際の基準としても必要である。第二点は、最低基準は有害の点を主として品質の取締はどのように取扱うかの質疑に対し、政府より、品質の最低基準は内容にまで亘るべきであるが、有害の点を主とするものである。第三点は、最低基準に合格する製品は登録内容と合致しなくともよいかの質疑に対し、政府より、登録内容と合致しない製品は不良品として措置する。以上のような質疑をいたしまして、討論を経て採決に入りましたところ、本法案は全員一致を以て可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第十二、鉱業法案、日程第十三、採石法案、（いずれも第八回国会内閣提出、衆議院送付）、日程第十四、鉱業法施行法案、日程第十五、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第十六、土地調整委員会設置法案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長梁川栄左ヱ門君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

鉱業法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

鉱業法案

鉱業法

目次

第一章　総則（第一條―第十條）
第二章　鉱業権（第十一條―第七十條）
第三章　租鉱権（第七十一條―第八十七條）
第四章　勧告及び協議（第八十八條―第百條）
第五章　土地の使用及び收用（第百一條―第百八條）
第六章　鉱害の賠償
第一節　賠償義務（第百九條―第百十六條）
第二節　担保の供託（第百十七條―第百二十一條）
第三節　和解の仲介及び調停（第百二十二條―第百六十四條）
第四節　地方鉱害賠償基準協議会（第百六十五條―第百七十條）
第七章　異議の申立（第百七十一條―第百八十條）
第八章　補則（第百八十一條―第百九十條）
第九章　罰則（第百九十一條―第百九十五條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。

（国の権能）

第二條　国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦與する権能を有する。

（適用鉱物）

第三條　この條以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニツケル鉱、コバルト鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（○ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）○及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

2　前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と附合しているものは、鉱物とみなす。

（鉱業）

第四條　この法律において「鉱業」とは、鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。

（鉱業権）

第五條　この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（租鉱権）

第六條　この法律において「租鉱権」とは、設定行為に基き、他人の鉱区において、鉱業権の目的となつている鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（鉱物の掘採及び取得）

第七條　まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、掘採してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　可燃性天然ガスを営利を目的としないで、單に一家の自用に供するとき。

二　鉱業権の目的となつていない石灰石、ドロマイト又は耐火粘土を営利を目的としないで、單に一家の自用に供するとき。

（分離鉱物の帰属）

第八條　鉱区において、鉱業権又は租鉱権によらないで土地から分離された第五條の鉱物は、前條第一号に掲げる場合を除き、その鉱業権者又は租鉱権者の所有とする。

2　鉱区外において、土地から分離された鉱物は、無主の動産とする。

（権利義務の承継）

第九條　この法律に規定する鉱業権者又は租鉱権者の権利義務は、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。

（行為の効力の承継）

第十條　この法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱業権者となろうとする者、鉱業出願人（鉱業権の設定の出願をした者をいう。以下同じ。）、鉱業権者、租鉱権者、土地の所有者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章　鉱業権

（種類）

第十一條　鉱業権は、試掘権及び採掘権とする。

（性質）

第十二條　鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第十三條　鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となる外、権利の目的となることができない。但し、採掘権は、抵当権及び租鉱権の目的となることができる。

（鉱区及びその面積）

第十四條　鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

2　鉱区の面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては三十（十五）ヘクタール、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火粘土については一ヘクタール、その他の鉱物については三ヘクタールを下ることができない。但し、砂鉱については、この限りでない。

3　鉱区の面積は、三百五十ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

（鉱区に関する制限）

第十五條　土地調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域（以下「鉱区禁止地域」という。）は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

第十六條　同一の地域においては、二以上の鉱業権を設定することができない。但し、異種の鉱床中に存する鉱物を目的とする場合及び第四十六條の場合は、この限りでない。

2　前項但書の場合においては、鉱業権者は、互にその権利を制限される。

（鉱業権者の資格）

第十七條　日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。但し、條約に別段の定があるときは、この限りでない。

（○試掘権の○存続期間及びその延長）

第十八條　試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2　前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、○（石油を目的とする試掘権については三回）○に限り延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、○一回○二年とする。

4　第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内にしなければならない。

5　通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、試掘権者が誠実に探鉱をした事実が明らか

であり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

第十九條　通商産業局長は、（前條第二項の申請があつた場合において、試掘権者が鉱業に登録の日から三十年を経過する日の翌日に登録をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を調査するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。）採掘権の存続期間は、前項の期間の満了に際し、採掘権者の申請により延長することができる。

2　前項の期間は、その満了に際し、通商産業局長が、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内にしなければならない。

3　前項の規定により延長する期間は、三十年とする。

4　第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内にしなければならない。

5　通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、当該鉱区における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、延長の許可をしてはならない。

第二十條　第十八條第二項又は前條第二項の申請があつたときは、鉱業権（試掘権）の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その鉱業権（試掘権）は、存続するものとみなす。

（設定の出願）

第二十一條　鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。

2　前項の規定による出願をしようとする者は、省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、通商産業局長に提出しなければならない。

一　出願の区域の所在地

二　出願区域の面積

三　目的とする鉱物名称

四　氏名又は名称及び住所

3　同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

（鉱床説明書）

第二十二條　採掘権の設定を受けようとする者は、前條第一項の規定による出願と同時に、出願の区域について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2　前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない。

（共同鉱業出願人）

第二十三條　二人以上共同して鉱業権の設定の出願した者（以下「共同鉱業出願人」という。）は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2　前項の規定により届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3　前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4　代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。

5　共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとみなす。

（都道府県知事との協議）

第二十四條　通商産業局長は、鉱業権の設定の出願があつたときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

（土地の所有者の意見書）

第二十五條　石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物について採掘権の設定の出願があり、その鉱物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、採掘権の設定の出願をした土地の区域（以下「採掘出願地」という。）に係る土地（国の所有するものを除く。）の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2　通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を附して採掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができる。

（設備設計書）

第二十六條　通商産業局長は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があると認めるときは、鉱業出願人に対し、相当の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

（優先権）

第二十七條　鉱業権の設定の出願をした土地の区域（以下「鉱業出願地」という。）が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2　試掘権の設定の出願をした土地の区域（以下「試掘出願地」という。）と採掘出願地とが重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときには、その重複する部分については、採掘権の設定の出願をした者（以下「採掘出願人」という。）が優先権を有する。

3　試掘出願地が重複し、又は採掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、通商産業局長は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

（採掘出願の日時）

第二十八條　試掘権の設定の出願をした者（以下「試掘出願人」という。）がその試掘出願地と重複してその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、試掘権の設定の出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の願書の発送の日時に採掘権の設定の出願をしたものとみなす。但し、前條第二項の場合においては、この限りでない。

2　前項本文の規定は、採掘出願人がその採掘出願地と重複してその目的となつている鉱物と同様の鉱床中に存する鉱物を目的として採掘権の設定の出願をした場合に準用する。但し、採掘権者がその鉱区と重複して採掘権の設定の出願をし、その試掘権の消滅後更に試掘権の設定の出願をしたときは、この限りでない。

3　前二項の規定は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

（不許可）

第二十九條　通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時においてその目的となる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分についてはならない。

第三十條　通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時においてその目的となる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條　通商産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時においてその目的となる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると

認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條　通商産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内）に、その試掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條　通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條　通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條　通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

（鉱業出願地の増減）

第三十六條　鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができる。

2　第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。

（採掘出願地の増減命令）

第三十七條　通商産業局長は、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、採掘出願地の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、採掘出願地の増減の出願を命ずることができる。

2　前項の規定による命令に基いてその命令書の到達の日から三十日以内にした採掘出願地の増減の出願は、採掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつている部分又は他人の鉱業権の設定の出願が許可されている部分については、この限りでない。

3　通商産業局長は、採掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願地の増減の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

（転願命令）

第三十八條　通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2　通商産業局長は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘権の設定の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條　通商産業局長は、採掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができる。

2　通商産業局長は、採掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、採掘権の設定の出願を許可してはならない。

（命令の手続）

第四十條　通商産業局長は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業出願人の地位の承継）

第四十一條　鉱業出願人の地位（名義）は、相続その他の一般承継の場合でなければ、承継することができない。

鉱業出願人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の名義に変更することができる。

第四十二條　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の地位（名義）を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

2　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の名義の変更があつたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（許可の失効）

第四十三條　鉱業出願人が鉱業権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、許可は、その効力を失う。

（共同鉱業権者）

第四十四條　鉱業権を共有する者（以下「共同鉱業権者」という。）は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3　前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4　代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5　共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

（鉱区の増減）

第四十五條　鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

2　採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

3　第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願に準用する。

（掘進増区）

第四十六條　採掘鉱区がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾を得て、鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、鉱業権者及び抵当権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2　前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第

三十五條までの規定は、準用しない。

第四十七條　採掘権者は、前條第一項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

2　通商産業局長は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5　通商産業局長は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

6　前項の決定があつたときは、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾があつたものとみなす。

（鉱区の増減命令）

第四十八條　通商産業局長は、採掘鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、その鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区の増減の出願を命ずることができる。

2　第三十七條第二項及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

（採掘出願命令）

第四十九條　通商産業局長は、試掘鉱区における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が探掘権の設定に適すると認めるときは、探掘権の設定の出願を命ずることができる。

2　第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

（鉱区の分割及び合併）

第五十條　採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

2　採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割しこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3　採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前二條の出願をすることができない。

4　第二十一條及び第四十三條の規定は、第二項第一項又は第二項の出願に準用する。

第五十一條　採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、前條第一項又は第二項の出願に基く合併があつたときは、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前條第一項又は第二項の規定は、前條第一項又は第二項の規定の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

（取消等の処分）

第五十二條　通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條　通商産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになつたと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條　通商産業局長は、鉱物の掘採が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條　通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一　第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二　施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四　第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わないとき。

五　第百二十條の規定による命令に従わないとき。

六　鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

第五十六條　第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

（採掘権の取消と抵当権）

第五十七條　通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2　抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権の取消の場合は、この限りでない。

3　採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

4　競落を許す決定が確定したときは、採掘権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。

5　競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

（採掘権の放棄と抵当権）

第五十八條　前條の規定は、通商産業局長が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

（登録）

第五十九條　左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

一　鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限

二　共同鉱業権者の脱退

三　採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2　前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3　登録に関する規程は、政令で定める。

（登録の効力）

第六十條　前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

（表示の変更）

第六十一條　通商産業局長は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見したときは、その鉱区図を更正し、当該鉱業権につき変更の登録をし

た後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

（事業着手の義務）

第六十二條　鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2　鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3　鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

4　鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（施業案）

第六十三條　試掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　採掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、通商産業局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　通商産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

4　鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

（掘採の制限）

第六十四條　鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を掘採するには、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

（重複鉱区における鉱業）

第六十五條　第四十六條第一項の規定により隣接鉱区に重複して鉱区の増加の出願をし、その登録を得た採掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定めた鉱床以外の鉱床に掘進することができない。但し、隣接鉱区の鉱業権が消滅した後は、この限りでない。

第六十六條　異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複するときは、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が後である者は、その先である者の承諾を得なければ、その部分において鉱物を掘採してはならない。但し、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が先である者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2　異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複する場合において、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が同日であるときは、鉱業権者は、他の鉱業権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければ、その部分において鉱物を掘採してはならない。

3　試掘権者が試掘権の存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して採掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は採掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4　第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのわないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5　第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（鉱種名の変更）

第六十七條　鉱業権者は、その鉱区において、登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採しようとするときは、説明書を添えて通商産業局長に届け出て、その鉱物の存在の確認を受けなければならない。

（鉱業事務所）

第六十八條　鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地又はその附近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

（試掘工程表）

第六十九條　試掘権者は、省令で定める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

（坑内実測図及び鉱業簿）

第七十條　採掘権者は、省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

第三章　租鉱権

（性質）

第七十一條　租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第七十二條　租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

（租鉱区）

第七十三條　租鉱権の区域（以下「租鉱区」という。）の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

（設定）

第七十四條　租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條　同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前條の場合は、この限りでない。

（存続期間及びその延長）

第七十六條　租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2　前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

4　租鉱権者及び採掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

（設定の申請）

第七十七條　租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者となろうとする者及び採掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

一　申請の区域の所在地
二　申請の区域の面積
三　目的とする鉱物の名称
四　採掘権の登録番号
五　鉱床を特定したときは、その鉱床
六　存続期間
七　租鉱料を支拂うべきときは、租鉱料並びにその支拂の時期及び方法
八　氏名又は名称及び住所

2　特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及び

その説明書を添えなければならない。

3　通商産業局長は、残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

4　租鉱権者となろうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

（租鉱区の増減）

第七十八條　租税権者及び採掘権者は、租鉱区を増減することができる。

2　前條の規定は、租鉱区の増減に準用する。

（行為の効力の承継）

第七十九條　租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定により採掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

2　租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定により租鉱権者がした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

（採掘権の変更と租鉱権）

第八十條　採掘権者は、租鉱区について鉱区の減少又は分割の出願をしようとするときは、あらかじめ租鉱権者の承諾を得なければならない。採掘権の上に租鉱権が存する場合において、採掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

（消滅の諸求）

第八十一條　採掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支拂うべき場合において、その支拂を遅滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができる。

（放棄）

第八十二條　租鉱権者は、租鉱料を支拂うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支拂わなければ、租鉱権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

（取消）

第八十三條　通商産業局長は、租鉱権者が左の各号の一に該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。

一　第八十六條の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六箇月以上休業したとき。

二　施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三　鉱山保安法第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四　第百二十條の規定による命令に従わないとき。

五　鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

2　第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租鉱権の取消に準用する。

（登録）

第八十四條　租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。

2　前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3　登録に関する規程は、政令で定める。

（登録の効力）

第八十五條　前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、採掘鉱区の減少による租鉱権の変更又は採掘権の消滅、採掘鉱区の減少、存続期間の満了若しくは混同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

（事業着手の義務）

第八十六條　租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2　租鉱権者は、引き続き六箇月以上その事業を休止してはならない。

（準用）

第八十七條　第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條から第五十四條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條、第六十八條及び第七十條の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

第四章　勧告及び協議

（鉱業権の交換又は売渡）

第八十八條　通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯そうする地域において、鉱業権の交換又は売渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができると認めるときは、鉱業権の交換又は売渡について、当該鉱業権者に勧告することができる。

（鉱区の増減）

第八十九條　通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、当該採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

2　同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、採掘権者は、他の採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願をすることについて協議することができる。

3　前二項の規定による協議に基く出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

4　第一項又は第二項の規定による協議に基く出願は、当事者が連名でしなければならない。

（決定の申請）

第九十條　前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

（聴聞）

第九十一條　通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該採掘権者並びに当該採掘権の抵当権者及び租鉱権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（処分の禁止）

第九十二條　第九十條の規定による決定の申請があつたときは、採掘

権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基き採掘権の変更の登録があるまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

（決定）

第九十三條　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一　当該鉱区の所在地

二　当該採掘権の登録番号

三　採掘権の変更の内容

四　対価並びにその支拂の時期及び方法

（決定の方式）

第九十四條　前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2　通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

（決定の効果）

第九十五條　第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、鉱区相互の間の鉱区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2　前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項の規定にかかわらず、単独で鉱区の増減の出願をすることができる。

（鉱区の増減と租鉱権）

第九十六條　採掘鉱区のうち租鉱権が設定されている部分について、第九十三條の決定に基き鉱区の減少の登録があつたときは、租鉱権は、鉱区の減少により租鉱区が減少した限度においては、鉱区の増加があつた採掘権の上にも存続するものとする。

2　通商産業局長は、鉱区相互の間の鉱区の増減について、第九十三條の決定をする場合において、租鉱権が二以上の採掘権の上に存続することとなるときは、決定において租鉱権者が各採掘権者に対して支拂うべき租鉱料の割合を定めなければならない。

（対価の不服の訴）

第九十七條　第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2　前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。

（対価の供託）

第九十八條　左に掲げる場合においては、対価を支拂うべき者は、その対価を供託しなければならない。

一　対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二　決定のうち対価について不服の訴があつたとき。

三　当該採掘権について抵当権が存するとき。但し、抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2　前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。

（決定の失効）

第九十九條　対価を支拂うべき者が第九十三條の決定において定めた対価の支拂の時期までに、その対価の全部の支拂又は供託をしないときは、決定は、その効力を失う。

（施業案の変更）

第百條　通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者の施業案を変更しなければその鉱区又は租鉱区の鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2　通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることができる。

3　第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4　通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章　土地の使用及び收用

（土地の立入）

第百一條　鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となろうとする者、鉱業出願人、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。

2　通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3　第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第百二條　前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第百三條　第百一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

（使用の目的）

第百四條　鉱業権者又は租鉱権者は、鉱区若しくは租鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

一　坑口又は坑井の開設

二　露天掘による鉱物の掘採

三　○鉱物又は鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置

四　鉱物、土石、坑木、火薬類、○カーバイドその他の爆発物付燃料、○鉱さい又は灰じんの置場又は捨場の設置

五　選鉱又は製錬用の施設の設置

六　鉄道、軌道、索道、○石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、運河、○港湾用排水路、池井又は電気工作物の開設

七　鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八　鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

（收用の目的）

第百五條　採掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、他人の土地を收用することができる。

一　坑口又は坑井の開設

二　土石又は鉱さいの捨場の設置

三　選鉱又は製錬用の施設の設置

四　鉄道、軌道、索道、道路、○運河、港湾、用排水路又は池井の開設

（許可及び公告）

第百六條　鉱業権者又は租鉱権者は、前二條の規定により他人の土地を使用し、又は收用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者又は租鉱権者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければな

らない。

3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一　土地を使用し、又は收用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二　使用又は收用の目的

三　使用し、又は收用しようとする土地の所在地及び区域

（土地收用法の適用）

第百七條　第百四條又は第百五條の規定による土地の使用又は收用に関しては、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定を適用する。

2　第百四條又は第百五條の規定による土地の使用又は收用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

（水の使用）

第百八條　土地の使用及び收用に関する規定は、水の使用に関する権利に準用する。

第六章　鉱害の賠償

第一節　賠償義務

（賠償義務）

第百九條　鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しく廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を與えたときは、損害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時における当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。

2　前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいずれによつて生じたかを知ることができないときも、同様とする。

3　前二項の場合において、損害の発生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の後に租鉱権の設定又は消滅があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者又は租鉱権者及び損害の発生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の鉱業権者が、連帯して損害を賠償する義務を負う。

4　第一項又は第二項の規定により租鉱権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の発生の時当該租鉱権が設定されている鉱区の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは鉱業権の消滅の時における鉱業権者が、租鉱権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

5　前三項の規定による賠償については、共同鉱業権者又は共同租鉱権者（租鉱権を共有する者をいう。）の義務は、連帯とする。

（負担部分と償還請求）

第百十條　前條第二項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2　前條第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者、○又は○損害の発生の後に租鉱権者となつた者又は賠償の義務を履行したときは、同條第一項又は第二項の規定により賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。

4　四　前二項の規定により賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。

3　前項の場合において、損害の発生の時の鉱業権者又は租鉱権者が賠償の義務を履行したときは、同條第一項又は第二項の規定により賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。

（賠償）

第百十一條　損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。

2　損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3　賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。

（賠償についての基準）

第百十二條　通商産業局長は、損害の賠償に関する争議の予防又は解決に資するため、地方鉱害賠償基準協議会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般的基準を作成し、これを公表することができる。

2　何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

（賠償についてのしんしゃく）

第百十三條　損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしゃくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

（損害賠償の予定）

第百十四條　損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。

2　土地又は建物に関する損害について予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地又は建物について権利を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

（消滅時効）

第百十五條　損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

2　前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。

（適用除外）

第百十六條　この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

第二節　担保の供託

（供託）

第百十七條　石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、その前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に応じて、毎年一定額の金銭を供託しなければならない。

2　前項の規定により供託すべき金銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3　通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。

4　第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当

する国債をもつてこれに代えることができる。

第百十八條　被害者は、損害賠償請求権に関し、前條の規定により当該鉱区又は租鉱区に関する賠償を担保するため供託された金銭につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2　前項の権利の実行に関する手続は、政令で定める。

（取もどし）

第百十九條　鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、左に掲げる場合においては、省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受けて、供託した金銭を取りもどすことができる。

一　当該鉱区又は租鉱区に関する損害を賠償したとき。

二　鉱業権の消滅又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過しても、損害が生じないとき。

（事業の停止）

第百二十條　通商産業局長は、供託をしなければならない者が供託をしないときは、その事業の停止を命ずることができる。

（権利の移転）

第百二十一條　鉱業権者が鉱業権を譲渡したときは、供託した金銭に対する権利は、それによつて譲受人に移転する。

2　租鉱権が消滅したときは、鉱業権の消滅又は鉱区の減少による場合を除き、供託した金銭に対する権利は、鉱業権者に移転する。

第三節　和解の仲介及び調停

（和解の仲介の申立）

第百二十二條　鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をすることができる。

（仲介員名簿の作成）

第百二十三條　通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2　前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに鉱業、農業、林業又はその他の産業に関し知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

（仲介員の指定）

第百二十四條　通商産業局長は、第百二十二條の規定による申立があつたときは、前條第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2　前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に関するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に関し知識経験を有するもののうちから、指定されなければならない。

（仲介員の任務）

第百二十五條　仲介員は、争議の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努力しなければならない。

（調停の申立）

第百二十六條　鉱害の賠償に関して争議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所に調停の申立をすることができる。

第百二十七條　調停の申立は、争議の実情を明らかにしてしなければならない。

（却下）

第百二十八條　裁判所は、当事者が不当な目的でみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。

（移送）

第百二十九條　調停の申立を受けた裁判所が調停をするについて適当であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができる。管轄権のない裁判所が調停の申立を受けたときも、同様とする。

2　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（職権調停）

第百三十條　鉱害の賠償に関する争議について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、職権をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができる。

（訴訟手続の中止）

第百三十一條　調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するとき、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができる。

2　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（和解の仲介の申立の勧告）

第百三十二條　裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停の前に、当事者に対し、第百二十二條の規定により通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することができる。

（調停委員会）

第百三十三條　裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を開かなければならない。但し、争議の実情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を開かないで調停をすることができる。

2　当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を開かなければならない。

（総代の選任）

第百三十四條　当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に関する一切の行為を行わせるため、総代を選任することができる。

2　裁判所は、前項の総代がない場合において、必要があると認めるときは、総代の選任を命ずることができる。

3　総代は、当事者のうちから選任しなければならない。

（選任の証明及び解任の届出）

第百三十五條　総代の選任は、書面で証明しなければならない。

2　総代の解任は、裁判所に届け出なければ、その効力を生じない。

（呼出）

第百三十六條　裁判所は、期日を定めて、当事者又は総代を呼び出さなければならない。

2　前項の規定による呼出を受けた者は、正当な事由がなければ、出頭を拒むことができない。

（調停参加）

第百三十七條　調停の結果について利害関係がある者（以下この節において「利害関係人」という。）は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができる。

2　裁判所は、利害関係人の参加を求めることができる。

（出頭）

第百三十八條　当事者、総代及び利害関係人は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2　弁護士でない者が前項の代理人となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3　裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

（意見の聴取）

第百三十九條　裁判所は、関係行政機関その他適当と認める者に対して、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

2　関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べることができる。

（手続の非公開）

第百四十條　裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適当と認める者の傍聴を許可することができる。

（費用の予納）
第百四十一條　裁判所は、費用を要する行為について、当事者の一方又は双方に、その費用を予納させることができる。
（申立の方式）
第百四十二條　申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができる。
2　口頭で申述をするときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。
（調書）
第百四十三條　裁判所の調停については、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。
（調停前の措置）
第百四十四條　裁判所は、調停の前に、調停のため必要と認める措置をすることができる。
（費用の負担）
第百四十五條　裁判所の調停條項中に費用の負担に関する定をしなかつたときは、各当事者は、その支出した費用を自ら負担する。
（調停の効力）
第百四十六條　調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
（調停委員会の構成）
第百四十七條　調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。
（調停主任）
第百四十八條　調停主任は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。
（調停委員）
第百四十九條　調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適当な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は当事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件について調停主任が指定する。
（調停委員会の開催場所）
第百五十條　調停主任は、争議の実情にかんがみ適当であると認める場所で、調停委員会を開かなければならない。
（調停主任の指揮権）
第百五十一條　調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。
（決議）
第百五十二條　調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決するところによる。
（評議の秘密）
第百五十三條　調停委員会の評議は、秘密とする。
（準用）
第百五十四條　第百三十四條から第百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。
（証拠調）
第百五十五條　調停委員会は、当事者、総代又は利害関係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証拠調をすることができる。
2　調停委員会は、調停主任に証拠調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを嘱託することができる。
3　証拠調については、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）を準用する。
4　証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）を準用する。
（調停をしない場合）
第百五十六條　調停委員会は、第百二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。
（調停の認否）
第百五十七條　調停が成立したときは、裁判所は、調停主任の報告を聞き、調停の認否について決定をしなければならない。
2　調停認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
3　調停不認可の決定に対しては、当事者又は総代は、民事訴訟法の規定に従い、即時抗告をすることができる。
第百五十八條　裁判所は、調停が著しく公正でないと認めるときでなければ、調停不認可の決定をすることができない。
（調停委員会の調停の効力）
第百五十九條　調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。
（手数料）
第百六十條　調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。
2　前項の手数料の額は、調停を求める事項の価額千円につき二十円をこえない範囲において政令で定める額とする。
（記録の閲覧等）
第百六十一條　当事者又は利害関係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の付與を裁判所書記官に求めることができる。但し、当事者が事件の係属中に記録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要しない。
（旅費、日当及び宿泊料）
第百六十二條　調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。
2　前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。
（仲裁判断）
第百六十三條　調停委員会は、当事者の合意があるときは、鉱害の賠償に関する争議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができる。
2　前項の場合には、当事者の指定した調停委員会の属する裁判所は、申立により調停委員会を開かなければならない。
（準用）
第百六十四條　第百六十條から第百六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

第四節　地方鉱害賠償基準協議会

（設置）
第百六十五條　通商産業局に、地方鉱害賠償基準協議会を置く。
（所掌事務）
第百六十六條　地方鉱害賠償基準協議会は、通商産業局長の諮問に応じて、第百十二條第一項の基準に関し、調査審議する。
（組織）
第百六十七條　地方鉱害賠償基準協議会は、委員長及び委員十二人以内をもつて組織する。
2　委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局長が任命する。
（勤務）
第百六十八條　委員長及び委員は、非常勤とする。
（委員長）
第百六十九條　委員長は、地方鉱害賠償基準協議会の会務を総理する。
（議事の手続等）
第百七十條　この法律に定めるもの外、議事の手続その他地方鉱害賠償基準協議会の運営に関し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章　異議の申立

（異議の申立）
第百七十一條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十七條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。
2　異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行わなければならない。
3　正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同

項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

（却下）

第百七十二條　通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

（異議の申立と処分の執行）

第百七十三條　異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2　通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

（申立書の副本の送付等）

第百七十四條　通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行つた通商産業局長に送付しなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に、弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（聴聞の開始）

第百七十五條　通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第百七十六條　通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた通商産業局長に通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（参加）

第百七十七條　異議の申立をした者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第百七十八條　聴聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（決定）

第百七十九條　通商産業大臣は、聴聞の結果及び第百七十四條第二項の弁明書に基き事案の決定を行う。

2　前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の相手方及び第百七十七條の規定により参加した者並びに処分を行つた通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

（手続）

第百八十條　この章に定めるものの外、異議の申立に関する手続は、省令で定める。

第八章　補則

（手数料）

第百八十一條　別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（修正又は補充）

第百八十二條　通商産業局長は、鉱業に関する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相当の期限を附してその修正又は補充を命ずることができる。

（立会通知）

第百八十三條　通商産業局長は、鉱業権若しくは租鉱権の設定若しくは変更に関する出願若しくは申請又は鉱区若しくは租鉱区について実地調査の必要があると認めるときは、調査に従事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、租鉱権者となろうとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会を命ずることができる。若し調査日時を指定することができないときは、予定期日を定め、確定日時は、調査に従事する職員の指定によることを命じなければならない。

（却下）

第百八十四條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に関する出願を却下しなければならない。

一　第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二　第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三　第百八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四　前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

（不許可等の理由）

第百八十五條　鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

（鉱区等の調査）

第百八十六條　隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害関係人は、他人の鉱区又は租鉱区について、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができる。

2　前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出しなければならない。

3　第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

（裁定の申請）

第百八十七條　第十九條第五項の許可若しくはその拒否、第二十一條第一項（第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可、第三十五條（第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しくは租鉱権の取消、第百六條第一項の許可若しくはその拒否又は第百七條第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用若しくは収用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の許可については、第三十五條の規定に違反することを理由とする場合に限る。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地収用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

（公示）

第百八十八條　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（掲示）

第百八十九條　通商産業局長は、第二十一條第一項の許可の通知、第二十五條第一項の規定による通知又は第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、鉱業出願人若しくは鉱業権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地の、土地の所有者にあつては採掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの掲示場に、その通知又は命令の内容を掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

（報告及び検査）

第百九十條　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章　罰則

第百九十一條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第七條の規定に違反した者

二　詐偽その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者

2　過失により鉱区外又は租鉱区外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第六十三條第四項（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第六十四條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して鉱物を掘採した者

三　第百條第二項の規定による命令に違反した者

四　第百二十條の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者

第百九十三條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六十九條又は第七十條（第八十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第百二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

三　第百九十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第百九十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百九十五條　第百三十六條（第百五十四條において準用する場合を含む。）の規定による裁判所又は調停委員会の呼出を受けた者が、正当な事由がないのに出頭しないときは、調停事件の係属する裁判所は、三千円以下の過料に処することができる。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）

砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）

別表

納付しなければならない者	金額
一　第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　二千円
二　第十九條第二項の規定により探掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　四千円
二　第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者 試掘権の設定 採掘権の設定	一件につき　三千円 一件につき　五千円
三　第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者 試掘出願地の増加又は増加及び減少 試掘出願地の減少 採掘出願地の増加又は増加及び減少 採掘出願地の減少	一件につき　二千円 一件につき　五百円 一件につき　三千円 一件につき　七百円
四　第四十二條第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者 試掘権の設定 採掘権の設定	一件につき　千五百円 一件につき　二千五百円
五　第四十二條○第二項○の規定により鉱業出願人の名義の変更地位の承継の届出をする者 試掘権の設定 採掘権の設定	一件につき　百五十円 一件につき　二百円
六　第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者 試掘鉱区の増加又は増加及び減少 試掘鉱区の減少 採掘鉱区の増加又は増加及び減少 採掘鉱区の減少	一件につき　二千八百円 一件につき　七百円 一件につき　四千五百円 一件につき　千円
七　第五十條第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき　四千円
八　第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき　千円
九　第六十七條の規定による届出をする者	一件につき　六百円
十　第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　二千円

十一　第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者　一件につき　三千円
十二　第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者　一件につき　二千円
　租鉱区の増加又は増加及び減少　一件につき　四百円
　租鉱区の減少
十三　第九十條の規定により決定の申請をする者　一件につき　三千円
十四　第百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者　一件につき　千円
十五　第百六條第一項の規定により土地の使用又は收用の許可の申請をする者　一件につき　三千円
十六　第百八十六條第一項の規定により実地調査を依頼する者　一件につき　千円

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

採石法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

採石法案

採石法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　採石権（第四條―第三十一條）
第三章　採石業（第三十二條・第三十三條）
第四章　土地の使用（第三十四條―第三十六條）
第五章　異議の申立及び裁定の申請（第三十七條・第三十八條）
第六章　補則（第三十九條―第四十一條）
第七章　罰則（第四十二條―第四十五條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業を健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ペットナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

（行為の効力）

第三條　この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、採石権者、岩石の採取の事業（以下「採石業」という。）を行う者（以下「採石業者」という。）又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章　採石権

（内容及性質）

第四條　採石権者は、設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石を採取する権利を有する。

2　採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となつている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

3　採石権は、物権とし、地上権に関する規定を準用する。

（存続期間）

第五條　採石権の存続期間は、設定行為をもつて定めることを要する。

2　前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて採石権を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

第六條　前條の期間は、更新することができる。但し、更新の時から二十年をこえることができない。

（採石料の増減）

第七條　採石料が岩石の価格の変動又は土地に対する租税その他の公課の増減によつて著しく不相当となつたときは、当事者は、将来に向つてその増減を請求することができる。

（土地の返還）

第八條　採石権者は、採石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百八條第二項（有益費の償還）の規定は、前項の場合に準用する。

（協議）

第九條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、採石権の設定又は譲受について、省令で定める手続に従い、通商産業局長の許可を受けて、土地の所有者及び土地に関して第三者に対抗することができる権利を有する者（以下「権利者」という。）又は採石権者に対し協議することができる。

2　採石権の消滅後一年以内は、採石権者であつた者は、その採石権が設定されていた土地について前項の許可を申請することができない。

（許可の基準）

第十條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、前條第一項の許可をしてはならない。

一　その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

二　他にその土地において採石業を行つている者があるとき。

2　通商産業局長は、前條第一項の許可をする場合においてその土地が保安林であるときは、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

（許可の通知）

第十一條　通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者に通知しなければならない。

（決定の申請）

第十二條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

（申請書の副本の交付等）

第十三條　通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び権利者又は採石権者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に関して権利を有する者で権利者以外の者に通知しなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分の制限の登記を嘱託しなければならない。

（処分の制限）

第十四條　土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の裁定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基く採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することができない。

2　採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基く採石権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石権を変更し、又は消滅させることができない。

3　第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

（買取）

第十五條　土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合においては、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。土地の一部を買い取ることによつて残地を従来用いていた目的に供することができなくなる場合において、その残地についても、同様とする。

2　権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。

3　通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

（決定の基準）

第十六條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

一　第十條第一項各号に掲げる場合

二　その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。

三　その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき。

四　その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害するとき。

2　通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

3　通商産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4　通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

一　採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石業を休止しているとき。

二　採石権者が現に採石業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業に着手する見込がないとき。

（聴聞）

第十七條　通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3　聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（土地調整委員会の承認）

第十八條　通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

（法定事項）

第十九條　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一　採石権を設定すべき土地の区域

二　採石権の設定の時期

三　採石権の存続期間

四　採石料並びにその支拂の時期及び方法

五　変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範囲

六　変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七　土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

2　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

一　買い取るべき土地の区域

二　土地の買取の時期

三　対価及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

四　前項第五号及び第六号に掲げる事項

3　通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一　譲り渡すべき採石権の目的となつている土地の所在地及びその範囲

二　採石権の譲渡の時期

三　対価並びにその支拂の時期及び方法

（決定の方式）

第二十條　第十二條又は第十五條第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2　通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を採石権の設定

を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならない。

（決定の効果）

第二十一條　第十二條又は第十五條第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石権を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受について、それぞれ協議がととのつたものとみなす。

（許可の失効）

第二十二條　第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失う。

（補償金）

第二十三條　第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相当するものでなければならない。

一　採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失（採石料として支拂われる分を除く。）

二　権利者の権利が変更され、又は消滅させられることによつて権利者が通常受けるべき損失

三　採石権が設定され、又は土地が買い取られることによつて権利者その他土地に関して権利を有する者が通常受けるべき損失

四　採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて残地又は変更後の権利の価格が減少し、その他残地又は変更後の権利に関して生ずべき損失

五　採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて必要となる通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用

（担保の提供）

第二十四條　第十二條の決定に基き採石権の設定を受けた者が定期に、又は分割して採石料を支拂うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2　土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4　第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

（供託）

第二十五條　第十二條又は第十五條第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支拂うべき者は、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、先取特権者、質権者又は、抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。

（決定等の失効）

第二十六條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料（採石料を定期に、又は分割して支拂うべきときは、その最初に支拂うべき分）、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十五條第一項の決定又は第三十八條第一項の裁定は、その効力を失う。

2　前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

（処分の制限の登記のまつ消）

第二十七條　通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前條第一項の規定により第十二條若しくは第十五條第一項の決定若しくは第三十九條第一項の裁定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分の制限の登記のまつ消を嘱託しなければならない。

（存続期間の更新の決定）

第二十八條　採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に関して協議することができず、又は協議がととのわないときは、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内に、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條　通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定をしてはならない。

一　採石権者が採石料を支拂うべき場合において、その支拂を怠つているとき。

二　採石権者が引き続き二年以上採石業を休止したとき。

三　第十六條第一項各号に掲げる場合

2　通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定においては、更新後の存続期間を定めなければならない。

（準用）

第三十條　第十三條第一項、第十五條第一項及び第三項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

（決定に基く登記）

第三十一條　第十二條の決定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転○○、第十二條若しくは第十五條第一項の決定による土地に関する所有権以外の権利の移転○又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2　第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に関する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に関する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買い取つた者からも、申請することができる。

3　前二項の規定による申請書には、補償金○（採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支拂うべき採石料）の受取証又は供託受領証を添附しなければならない。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百三條第二項及び第百三條ノ二（土地の收用の場合の登記）の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5　不動産登記法第五十六條第一項及び第百四十六條第一項（利害関係人の承諾書等）の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章　採石業

（届出）

第三十二條　採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2　採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（公益の保護）

第三十三條　通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廃石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聴聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業権者との協議）

第三十四條　採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者（租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に対し協議することができる。

2　採石業者又は鉱業権者は、前項の協定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　通商産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

4　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

5　聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

6　通商産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

7　第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第四章　土地の使用

（使用の目的）

第三十四五條　採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

一　鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用施設の開設

二　廃石の捨場の設置

（許可及び公告）

第三十五六條　採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一　土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二　使用の目的

三　使用しようとする土地の所在地及び区域

（土地収用法の適用）

第三十六七條　第三十四五條の規定による土地の使用に関しては、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定を適用する。

2　第三十四條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章　異議の申立及び裁定の申請

（異議の申立）

第三十七八條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第号）第七章（異議の申立）の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（裁定の申請）

第三十八九條　第十二條の決定（採石権の譲受に係るものを除く。）、第十五條第一項（第三十條において準用する場合を含む。）の決定、第二十八條の決定、第三十五六條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十六七條第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地収用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章　補則

（手数料）

第三十九四十條　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
一　第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき　三千円
二　第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき　三千円
三　第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき　三千円
四　第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者	一件につき　三千円
五　第三十五六條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき　三千円

（公示）

第四十一条　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（報告及び検査）

第四十一の二条　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　罰則

第四十一の三条　第三十三条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十一の四条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十一の二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第四十一の二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十一の五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「又ハ賃借権」を、「賃借権又ハ採石権」に改める。

3　不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一条に左の一号を加える。

九　採石権

第百二十七条ノ二を第百二十七条ノ三とし、第百二十七条ノ二として次の一条を加える。

第百二十七条ノ二　採石権ノ設定又ハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ採石権設定ノ範囲及ビ其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ採石権ノ内容、採石料及ビ其支拂ノ時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

鉱業法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――――は衆議院修正）

鉱業法施行法案

鉱業法施行法

（鉱業権）

第一条　鉱業法（明治三十八年法律第四十五号。以下「旧鉱業法」という。）による試掘権は、第三項に規定するものを除き、鉱業法（昭和二十五年法律　号。以下「新法」という。）の施行の日において新法による試掘権となつたものとみなす。

2　旧鉱業法による採掘権又は砂鉱法（明治四十二年法律第十三号。以下「旧砂鉱法」という。）による砂鉱権は、次項に規定するものを除き、新法の施行の日において新法による採掘権となつたものとみなす。

3　旧鉱業法による石油を目的とする試掘権又は採掘権は、新法の施行の日において新法による石油及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権又は採掘権となつたものとみなす。

4　旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧増産法」という。）第十七ノ二の規定による使用権又は旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法（以下「旧措置法」という。）第十七条の規定による使用権（以下「旧使用権」という。）は、試掘鉱区に設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租鉱権となつたものとみなす。

（鉱区の面積等）

第二条　前条第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされた旧鉱業法による鉱業権（石炭を目的とするものを除く。）の鉱区の面積については、新法第十四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九条第二項の例による。但し、その鉱区については、減少、増加及び減少又は分割後の鉱区の面積が新法第十四条第二項の面積を下ることとなるような減少、増加及び減少又は分割をすることができない。

2　前条第二項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧砂鉱法による砂鉱権の鉱区の境界（当該砂鉱権の変更後の鉱区の境界を除く。）又は面積については、新法第十四条第一項又は第三項の規定は、適用しない。

（鉱業権の存続期間）

第三条　第一条第一項又は第三項の規定により新法による試掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による試掘権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。

但し、新法第十八条第二項から第四項まで及び第十九条の規定の適用を妨げない。

2　第一条第二項又は第三項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による砂鉱権又は旧砂鉱法による砂鉱権は、その存続期間の計算については、新法の施行の日に登録されたものとみなす。

2　前項但書の場合において、新法第十八条第二項の規定の適用については、同項中「二回」とあるのは「一回」と、「三回」とあるのは「二回」と読み替えるものとする。

3　第一項の試掘権であつて、新法施行の日から四箇月以内に存続期間の満了するものについて、新法の施行後最初になされる存続期間の延長の申請についての新法第十八条第四項の規定の適用については、同項中「存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内」とあるのは「新法の施行の日から一箇月以内」と読み替えるものとする。

3 4　第一条第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し、新法第七十六条第二項から第四項までの規定の適用を妨げない。

（追加鉱物の掘採）

第四条　新法の施行の際現に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石若しくは耐火粘土（新法第三条第一項に規定する追加鉱物）（以下「追加鉱物」という。）を掘採する者又はその承継人は、新法の施行の日から六箇月間は、従前の

例によりその掘採を継続することができる。新法の施行の日から六箇月以内に当該掘採者又はその承継人が当該掘採区域について当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をした場合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、新法第四十三條の規定によつて許可がその効力を失うまで、又は鉱業権の設定の登録があるまで、当該出願の区域について、また同様とする。

（優先権）

第五條　新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉱物を掘採している者又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該掘採区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

第六條　新法の施行の日の一年以前から引き続き追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有している者（土地の所有者を除く。）又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該権利を行使できる土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。但し、当該土地の区域について前條の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六條、第二十九條又は第三十條の規定については、この限りでない。

第七條　新法の施行の日から六箇月以内に追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願（前二條の規定による出願を除く。）があつたときは、通商産業局長は、その出願地に係る土地の所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

2　土地の所有者が前項の通知の到達の日から三十日以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有する土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前二條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第八條　第五條又は第六條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区と重複して当該追加鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

2　前三條の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区の全部を含む区域について当該追加鉱物を目的とする試掘権の設定の出願をしたときは、新法第十四條第二項の規定は、適用しない。

第九條　第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは前條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区と重複し、且つ、同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘鉱区の試掘権者がその重複する部分と重複して試掘権の目的となつている鉱物を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

（重複する鉱区の鉱業権等）

第十條　鉱業権者は、その鉱区が第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合の外、鉱業権者は、新法の施行の日から六箇月間は、新法第五條の規定にかかわらず、その鉱業権の目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する追加鉱物を掘採し、及び取得することができない。

第十一條　第五條、第六條又は第八條第一項の規定により追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者は、その鉱区が当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする他人の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鉱物以外の鉱物を掘採し、及び取得することができない。

（協議及び決定）

第十二條　第五條、第六條又は第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の鉱区が重複する場合においては、鉱業権者は、その重複する部分において鉱物を掘採しようとするときは、他の鉱業権者と協議しなければならない。

2　前項の協議をすることができず、又は協議がととのはないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（補償金）

第十三條　新法の施行の際、追加鉱物を掘採する者又は追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有する者から契約又は慣習により代償を受けている土地の所有者は、第五條、第六條又は第八條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者に対して、当該追加鉱物の掘採について相当の補償金を請求することができる。

2　前項の場合においては、土地の所有者は、鉱業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3　前二項の場合においては、鉱業権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

4　土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

5　新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（砂金）

第十四條　新法の施行の際旧砂鉱法第

六條第一項の規定により砂金を採取する権利を有する採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、新法の施行の日から三箇月間は、その採掘鉱区（旧砂鉱法第六條第一項但書の砂鉱区と重複する部分を除く。以下この條及び次條において同じ。）内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。次項の規定による届出をした場合において、同項の確認を受けるまで、又は確認しない旨の通知を受けるまで、また同様とする。

2　前項の採掘権者が新法の施行の日から三箇月以内に、省令で定める手続に従い、その採掘鉱区内に砂金が存する旨を通商産業局長に届け出て、その確認を受けたときは、その採掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、その採掘鉱区内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。

第十五條　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱業権者は、その鉱区が前條の規定により砂金を掘採し、及び取得することができる採掘権者の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、砂金を掘採し、及び取得することができない。

（鉱業の出願）

第十六條　新法の施行前に旧鉱業法第二十一條の規定によつてした鉱業の出願は、新法第二十一條の規定による鉱業権の設定の出願とみなす。この場合においては、採掘出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、予想される鉱害の範囲及び態様について記述する書面を提出しなければならない。

2　前項の鉱業の出願に関しては、出願の区域の面積については、新法第十四條第二項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項の例による。

（砂鉱の出願）

第十七條　新法の施行前に旧砂鉱法第八條の規定によつてした砂鉱の出願は、新法第二十一條の規定による採掘権の設定の出願とみなす。この場合においては、砂鉱出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、新法第二十二條の規定による鉱床説明書を提出しなければならない。

2　前項の砂鉱の出願については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

（許可の通知）

第十八條　新法の施行前に旧鉱業法又は旧砂鉱法に基く命令の規定によつてした鉱業又は砂鉱の出願を許可すべきものと決定した旨の通知は、新法第四十三條の鉱業権の設定の出願の許可の通知とみなす。

（鉱種名の更正）

第十九條　新法の施行前に旧鉱業法に基く命令の規定によつてした鉱種名の更正の出願は、新法第六十七條の規定による届出とみなす。

（訂正の出願）

第二十條　新法の施行前に旧鉱業法第二十五條第一項（同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした訂正の出願の命令に基く出願については、なお従前の例による。

第二十一條　新法の施行前に旧鉱業法第二十六條（同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした訂正の出願については、なお従前の例による。

（増減の出願）

第二十二條　新法の施行前に旧鉱業法第二十七條（同法第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした出願地又は鉱区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による鉱業出願地又は鉱区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十六條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

第二十三條　新法の施行前に旧砂鉱法第二十三條において準用する旧鉱業法第二十七條又は旧砂鉱法第十一條の規定によつてした砂鉱出願地又は砂鉱区の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による採掘出願地又は採掘鉱区の増減の出願とみなす。この場合においては、第十七條第一項後段及び第二項の規定を準用する。

（掘進増区の出願等）

第二十四條　新法の施行前に旧鉱業法第三十六條第一項又は第二項の規定によつてした増区の出願又は鉱区の訂正の出願については、なお従前の例による。

（改正の出願の命令等）

第二十五條　新法の施行前に旧鉱業法第三十八條第一項（旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。）の規定によつてした鉱区又は砂鉱区の改正の出願の命令及びこれに基く出願については、なお従前の例による。

（錯誤の許可）

第二十六條　新法の施行前に錯誤により鉱業の出願又は砂鉱の出願を許可したときは、通商産業局長は、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

（鉱業権等の取消）

第二十七條　新法第五十三條から第五十五條まで及び第八十三條第一項の規定は、旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法中にこれに相当する規定がある場合に限り、新法の施行前に生じた事由についても、適用する。

（施業案）

第二十八條　新法の施行前に旧鉱業法第四十四條第一項（旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けた施業案は、新法第六十三條第一項の規定により届出をし、又は同條第二項の規定により認可を受けたものとみなす。

第二十九條　新法の施行前に旧鉱業法第四十五條第一項（旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつてした施業案の変更の命令は、新法第百條第二項の規定による施業案の変更の命令とみなす。

（事業の着手）

第三十條　旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者が新法の施行の際まだ事業に着手していないとき、又は旧増産法第十七條ノ二の規定による使用権者若しくは旧措置法第十七條の規定による使用権者（以下「旧使用権者」という。）が新法の施行の際まだ事業に着手しておらず、若しくはその事業を休止しているときは、新法第六十二條第一項又は第八十六條の規定の適用については、これらの規定の期間は、新法の施行の日から起算するものとする。

2　旧鉱業法による鉱業権者又は旧砂鉱法による砂鉱権者が新法の施行の際その事業を休止している場合において、新法の施行の日から二箇月以内に、期間を定め、事由を具して通商産業局長に申請し、その認可を受けたときは、新法第六十二條第三項の認可を受けたものとみなす。

（障害物の除却）

第三十一條　新法の施行前に旧鉱業法第五十三條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた障害物の除却については、なお従前の例による。

（土地の使用）

第三十二條　新法の施行の際現に旧鉱業法第五十六條第一項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ

二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の土地を使用している者は、旧鉱業法第六十五條（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、新法第百四條の規定により使用しているものとみなす。

2　新法の施行前三年以内に旧鉱業法第五十六條第二項（旧砂鉱法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項において準用する旧砂鉱法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を除き、新法第百六條第一項の規定によつてしたものとみなす。

（砂鉱区内の土地の使用）

第三十三條　新法の施行の際現に旧砂鉱法第十二條の規定による補償金を拂い渡して他人の土地を使用している者は、同法第十六條に規定する場合を除き、新法第百四條の規定により使用しているものとみなす。

（砂鉱区と鉱区の重複）

第三十四條　新法の施行前に旧砂鉱法第五條第一項の規定による協議がととのつているときは、新法第六十六條第一項の規定による承諾があり、又は同條第二項の規定による協議がととのつているものとみなす。

（鉱害）

第三十五條　新法第六章の規定は、新法の施行前の作業によつて新法の施行後に生じた損害にも、適用する。

2　新法の施行前に旧鉱業法第七十四條ノ二、第七十四條ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九（以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて生じた旧鉱業法による鉱業権者、旧砂鉱法による砂鉱権者又は旧使用権者の賠償の責任については、なお従前の例による。

3　新法の施行の際既に消滅している旧鉱業法による鉱法権又は旧砂鉱法による砂鉱権の鉱業権者又は砂鉱権者であつた者の賠償の責任については、なお従前の例による。

4　新法第百九條第三項（○から第五項まで及び第百十條第二項○の規定は、第二項の規定により賠償の責任を有する旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者の旧鉱業法による鉱業権若しくは旧砂鉱法による砂鉱権であつて、第一條第一項から第三項までの規定により新法により鉱業権となつたものとみなされたものが譲り渡され○、若しくはこれに租鉱権が設定され○た場合又は第二項の規定により賠償の責任を有する旧使用権者の旧使用権であつて、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされたものが消滅した場合にも、適用する。

（損害賠償の予定）

第三十六條　新法第百十四條の規定は、新法の施行前にした損害賠償の額の予定又は予定された賠償額の支拂にも、適用する。

（供託物）

第三十七條　新法の施行の際現に旧鉱業法第七十四條ノ四第一項（旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により供託されている物は、新法第百十七條第一項の規定により供託されたものとみなす。

（訴願）

第三十八條　新法の施行前に旧鉱業法第八十九條又は第九十一條（以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。）の規定により提起した訴願については、なお従前の例による。

（旧使用権と抵当権との関係）

第三十九條　第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、その登録前に当該鉱業権について登録し、又は当該鉱業権の属する鉱業財団について登記した抵当権者に対しても、その効力を有する。

2　新法第九十八條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（経過規定の効力）

第四十條　鉱業法中改正法律（昭和九年法律第三十七号）附則第四項及び第五項、鉱業法中改正法律（昭和十四年法律第二十三号）附則第三項並びに鉱業法中改正法律（昭和十五年法律第百二号）附則第六條及び第七條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有する鉱業法中改正法律（昭和九年法律第三十七号）附則第五項又は鉱業法中改正法律（昭和十五年法律第百二号）附則第七條第二項の規定の適用については、旧砂鉱法第十三條及び第十五條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

3　鉱業法中改正法律（昭和十五年法律第百二号）附則第十三條又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）附則第十三項の規定により旧鉱業法第四十四條第一項の規定による認可を受けたものとみなされた流業案は、新法第六十三條第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

4　旧増産法附則第三項及び旧措置法附則第三項の規定の適用については、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、消滅するものとみなす。

第四十一條　旧鉱業法附則第百二十條の規定による届出に係る坑井から噴出する含油層と密接な関係のある可燃性天然ガスについては、新法の規定は、適用しない。

（旧鉱業法等の規定による処分等の効力）

第四十二條　第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十二條第二項及び第三十四條に規定する場合の外、新法の施行前に旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

（通商産業省設置法の改正）

第四十三條　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十二号中「鉱業又は砂鉱業の」を「鉱業権の設定等に関する」に改め、「又は砂鉱権者」を削る。

第二十四條第十号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第二十五條第四項中「若しくは砂鉱業」を削る。

第二十七條を次のように改める。

（附属機関）

第二十七條　通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2　地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第　号）の定めるところによる。

第三十七條第一号中「鉱業又は砂鉱業」を「鉱業権の設定等」に改める。

第四十一條第一項の表中鉱業法令改正審議会の部を削る。

（鉱山保安法の改正）

第四十四條　鉱山保安法の一部を次のように改正する。

目次中「(第一條—第三條)」を「(第一條—第三條の二)」に、「(第四條—第三十一條)」を「(第四條—第三十一條の二)」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項を次のように改め、同條第三項及び第四項を一項ずつ繰り上げ、同條第五項中「第三項但書」を「第二項但書」に改め、同項を第四項とする。

この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

第一章中第三條の次に次の一條を加える。

(処分等の効力)

第三條の二　この法律(この法律に基く省令を含む。以上本條において同じ。)の規定によつてした処分及び鉱業権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3　租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二十二條第一項を次のように改める。

鉱山保安監督部長は、鉱業法(昭和二十五年法律第　号)第六十三條(同法第八十七條において準用する場合を含む。)の規定による施業案中保安に関する事項の実施を監督する。

第三十一條中「第二條第三項及び第五項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。

第二章中第三十一條の次に次の一條を加える。

(緊急土地使用)

第三十一條の二　鉱業権者は、保安に関する急迫の危険を防ぐため必要があるときは、鉱山保安監督部長の許可を受けて、直ちに他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用することができる。

2　前項の場合には、鉱業権者は、すみやかにその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又はこれを使用しようとする者は、鉱山保安監督部長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4　第一項の規定により、他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用した者は、時価により、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條の見出し中「保安監督部」を「鉱山保安監督部」に改める。

第三十六條第一項中「(以下「保安監督部長」という。)」を削り、同條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第三十八條の見出し及び同條第一項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十五條の見出し中「保安協議会」を「鉱山保安協議会」に改め、同條中「地方鉱山保安協議会」を「地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)」に改める。

第四十六條第二項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に、「地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)」を「地方協議会」に改め、同條第三項中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第四十七條中「三十人」を「四十二人」に改める。

第四十八條中「保安監督部長」を「鉱山保安監督部長」に改める。

第五十七條中第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四　第三十一條の二第三項の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

(石油資源開発法の改正)

第四十五條　石油資源開発法(昭和十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石油ヲ目的トスル」を「石油(可燃性天然ガスヲ含ム以下之ニ同ジ)ヲ目的トスル」に改める。

(鉱業抵当法の改正)

第四十六條　鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「鉱山監督署長」を「通商産業局長」に改め、同條第五項及び第六項を次のように改める。

鬩落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキハ採掘権ノ取消ハ其ノ効力ヲ生ゼザリシモノト看做ス

前四項ノ規定ハ鉱業法第五十二條乃至第五十四條ノ規定ニ依ル採掘権ノ取消ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第五條中「採掘権者ガ廃業シタル」を「採掘権ノ放棄ニ因ル消滅ノ登録アリタル」に改める。

(貴金属管理法の改正)

第四十七條　貴金属管理法(昭和二十五年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「(砂鉱を含む。)」を削る。

(帝国鉱業開発株式会社法の改正)

第四十八條　帝国鉱業開発株式会社法(昭和十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「(砂鉱業ヲ含ム以下之ニ同ジ)」を削る。

(商法の改正)

第四十九條　商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「若ハ砂鉱業」を削る。

(国有財産法の改正)

第五十條　国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「、砂鉱権」を削る。

(相続税法の改正)

第五十一條　相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。

(登録税法の改正)

第五十二條　登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「鉱業権」を「鉱業権(砂鉱ヲ目的トスルモノヲ除ク)」に改め、同條第二号中「増区又ハ増減区」を「鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ二から第三号ノ五までを削り、同條第四号及び第五号を次のように改め、同條第六号ノ二及び第六号ノ四中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に改め、同條第六号ノ三中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に、「増区又ハ増減区」を「租鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第六号ノ五を削り、同條第七号中「第三十五條第二項」を「第五十條第三項」に改め、同條第十二号中「、使用権」を削り、同條第十三号中「廃業」を「放棄」に改め、同條第十三号ノ二中「使用権」を「租鉱権」に改める。

四　採掘権ノ設定　毎一件　金一万二万円
五　採掘権ノ変更
鉱区ノ増加又ハ増加及減少　毎一件　金六千円
鉱区ノ減少　毎一件　金千二百円
鉱区ノ合併　毎一件　金三千円
鉱区ノ分割　設定鉱区　毎一箇　金三千円

第十五條中「砂鉱業」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に、「砂鉱業原簿」を「鉱業原簿」に改め、同條第一号及び第二号を次のように改め、同條第三号中「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第三号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「採取区域」を「租鉱区」に改め、同條第三号ノ三中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「増区」を「租鉱区ノ増加」に、「採取区域」を「租鉱区」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ四及び第九号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に改め、同條第四号中「砂鉱区ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鉱法」を「鉱業法第五十條第三項」に改め、同條第八号中「砂鉱権、使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第九号中「廃業」を「放棄」に、「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改める。

一　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ設定
鉱区　河床ハ毎二里区
其ノ他ハ毎十万坪区
金九百円

二　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ変更
鉱区ノ増加　鉱区　河床ハ毎二里区
其ノ他ハ毎十万坪区
金九百円
鉱区ノ減少　毎一件　金六十円
但シ鉱区ノ増加ト同時ニ為ス鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
鉱区ノ合併　毎一件　金百八十円
鉱区ノ分割　設定鉱区　毎一箇　金百八十円

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

（富裕税法の改正）
第五十三條　富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「又は砂鉱権」及び「又は砂鉱区」を削る。
（地方税法の改正）
第五十四條　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第六号中「及び砂鉱の採取の」を削る。
第三十條第七項中「鉱業権（土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）、砂鉱権」を「鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）」に改める。
第百七十八條中「又は砂鉱区」を削り、「又は延長」を「（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長）」に改め、「又は砂鉱区」及び「又は砂鉱権者」を削る。
第百八十條第一項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号中「砂鉱区」を「砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区」に改め、同号を第二号とする。

一　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区
試掘鉱区　面積千坪ごとに　年額　三十円
採掘鉱区　面積千坪ごとに　年額　六十円

第百八十三條第三項中「又は砂鉱区」を削る。
第百九十五條中「又は砂鉱権」、「又は旧砂鉱権者」及び「又は新砂鉱権者」を削る。
第四百八十九條第一項中「若しくは砂鉱の採取」を削り、同項第三号中「金鉱石、砂金鉱」を「金鉱砂金」に改める。
第五百十九條中「又は砂鉱の採取」、「又は砂鉱」及び「又は砂鉱業者」を削る。
第七百四十三條第八号中「及び砂鉱の採取の」を削る。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた鉱区税の連帯納付義務については、地方税法第百九十五條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
（国立公園法の改正）
第五十五條　国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項第三号中「、砂鉱の採取」を削る。
（労働基準法の改正）
第五十六條　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改める。
第八條第二項中「砂鉱業、」を削る。
第五十五條の二中「第二條第三項及び第五項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。
（労働者災害補償保険法の改正）
第五十七條　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第一号中「砂鉱業、」を削る。
（火薬類取締法の改正）
第五十八條　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。
第十七條第一項第四号中「（明治三十八年法律第四十五号）」を「（昭和二十五年法律第　号）」に改める。
（外国人の財産取得に関する政令の改正）
第五十九條　外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号中「、砂鉱権若しくはこれら」を「若しくはこれ」に改める。
（罰則の適用）
第六十條　新法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、新法附則第二項並びに第四十四條、第四十七條、第五十五條、第五十八條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この法律は、新法の施行の日から施行する。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年十二月六日
参議院議長佐藤尚武君

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律

参議院議長　幣原喜重郎

十五年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別鉱害復旧公社」を「復旧工事の費用」に、「（第三十七條　第三十九條）」を「（第三十七條　第三十九條）」に改める。

第二條第一項中「石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法（昭和二十三年法律第百五十四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法」に改める。

第五條第二項中「公共事業費」の下に「又は行政部費」を加え、同條第三項但書を削り、同條第四項中「同項」を「第十一條第一項」に改め、同條第六項を削る。

第六條第一項中「特別鉱害復旧公社」を「特別鉱害復旧特別会計（以下「特別会計」という。）」に改め、同條第五項を次のように改める。

5　主務大臣は、第一項若しくは第二項の認可をし、又は前項の規定により認可事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

第十一條を次のように改める。

（被指定者がその者の負担において施行する復旧工事）

第十一條　第二十五條第一項の認可を受けた者は、その者に係る特別鉱害の復旧工事（第五條第二項の規定により施行者が定められるものを除く。）について、その者の負担（第二十三條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用については、その者の負担）において、当該復旧工事を施行しなければならない。

2　前項の規定により復旧工事を施行すべき者は、その工事計画及び工事の完了の時期について、通商産業大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

3　第六條第二項から第四項まで及び第七條から第十條までの規定は、前二項の場合に準用する。

第十二條中「石炭鉱業権等臨時措置法」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法」に改める。

「第三章　特別鉱害復旧公社」を「第三章　復旧工事の費用」に改める。

第十三條から第二十二條までを次のように改める。

第十三條から第二十二條まで　削除

第二十三條を次のように改める。

（復旧費の負担）

第二十三條　復旧工事に要する費用は、国の公共事業費又は行政部費によつて支弁されるもの、地方公共団体が負担するもの及び第二十五條第一項の認可を受けた者が第十一條第一項の規定により負担するものを除いては、特別会計が負担する。但し、他の法令の定のある場合その他特別の事由のある場合において、国、地方公共団体及び第三條第二項から第四項までに規定する鉱業権者又は鉱業権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者のあるときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

2　前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者があるときは、通商産業大臣は、主務大臣に協議して、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、これを国庫に納付させることができる。

3　第一項本文に規定する特別会計の負担は、前項の規定による受益者負担金、第二十四條第一項の規定による納付金、第二十六條の規定による寄附金及び第二十八條第一項の規定による返納金を財源として支出し得る金額をもつて限度とするものとする。

第二十四條の見出しを「（納付金）」に改め、同條第一項中「復旧公社がその業務を行うのに要する費用」を「前條第一項の規定により特別会計が負担する費用」に、「復旧公社に納付」を「国庫に納付」に改める。

第二十五條の見出しを「（納付金の特例）」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「金額とする。」を「金額とし、国の公共事業費によつて支弁される費用及び地方公共団体が負担する費用の額は、復旧工事に要する費用の額に、復旧工事の種類に応じ、別表に定める割合を乗じて算出した金額とする。」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「第四項」を「第十一條第三項」に、「前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。」を「第一項の認可は、なかつたものとみなす。」に改め、同項を第四項とし、同條第七項中「第四項」を「第十一條第三項」に改め、同項を第五項とする。

前條第一項に規定する納付義務者が、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額がその者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用の総額をこえる場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用の総額から、国の公共事業費によつて支弁される費用、地方公共団体が負担する費用、その者が第十一條第一項の規定により施行すべき復旧工事の費用及び第二十三條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前條第一項の一定の金額とする。

第二十六條の見出しを「（寄附金）」に改め、同條中「復旧公社は、復旧公社」を「国は、特別会計」に改める。

第二十七條を次のように改める。

（特別会計からの復旧費の交付）

第二十七條　通商産業大臣は、第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者から、当該復旧工事に要する費用のうち、通商産業大臣の定める毎一定期間内に施行する工事に要する費用であつて、第二十三條第一項の規定により特別会計が負担するものにつき交付の請求があつたときは、その金額を交付するものとする。

第二十八條の見出しを「（返納金）」に改め、同條中「復旧公社から」を削り、「支拂」を「交付」に、「復旧公社に」を「国庫に」に改め、同條に次の一項を加える。

2　前項の場合において、主務大臣は、遅滞なく同項の規定により認定した金額を通商産業大臣に通知しなければならない。

第二十九條から第三十二條までを次のように改める。

（強制徴収）

第二十九條　第二十三條第二項に規定する利益を受ける者が同項の規定により通商産業大臣の定める金額（以下「受益者負担金」という。）を納付しないとき、第二十四條第一項に規定する納付義務者が同項の一定の金額（以下「納付金」という。）を納付しないとき、又は前條第一項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定により返納すべき金額（以下「返納金」という。）を返納しないときは、通商産業大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　前項の規定により督促をするときは、通商産業大臣は、同項に規定する納付義務者に対して督促状を発する。この場合においては、督促手数料として、十円を徴収する。

3　前二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、通商産業大臣は、国税滞納処分の例により、これを処分する。

（延滞金）

第三十條　前條の規定により督促をしたときは、通商産業大臣は、受益者負担金、納付金又は返納金の金額百円につき一日八銭の割合で納期限の翌日からその納付の日の前日

までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

（先取特権の順位）

第三十一條　受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税につぎ、他の公課に先だつものとする。

（国税徴収法の準用）

第三十二條　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四條ノ七及び第四條ノ八の規定は、受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達に関し準用する。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條及び第三十四條　削除

第三十五條中「第十一條第二項」を「第二十三條第二項」に改め、同條第三項を削り同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條に第二項として次の一項を加える。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第三十六條中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第六條第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者

二　第八條第一項（第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、工事計画に従わないで復旧工事を施行し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者

三　第十一條第二項の規定に違反して、同項の通商産業大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者

第三十八條を削る。

第三十九條第二号及び第三号中「第三十四條第一項又は」を削り、同條を第三十八條とする。

第四十條中「前二條」を「前二條」に改め、同條に次の但書を加え、同條を第三十九條とする。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十一條及び第四十二條を削る。

附則第二項但書中「及び復旧公社の清算」を「、受益者負担金、納付金、返納金その他この法律の規定による徴収金の徴収及び特別会計からの費用の交付」に改める。

別表として次のように加える。

別表

復旧工事の種類	割合	
	国の公共事業費によつて支弁される費用	地方公共団体が負担する費用
土木	三分の二	十分の一
耕地	二分の二	十分の一
農業用施設	三分の二	十分の一
上水道（水料を徴収するもの）	四分の一	十分の一
上水道（水料を徴収しないもの）	四分の一	
下水道	三分の一	

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　特別鉱害復旧公社は、この法律施行の日に通商産業省にその業務を引き渡さなければならない。

3　通商産業大臣は、昭和二十四年度の国の公共事業費によりその復旧のための工事の費用の全部又は一部が支弁された石炭鉱業による特別の鉱害について、昭和二十四年九月十六日の現在により第三條第一項の規定による認定をすることができる。

4　前項の規定により第三條第一項の規定による認定のあつた鉱害の復旧のための工事のうち、昭和二十四年九月十六日以後昭和二十五年三月三十一日までに施行し、工事を完了したものについては、第六條第一項の認可があつたものとみなす。但し、同項の工事に要する費用の額は、当該工事について国の公共事業費が支出された額を、工事の種類に応じ、別表の定める割合をもつて除して算出した金額とする。

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「、閉鎖機関整理委員会又は特別鉱害復旧公社」を「又は閉鎖機関整理委員会」に、「、閉鎖機関整理委員会令又は特別鉱害復旧臨時措置法」を「又は閉鎖機関整理委員会令」に改める。

6　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九を削る。

7　経済関係罰則ノ整理ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第三十二号を削る。

8　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「及びアルコール専売事業特別会計」を「、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

2　前項の部の外、札幌通商産業局、東京通商産業局及び広島通商産業局に石炭部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。

第三十二條第二項中「施設部」を「開発鉱害部」に改める。

第三十四條第五号中「会計の監査に関すること。」の下に「（特別鉱害復旧特別会計に関することを除く。）」を加える。

第三十五條第一項中第五号の二の次に次の二号を加え、同條第二項中「施設部」を「開発鉱害部」に、「前項第五号及び第五号の二」を「前項第五号の二から第五号の四まで」に改める。

五の三　特別鉱害の復旧に関すること。

五の四　特別鉱害復旧特別会計の経理を行うこと。

9　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

土地調整委員会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

土地調整委員会設置法案

土地調整委員会設置法

目次

第一章　組織及び権限（第一條―第二十一條）
第二章　鉱区禁止地域の指定及びその解除（第二十二條―第二十四條）
第三章　裁定（第二十五條―第四十八條）
第四章　訴訟（第四十九條―第五十八條）

第五章　罰則（第五十九條―第六十四條）

附則

第一章　組織及び権限

（目的）

第一條　この法律は、土地調整委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、土地調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第三條　委員会は、鉱業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。

一　鉱区禁止地域の指定に関すること。

二　鉱業権又は採石権の設定等に関する異議の裁定に関すること。

三　鉱業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議の裁定に関すること。

（権限）

第四條　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

八　委員会の公印を制定すること。

九　鉱区禁止地域を指定し、又はその指定を解除すること。

十　鉱業権の設定又は鉱区の増減に関する異議を裁定すること。

十一　鉱業権の取消に関する異議を裁定すること。

十二　採石権の設定に関する異議を裁定すること。

十三　鉱業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議を裁定すること。

十四　採石権の設定に関する決定を承認すること。

十五　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限

（職権の行使）

第五條　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第六條　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

（委員長及び委員の任命）

第七條　委員長及び委員は、人格が高潔であつて、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）

第八條　委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

（身分保障）

第九條　委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二　禁こ以上の刑に処せられたとき。

三　委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第十條　内閣総理大臣は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第十一條　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第十二條　委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　委員会は、第九條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

（給與）

第十三條　委員長及び委員の給與は、別に法律で定める。

（特定行為の禁止）

第十四條　委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三　営利事業を営み、その他金銭の利益を目的とする業務を行うこと。

（規則の制定）

第十五條　委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、土地調整委員会規則を制定することができる。

（聴聞会）

第十六條　委員会は、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

（報告、調査等）

第十七條　委員会は、関係行政機関に対し、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第十八條　委員会は、他の行政機関、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を嘱託することができる。但し、その調査は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は事業者団

体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定に反する方法で行われてはならない。

（国会に対する報告）

第十九條　委員会は毎年内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、且つ、その概要を公表しなければならない。

（事務局）

第二十條　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2　委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4　委員会の事務局に置かれる職員中には、鉱業、採石業、農業、林業その他の産業又はこれらの産業に関する法令についての知識経験を有する者及び弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

第二十一條　委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第二章　鉱区禁止地域の指定及びその解除

（指定の請求）

第二十二條　各大臣（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第三條第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。）又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（指定）

第二十三條　委員会は、前條第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、通商産業大臣の意見を聞き、聴聞会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。

2　前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることができる。

3　第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。

4　委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ公示しなければならない。

5　第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

（指定の解除）

第二十四條　各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

2　第二十二條第二項及び前條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章　裁定

（申請の期間）

第二十五條　鉱業法（昭和二十五年法律第　号）第百八十七條又は採石法（昭和二十五年法律第　号）第三十九條の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内にしなければならない。

2　正当な事由により前項の期間内に裁定を申請することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも裁定を申請することができる。

（申請の却下）

第二十六條　委員会は、裁定の申請が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

3　決定書には、少数意見を附記することができる。

4　委員会は、申請人に決定書の正本を送達しなければならない。

（申請と処分の執行）

第二十七條　裁定の申請は、処分の執行を停止しない。但し、委員会は、処分の執行により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めたときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2　前項但書の規定による決定をしたときは、委員会は、申請人、当該処分をした行政機関（以下「処分庁」という。）及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

（申請書の副本の送達）

第二十八條　委員会は、裁定の申請を受理したときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。

（答弁書等の提出）

第二十九條　前條の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府県知事は意見書を委員会の指定する期日までに委員会に提出しなければならない。

（審理手続の開始）

第三十條　審理手続は、第二十八條の規定により、処分庁に申請書の副本を送達することにより開始する。

（審理の期日及び場所）

第三十一條　委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2　委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

（審理の公開）

第三十二條　審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

（調査のための処分）

第三十三條　委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一　事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三　文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四　事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2　委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4　第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四條　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第二百五十八條、第二百五十九條（証拠の申出）及び第二百八十五條から第二百八十九條まで（宣誓）の規定は、委員会（第三十三條第二項の規定により処分を行う委員又は職員を含む。以下この條中同じ。）が事件関係人を審問する手続に、同法第二百五十八條、第二百五十九條（証拠の申出）、第二百七十一條から第二百七十四條まで（証人となる義務）、第二百八十條から第二百

八十二條まで(証言の拒絶)、第二百八十五條から第二百九十一條まで(宣誓)、第三百二條(鑑定人となる義務)、第三百七條(鑑定人の宣誓書)、第三百十三條及び第三百十四條(文書の提出)の規定は、委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2　前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員会」と、「裁判長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。

(意見の陳述)

第三十五條　関係行政機関又は利害関係人は、事件について、委員会に対し意見を述べることができる。

(参加)

第三十六條　委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について関係のある第三者を当事者として審理手続に参加させることができる。

2　委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七條　関係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、当事者として審理手続に参加することができる。

(代理人)

第三十八條　事件関係人は、弁護士を代理人とすることができる。

(調書)

第三十九條　委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

2　何人も、土地調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十條　裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第四十一條　委員会の合議は、公開しない。

(裁定)

第四十二條　裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

2　裁定書には、少数意見を附記することができる。

3　委員会は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4　裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三條　裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

(裁定の拘束力)

第四十四條　委員会の裁定は、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する。

第四十五條　土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、左に掲げる法律及びこれに基く命令の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、委員会による土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

森林法(明治四十年法律第四十三号)

国立公園法(昭和六年法律第三十六号)

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)

(調書の謄写業)

等第四十六條　利害関係人は、委員会に対し、調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(鑑定人の鑑定料)

第四十七條　第三十三條第一項第二号又は第二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

(手続)

第四十八條　この章に規定するもの外、裁定に関する手続は、土地調整委員会規則で定める。

第四章　訴訟

(訴の提起)

第四十九條　委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に不服のある者は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に、訴を提起することができる。

2　前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二條第四項の規定による公示の日から起算する。

3　正当な事由により第一項の期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間経過後でも、訴を提起することができる。

第五十條　裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

(記録の送付)

第五十一條　委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。

(事実認定の拘束力)

第五十二條　委員会の裁定に対する訴訟については、委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2　前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

(新しい証拠)

第五十三條　当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。

一　委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。

二　委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。

2　前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。

3　裁判所は、第一項の規定による新しい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、自ら取調をし、又は委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　前三項の規定は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第九條の適用を妨げるものではない。

(裁定の取消)

第五十四條　裁判所は、委員会の裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

一　裁定の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がないとき。

二　裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

(裁定の変更)

第五十五條　裁判所が裁定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを変更することができる。

2　前項の場合には、裁判所は、自ら変更の裁判をし、又は変更すべき点を指示して事件を委員会に差しもどすことができる。

(却下の決定の取消)

第五十六條　裁判所は、裁定の申請の却下の決定を取り消したときは、事件を委員会に差しもどさなければならない。

(専属管轄)

第五十七條　委員会の裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(法務総裁の指揮等の例外)

第五十八條　委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法

律第百九十四号）第六條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五章　罰則

第五十九條　第三十三條第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一條　第三十四條の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十二條　第三十四條の規定により宣誓した事件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第六十三條　参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四條の規定による宣誓を拒絶したときは、五千円以下の罰金に処する。

第六十四條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　正当な事由がないのに、第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二　第三十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三　正当な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四　正当な理由がないのに、第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

附　則

1　この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。

2　第七條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても、行うことができる。

3　この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、それぞれ二年、三年、四年又は五年とする。

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「電波監理委員会」を「電波監理委員会　土地調整委員会」に改める。

第十八條中

電波監理委員会	電波監理委員会（昭和二十五年法律第百三十三号）

を

電波監理委員会	電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）
土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第　号）

に改める。

5　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会　土地調整委員会」に改める。

6　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長　土地調整委員会委員長」に、「電波監理委員会委員　土地調整委員会委員」を「電波監理委員会委員　土地調整委員会委員」に改める。

〔深川榮左エ門君登壇、拍手〕

○深川榮左エ門君　只今議題となりました鉱業法案、同施行法案、採石法案、土地調整委員会設置法案の四法案につきまして、当委員会におきまする審査の経過並びに結果について御報告申上げます。先ず各法案の内容について申上げます。

第一に鉱業法案についてでございます。

本法案は御承知のごとく、明治三十八年に制定せられました現行鉱業法が、時代の進歩、経済環境の推移により、又関係法律の改廃もあつて、全面的改正を必要とするに至つたので、政府は昭和二十一年からその立案に着手したのであります。本法案の目的といたしておるところは、現行法と同じく鉱物資源を合理的に開発することによりまして、公共の福祉の増進を図ることでありますが、その他に、鉱業と一般公益及び他産業との調整を図り、且つ法律の運用を慎重にして、国民の権利の保護に遺憾のないようにすることを意図しているのであります。

本法案の現行鉱業法と異なつている点の大要を申上げますと次の通りでございます。

第一点は、石灰石以下七種の鉱物を鉱業法上の鉱物に追加したことでございます。

第二点は、試掘権の存続期間に変更を加え、且つ新規定を設けたことでございます。

第三点は、租鉱権制度を設定し、鉱業権者以外の者にも鉱物の採掘を許容せしめたことでございます。

第四は、鉱業権の交換、売渡し、鉱区の増減、施業案の変更については、当該鉱業者に対し必要に応じて通産局長が勧告することができる旨の規定を設けている点であります。

第五点は、土地の使用收用についてであります。現行法では土地の所有者の請求があつたときに限り、その土地を收用することができることになつているのでありまするが、本法案では一定の鉱業用上の目的に供さねばならぬときは、その土地を收用できることとしたのであります。又現行法では、土地の使用收用については、すべて鉱業法に規定されていたのでありますが、本法案では若干の特別の定めをする外、すべて土地收用法に譲つているのであります。

第六は鉱害の賠償に関するものであります。本法案におきましては現行法と同じく、金銭賠償を主に、原状回復を従にしてあるのでありまするが、その外、土地又は建物に対する予定賠償の効力を明確ならしめ、或いは鉱害賠償を公正適切に行うために、地方鉱害賠償基準協議会及び仲介員制度を設置する規定を設けているのであります。

第七点は、通産局長の権限の行使に

ついては、官僚独善の弊に陥らぬよう、あらかじめ公開の聽聞を行うことにしてあることでございます。

第八点は、あとで述べますように、土地調整委員会を新たに設置して、鉱区禁止地域の指定及び通商産業局長等の処分に対する裁定の申請の制度を設けたことでございます。

以上が鉱業法案の骨子でございますが、御承知のごとく本法案は衆議院で修正議決されたものでございます。その修正個所の主なる点は次の通りでございます。

第一は、追加鉱物中、耐火粘土は一定の規格以上のものでなければ法定鉱物たり得ぬこと、第二は、石炭等の最低鉱区面積を現行法通り五万坪に当る十五ヘクタールとした点、第三は、試掘権の存続期間は、石油、天然ガスは二年の外に二年ずつ三回、その他の鉱物については二年ずつ二回の延長を認めた点、第四は採掘権の存続期間は従来通り無期限としたこと、第五は、鉱業の出願人の名義変更を認めた点、第六点は、土地使用及び收用の目的の範囲を拡大したこと、第七点は、租鉱区における鉱害賠償については、鉱業権者と租鉱権者とが連帯責任を負うこと等であります。

次に鉱業法施行法案についてその内容を申上げます。

同法案は言うまでもなく、現行の鉱業法の廃止と新鉱業法制定とに伴う経過措置を規定して、現行制度に基く既得権の保護に遺憾なからしめると同時に、関係法令に所要の改正を加えたものであります。本法案も衆議院で修正されております。その主なる点は現存の試掘権についても二年の延長を認めたことであります。

第三に採石法案についてその内容を申上げます。

本法案の立案趣旨は、鉱業法の適用を受けていない鉱物及び岩石等を採取する際には、土地の所有者以外は、土地の所有者と債権契約を結ぶか、或いは土地を買取らねばならなかつたので、その間に種々なる紛議と障害があり、岩石等の合理的開発に支障を来たしていたという事実に鑑みて、採石権という土地に関する物権を創設して、採石業者の権利の安定を期し、岩石資源の有効な開発を図つたことにあるのであります。本法案はこの採石権の運用規程を法制化したものであるのでございますが、これを衆議院で修正されて来ております。その修正点の主なる点は、鉱業法との調整規定を設けた点でございます。

最後に土地調整委員会設置法案について申上げます。

この法案の内容は、鉱業法案について申上げたときに触れましたので、詳しくは申上げませんが、要するに鉱業又は採石業と、農業林業その他産業及び一般公益との間の調整を図ることを目途として、内閣総理大臣が両院の同意を経て任命する委員長外四人の委員を以て構成する委員会を設置せしめることを規定したものでございます。これを所掌事務乃至権限から見まして総理府の外局とし、その立場を公正妥当ならしめているのであります。その他、本法案には所掌事務の手続が謳つてございます。尚、本法も採石法案の修正に伴いまして、字句上の修正のみでありますが、衆議院において修正されて来ております。

以上四衆議院送付案についてその内容を御説明いたしましたが、鉱業法案及び採石法案は、去る第八国会の末期に提出せられ、閉会中は継続審査となりまして、延々四ヶ月に亘り審査して参つたのであります。その間、東北、北海道、九州、東海と、各関係地区に議員派遣をいたし、つぶさに地方の実情、現地の声、或いは利害関係人の要望を見聞し、又公聽会を開催して、鉱業権者、鉱害の被害者、学識経験者等の人々から、両法案についての意見を聽取する等、万全の措置を講じたのであります。従いまして、本法案につきましての委員会における審査は極めて慎重且つ熱心に行われたのであります。政府との質疑応答につきましては、その詳細は速記録により御覧願いたいと思うのでありますが、論議の中心は鉱害の賠償特に一般鉱害のそれに集中されたのであります。即ち鉱業法案におきます金銭賠償か、原状回復かのいずれを主とし、従とするかの点であります。結局、本問題に関し、当委員会として、法案の條文修正によることは法制上又会期の関係上困難であるが、飽くまで原状回復、少くとも原状の効用を回復するということを前提として、関係各省が中心になり、互いに密接な連絡の下に、鉱害地に対し国費補助による復旧対策を早急に樹立し、これが法制化の一日も速かなることを要望したところ、幸いにして政府は全面的にこれが意見を受入れ、関係各省、石炭鉱業権者代表、被害者代表及び学識経験者よりなる一般鉱害対策に関する審議会を設置することの閣議決定を見たのであります。以上の外、当委員会における質疑は各法案とも活潑になされ、追加鉱物の採掘権優先取扱に対する法的根拠、並びに実際的処置に関する対策、租鉱区における鉱害の賠償責任の問題、或いは土地調整委員会の権限と実際的運用の可否、土地使用收用の目的の範囲等々について、鉱業法案、同施行法案について質疑があり、採石法案については、同法の所管庁の関係が迫及され、土地調整委員会設置法案については、その委員会の構成、人事について論及したのでありますが、政府もこれに対し懇切且つ熱心に答弁せられたのであります。

かくて慎重な審議が各法案について行われた結果、鉱業法案以下三法案をその密接なる関連性の故に一括議題として討論に入りましたところ、社会党を代表して吉田委員より、各法案なかんずく鉱業法は、本来が社会主義的であるべきであり、土地調整委員会、地方鉱害賠償基準協議会等を設置して、新らしい理念を持つべく意図したに拘わらず、衆議院修正により旧法的精神に退却したのは遺憾であり、特に鉱害賠償規定は全く新鉱業法の精神を没却したものであるが、今後鉱害対策その他に万全を期することを要望するとの條件付賛成意見の開陳があり、続いて民主党を代表して西田委員より、社会連帯主義の立場から、鉱害の賠償を資本主義的な独善主義はとるべきではない、幸い政府の熱意によつて一般鉱害対策についても一応見通しが付いたが、今後政府は当委員会の審議の過程における各法案に対する意見を十分体得して法案施行に当られたいとの要望を付した賛成意見の開陳があつたのであります。最後に自由党を代表して古池委員より、今法案の内容について異論はないが、政府は当委員会の各位が要望せられた事項を十分含んで運用に意を用いられたいとの賛成意見の開陳がございました。

以上で討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り四法案とも可決すべきものと決定いたした次第でございます。

尚この際、特に鉱害復旧対策について、当委員会における安本、農林、建設の各大臣及び大蔵省担当官の言明もございましたので、一日も早き実施方を再度政府に要望いたしまして、私の報告を終ります。

次に、同じく議題となつております特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案についての委員会の審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず政府提案の理由を申上げますと、今回の改正点は次の二点でございまして、第一点は、現在設置されております特別鉱害復旧公社が附則第十三項の規定により、本年十二月三十一日を以てその業務を通商産業省に引渡さなければならないことになつていますので、復旧公社を廃止し、新たに通商産業省にその業務を行う特別鉱害復旧特別会計を設置するようにした点でございます。これに対しては別に特別鉱害復旧特別会計法を提案し、その予算的処置は昭和二十五年度一般会計補正予算に計上されています。第二点の改正点といたしましては、特別鉱害復旧工事中、公共事業費国庫補助率が現在平均六〇%であつたものが八〇%に引上げられたために、現行法第二十五條による自己復旧者が予想以上に増加し、復旧工事費に当てる納付金によるプール財源能力が減少し、鉱害復旧工事に支障を来たす結果となるため、同法第二十五條による自己復旧をなし得るものは、そのものにかかる特別鉱害の査定額と納付金を比較し、納付金が査定額を超ゆる場合、自己復旧をなし得ることとしたことでございます。

これに対し各委員からは、今回の改正点そのものは時宜に適したものとして問題とすべき点はないが、ただ本法の運営については政府として最善の策を講じ、査定された七十五億円の特別鉱害復旧に対しては早急に工事を施行し、本法施行後五ヶ年間に復旧工事が完了するよう努力され、万一工事が一部残る場合が起つても、納付金を完納した炭鉱の鉱害復旧に対しては、特に政府として責任ある処置を要望したところ、政府としては善処する旨の回答がありました。その他熱心なる質疑応答が行われましたが、詳細は速記録に譲り省略させて頂きます。

かくして質疑を打切り、討論に入り、山川良一委員より賛成の旨の発言があり、採決をいたしましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず鉱業法案、採石法案、鉱業法施行法案及び土地調整委員会設置法案、以上四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて四案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　日程第十七、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月二日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三條第十三号を第十四号とし、第十二号として次の一号を加える。

十三　文化的活動に関する事務を行うこと。

第三條に次の一項を加える。

2　前項に規定する所掌事務の範囲は、特別の必要がある場合においては、外務省令の定めるところにより、在外事務所ごとに制限することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君　只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

日本政府在外事務所は第七国会において成立いたしました日本政府在外事務所設置法によつて設置されており、その取扱う事務の範囲も同設置法第三條に列記せられておるのであります。ところが設置される相手国の意向によつて取扱う事務に追加又は制限を加える必要を生ずることがあり、現に仏国パリに設置される事務所においては、先方の意向と関係方面の承認の下に文化活動に関する事務も行うこととなり、又一方、設置法に所定の日本人の遺産の保護管理に関する事務は行わないことになつたのであります。こうした事情から、設置法第三條に列記する在外事務所の所掌事務中に差当り文化活動の一項を加え、一方必要に応じ、省令によりその事務に制限を加え得るようにし、以て在外事務所の活動に支障なきよういたしたいというのが本法案の趣旨であります。

本委員会は十二月一日先ず予備審査を行い、政府側の説明を聴取した後、質疑を行い、次いで衆議院の送付を待ち、十二月六日委員会を開き、討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第十八、裁判所法の一部を改正する法律案、日程第十九、裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第二十、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案、日程第二十一、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

裁判所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條に次の一項を加える。

前項の規定により当該高等裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、他の高等裁判所又はその管轄区域内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の判事に当該高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

第二十八條に次の一項を加える。

前項の規定により当該地方裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、その地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所以外の高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第三十三條第一項第一号中「五千円」を「三万円」に、同條同項第二号中「又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪」を「、刑法第百八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪又は同法第二百五十二條若しくは第二百五十六條の罪」に、同條第二項中「刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪」を「刑法第百三十條の罪若しくはその未遂罪、同法第百八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二條、第二百五十四條若しくは第二百五十六條の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十七條乃至第二十九條の罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十條乃至第三十一條の罪」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

附　則

1　この法律のうち、第三十三條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2　第三十三條の改正規定の施行前に地方裁判所に訴又は公訴の提起があつた事件については、同條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月五日

衆議院議長佐藤尚武殿

参議院議長　幣原喜重郎

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律

第一條　裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「専任　七百五十五人　二級」を「専任　八百三人　二級」に改める。

第五條中「専任　四十二人　三級」を「専任　四十三人　三級」に改める。

第二條　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表法務府の項中「四二、一三五人」を「四二、二〇二人」に、「四三、三〇八人」を「四三、三七五人」に、「一一、二八三人」を「一一、三三五人」に、同表合計の項中「八七五、六七一人」を「八七五、七三八人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

（小字及び――は衆議院修正）

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律

刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「新法施行後も、」の下に「この法律及び裁判所の規則に特別の定があるものを除いては、」を加える。

第三條中「前條の規定にかかわらず、」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三條の二　第二條の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七條の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、○第二條の規定にかかわらず○新法第三百六十八條から第三百七十一條まで（上訴費用の補償）、第四百五條（上告理由）、第四百六條（上告審としての事件受理）、第四百八條（書面審理）、第四百九條（被告人の召喚不要）、第四百十條及び第四百十一條（破棄の判決）、第四百十五條から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣意書）の規定を適用する。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に最高裁判所に係属している事件及び最高裁判所への上告の提起期間内にある事件については、その上告審に限り、第三條の二の規定は、適用しない。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月六日

参議院議長佐藤尚武殿

衆議院議長　幣原喜重郎

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律

第一條　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「五千円」を「三万円」に改める。

第百五十二條第四項を第五項とし、同項中「口頭弁論」を「準備手続ヲ経サル口頭弁論」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

準備手続ヲ経タル口頭弁論ノ期日ノ変更ハ已ムコトヲ得サル事由ノ存スル場合ニ非サレハ之ヲ許スコトヲ得ス

第二百三十六條第三項中「受命裁判官」を「準備手続ヲ為ス裁判官」に改める。

第二百四十九條を次のように改める。

第二百四十九條　裁判所ハ口頭弁論ノ準備手続ヲ為スコトヲ得

第二百五十條第二項、第二百五十二條及び第二百五十三條中「受命裁判官」を「準備手続ヲ為ス裁判官」に改める。

第二條　民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「出頭一度ニ付」を「出頭又ハ取調一度ニ付」に改める。

第三條　民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「六千円」を「三万一千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中第二十二條第二項の改正規定及び第三條の規定は、裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第　号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　第一條の各規定による改正後の民事訴訟法は、それぞれその規定の施行前に生じた事項にも適用する。但し、従前の民事訴訟法によつて生じた効力を妨げない。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君　只今上程されました裁判所法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果について御報告申上げます。

先般連合国最高司令官の覚書により、我が国の裁判権に対する制限が緩和せられ、本年十一月一日以降、我が国の裁判所は特定の者を除く日本在住の連合国人に対し、民、刑の裁判権を広く行使することができるようになつたのでございますが、これと共に、民、刑事件の審理促進についても特に要請されるところがあつた次第でございます。本法案はこの要請に応えて、現行裁判所法上事件の迅速な処理のため、差当り特に緊要と認められます点のみを取上げて改正いたしまして、審理の促進を図るという趣旨の下に立案されたものでございます。

改正の要点は、第一に、下級裁判所の裁判官の職務を代行する裁判官の範囲を拡張することでございまして、現行法上も裁判事務の取扱上差迫つた必要があるときは高等裁判所管内及び地方裁判所管内におきまして、これらの裁判所がそれ〴〵の裁判官に職務の代行を命ずることができることになつているのでございますが、その職務代行の範囲を更に拡張し、最高裁判所は、高等、地方及び家庭の各裁判所の裁判官については全国的に、又簡易裁判所の裁判官については高等裁判所の管轄区域の範囲内で、相互に他の裁判所の裁判官の職務代行を命ずることができるようにしようといたしますのでございます。

第二は、簡易裁判所の裁判権を拡張することでございます。民事につきましては、現在簡易裁判所は訴訟物の価格が五千円を超えない請求について裁判権を持つものとされているのでございますが、この立法当時に比較した現在の物価高を参酌し、これを三万円に引上げようとするものでございます。

次に刑事につきましては、現在簡易裁判所は罰金以下の刑に当る罪又は選択刑として罰金が定められております罪、窃盗罪又はその未遂罪等、極めて限られた範囲の犯罪についてのみ裁判権を有するに過ぎず、而も原則として禁錮以上の刑を科することができず、僅かに窃盗罪又はその未遂罪等について三年以下の懲役を科することができるに過ぎないのでございますが、これらの罪と事案の軽重において大差な

く、又は通常これらの罪と関連して発生する横領罪とか、贓物故買罪とかいうような若干の犯罪につきまして、窃盗罪のように三年以下の懲役を科し得る権限を簡易裁判所に與えようとするのでございます。このような措置によりまして、裁判所の審理は促進せられるものと認められるのでございます。

委員会におきましては慎重に審議いたしましたが、伊藤委員その他の委員より、簡易裁判所の裁判権をこのように拡張いたしました場合において、簡易裁判所の受入能力等につきまして熱心な質疑が行われたのでございます。政府委員よりはこれに対し、簡易裁判所の裁判官に優秀な者を配置する等の方法によつて万遺漏なきを期する方針であるとの答弁がございました。尚その他の質疑応答につきましては速記録によつて御了承願うことにいたします。討論においては別に意見の開陳がなく、採決の結果は全会一致を以て可決すべきものと決定されました。

次に裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案の委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告いたします。

やはり本年十月十八日附の連合国最高司令官の覚書により、十一月一日から連合国人に対する我が裁判権が拡張されましたので、裁判所、検察庁及び刑務所等におきまして通訳等に従事する裁判所事務官、裁判所技官、検察事務官及び法務府事務官を急速に増員する必要が起りましたので、これに対処せんとするのが本法案の趣旨でございます。本法案の内容は、この趣旨に基いて裁判所職員の定員に関する法律及び行政機関職員定員法の一部をそれぞれ改正するものでございます。当法務委員会におきましては熱心に審議を重ね、幾多の適切な質疑が行われました。討論においては別に意見の開陳がございませんで、採決の結果は全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第でございます。

次に刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について申上げます。

本案は、裁判所における民事及び刑事事件の審理促進に関します連合国最高司令官の覚書の趣旨に鑑み、刑事事件について、旧刑事訴訟法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律の適用されておるいわゆる旧法事件の審理の促進を図り、これらの事件を可及的速かに処理するために刑事訴訟法施行法に所要の改正を加えようとするものでございます。現在旧法事件の処理について特に緊急を要しておると認められます問題は、最高裁判所の負担の調整ということでございますが、本案におきましては、この問題を解決するために旧法事件の上告手続につきまして特則を設け、上告理由、書面審理等の所要な部分について新法の規定を適用することにしようとするものでございます。この改正は、旧法事件に関する限り多少被告人の利益に影響するところもございますが、刑事事件の審理促進という大きな見地から止むを得ない措置と認められるわけであります。尚この際一言附加えますが、政府原案は、裁判所規則に対する委任の規定に関し若干の改正をしようというものでありましたが、これは全部衆議院において修正削除せられた次第でございます。

委員会におきましては、予備審査の際におきまし、この衆議院が修正いたしました点について、鬼丸、伊藤各委員等より活潑な質疑が行われ、慎重に審議を重ねたのでございますが、その詳細は速記録によつて御了承願いたいと思います。討論におきましては別に意見の開陳はございません。採決の結果は多数を以て可決すべきものと決定いたした次第でございます。

最後に民事訴訟法等の一部を改正する法律案について委員会におきます審議の経過並びにその結果を申上げます。

連合国最高司令官の覚書によりまして、我が国の裁判権の範囲が拡張されますと共に、裁判におきます審理の促進について特に要請されるところがあつたのでございます。審理の促進を期するということは従前からの課題であつたのでございますが、この情勢に対応し、これを実現せんとするのが本法案の趣旨でございます。その要点を申上げますと、最も重要な点は、単独制の裁判所においても準備手続を行うことができるようにこの手続を拡張したことでございます。これに附随して期日の変更の制限に必要な改正をいたしましたことでございます。その他、簡易裁判所の事物管轄の拡張と民事訴訟用印紙法の整備及び証人の日当等に関する民事訴訟費用法の改正をなすものでございます。

委員会におきましては熱心に審議し、活潑な質疑応答がなされましたが、討論におきましては別に意見の開陳はございません。これを採決いたしました結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

右御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先ず裁判所法の一部を改正する法律案及び裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　次に刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（佐藤尚武君）　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程第二十二、運輸省設置法等の一部を改正する法律案、日程第二十三、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題に供することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律

第一條　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　海難審判庁（第五十九條）」を「第三節　海難審判庁（第五十九條）　第四節　航空庁（第五十九條の二―第五十九條の五）」に改める。

第三條第十号の次に次の一号を加える。

十一　航空

第四條第一項第五十二号の次に次の三号を加える。

五十二の二　国内航空運送事業を免許し、及び国内航空運送事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

五十二の三　航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

五十二の四　所掌事務を遂行するために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

第六條第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第三百二十七号）の規定に基く免許、認可その他の処分

第五十六條中「海難審判庁」を「海難審判庁　航空庁」に改める。

第五十九條の次に次の一節を加える。

第四節　航空庁

（航空庁の任務及び長）

第五十九條の二　航空庁は、航空運送事業及び航空の保安に関する事務を行うことを任務とする。

2　航空庁の長は、航空庁長官とする。

（特別な職）

第五十九條の三　航空庁に、次長一人を置く。

2　次長は、航空庁長官を助け、庁務を整理する。

（航空庁の事務）

第五十九條の四　航空庁においては、左の事務をつかさどる。

一　航空運送事業に関する免許、許可又は許可に関すること。

二　航空運送事業の運賃及び料金に関すること。

三　航空運送事業に関する業務の監査に関すること。

四　前三号に掲げるものの外、航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　航空保安施設の建設、保存、運用及び管理に関すること。

六　航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作に関すること。

七　航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。

八　前三号に掲げるものの外、航空の保安に関すること。

九　前各号の事務を遂行するための左に掲げる事項

イ　機密に関すること。

ロ　長官の官印及び庁印を管守すること。

ハ　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

ニ　行政の考査を行うこと。

ホ　調査及び統計に関すること。

ヘ　法令案の審査その他法務に関すること。

ト　こう報に関すること。

チ　渉外事務に関すること。

リ　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関すること。

ヌ　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

ル　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関すること。

ヲ　行政財産及び物品を管理すること。

（航空庁の機関）

第五十九條の五　運輸大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。この目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2　航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所及び航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第二條　電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　外局（第二十九條―第四十四條）」を「第三章　削除」に改める。

第二條中第十二号から第十五号までを削る。

第四條第一項を次のように改める。

電気通信省は、国の公共業務たる電気通信業務（地方的なものを含む。）を一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関とする。

第五條第二十号中「及び航空保安業務」を削る。

第十條第五号の二中「及び外局」を削る。

第十五條第八号但書及び第九号但書、第十六條第十六号但書並びに第二十四條第二十号但書中「航空保安庁」を「航空庁」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十九條から第四十四條まで　削除

第五十四條中「及び航空保安庁長官」を削る。

第三條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の運輸省の項中「海難審判庁」を「海難審判庁　航空庁」に改め、同表の電気通信省の項中「航空保安庁」を削る。

第四條　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表運輸省の項中「海難審判庁　八五人」を「海難審判庁　航空庁　一、〇九六人」に、「二六、七七一人」を「二七、八六七人」に改め、同表電気通信省の項中「航空保安庁　一、〇九六人　一四三、五三九人」を削り、同條第四項中「二千三百九十二人」を「二千四百七十六人」に改める。

第五條　国内航空運送事業令の一部を次のように改正する。

第十二條中第一項及び第二項を削り、同條第三項中「航空保安庁長官」を「航空庁長官」に改め、同項の項番号を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際、現に航空保安庁の職員である者は、航空庁の職員に同一の勤務條件をもつて任ぜられたものとする。但し、別に辞令を発せられたときは、この限りでない。

3　この法律施行の際、現に航空保安庁の職員であつて、その時において航空庁の職員になつた者は、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定の適用については、当分の間、電気通信省の職員とみなす。

4　前項の者及びその家族は、電気通信省設置法第四十七條の規定の適用については、当分の間、電気通信省の職員及びその家族とみなす。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條に見出しとして「（各行政機関の職員の定員）」を加え、同條第一項の表中総理府の項「地方財政委員会　一〇一人」を「地方財政委員会　一一一人」に、「計　一　六三、〇五四人」を「計　一　六三、〇八九人」に、合計の項「八七五、七三八人」を「八七五、八〇八人」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君　只今議題となりました両案につきまして、内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず運輸省設置法等の一部改正案について御報告申上げます。

この法案につきましては予備審査二回、本審査が一回、三回委員会を開きまして慎重に審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたのであります。本案の提出の趣旨を簡単に申上げます。十一月一日の政令第三百二十七号国内航空運送事業令の公布によりまして、国内航空運送事業の免許、旅客、貨物、郵便物の運賃の決定認可、被免許会社の業務監査等の事務を運輸大臣が行うことになつたのでありますが、この行政事務はその政令によりまして、運輸大臣の指揮監督の下に暫定的に電気通信省の外局であるところの航空保安庁において取扱うことに定められておるのであります。元来航空行政は運輸行政の一種でありまするから、これを運輸省の所管とすることが正当と認められるのであります。又その業務、運送行政と保安行政ということは、これを一元的に取扱うことが必要であります。それ故に電気通信省の外局としてすでにありまする航空保安庁をば廃止いたしまして、そして運輸省の中に運輸省の外局として航空庁を設置いたしまして、そして航空保安庁の航空保安事務と航空運送事務、新たに加わりました航空運送事務とをこの所管とするのであります。これが本案の骨子であります。この趣旨に基きまして運輸省設置法及び電気通信省設置法に所要の改正を加えました。更に、従いまして、国家行政組織法及び行政機関職員定員法にもそれぞれ改正を加えたのであります。尚

その他航空標識所を作ることにつきまして、行政機関職員定員法に修正を加え、更に又国内航空運送事業令の第十二條に削除及び修正をいたしました。それから更に附則におきまして、航空保安庁の職員及びその家族に対しまして、厚生施設の利用の関係から、当分の間従前の例によることにしてあるというのが本案の全部であります。

そこで法文について申上げますことは冗長になりますから省きますが、簡単に申上げますれば、この法律は五ヶ條と及び附則から成つております。即ちその第一は、運輸省設置法の改正、これは権限を拡張する規定と、それからそれに伴いまして組織をどうするか、事務の内容をどうするか、及び機関設置の、即ち標識所を設けるというような点。第二には、電気通信省設置法の改正、これは今申上げましたように、外局の航空保安庁の規定を廃止して、それに伴うところの所要の改正。第三には国家行政組織法の改正。第四には行政機関職員定員法の改正であります。この職員定員法の改正は通商産業省の航空保安庁の定員即ち千九十六名を運輸省の航空庁の方に移すという趣意の改正であります。そうして第五点は、国内航空運送事業令の改正、これだけであります。

で、この改正案は極めて簡単なものでありますが、併しその関係するところは極めて重大でありますから、その点を御参考に申上げたいと思うのであります。即ちこの十一月一日に公布せられました政令、その内容が最も重大なものであるからであります。終戦直後即ち昭和二十年十一月十八日の司令部の覚書によりまして、日本は一切の航空を禁止されてしまつたのであります。従つて航空法の廃止になり、航空の行政を掌る官庁も廃止せられることになつたのでありますが、そうなると日本の航空はどうしたかと言えば、すべて司令部の管理の下にあつたのであります。ところが只今申しましたように十二月一日に政令第三百二十七号を発布することになつて、ここに急激な変化が起つたのであります。内閣委員会は、日本の将来の発展は国内の航空事業の繁栄にかかるところが極めて大きいということの見解を以ちまして、この政令につきまして慎重な細心な検討を加えたのであります。即ちいわゆるポツダム政令と申しますこの政令がどうして制定せられたかという点について相当な政府の説明を求めまして、強い意思の発表をしているのであります。それは政府の説明によりますれば、今度の日本においての航空を許すこの事柄は、在来この日本において航空事業に従事しておるところの外国の会社から成るところの一つの事業団体、その団体に対して航空を許すということでありまして、それは本年の六月二十六日附の司令部の覚書によりまして、その新らしい事業団体の会社でありますが、それの事業免許、監査或いは運賃の認可というようなこと、こういう重要な事項の処理と、それから又その行政を取扱うところの責任官庁を、至急に日本政府において決定をせよということでありまして、こういう要求が向うから発せられたのであります。更に八月三十一日には、日本内国航空株式会社の、只今申したその特殊の会社の株式取得の許可と事業の開始の許可の申請書を外資委員会に提出いたしまして、それの発足を急いで参つたのでありまして、どうしても国会の開会を待たずに政令を制定しなければならぬという説明を得たのであります。更にこの新らしい会社は、只今申しましたように国内のただ一つの業者であるのでありまして、在日の外国航空会社によつて結成せられるものであります。そうしてこれが大変に急迫つて急いでおるのでありますから、早急に法的措置をとつて置かないと、これは明らかに私的独占禁止法と事業者団体法に抵触することにもなるのであります。従いまして、政府は慎重に考慮をいたしたのでありますが、急速に運びかけておつたのでありますが、十月初旬から更に又司令部のほうから、会社設立準備の進捗に伴つて、しば〳〵日本側に受入体制を早く作れという催促をせられましたので、かようなポツダム政令を公布したということになつたのであります。その政令を決めますためには、政府は十分な検討を加えて、公共の福祉に従つて、これが運用せられるようにすることを確保する目的を以て政令を制定したという説明であります。併し今日になつて見ますると、まだその会社の組織が完成しておるというようにも見えませんし、従つて今期の国会に間に合わないことはないとも考えられるのでありますが、その当時の事情から申しますると、これは誠に早急を要し、止むを得ないという御説明であります。委員会はこの説明に対しましては、議院の審議権を尊重するという立場から、これを歓迎しないという心持が濃厚であつたということを申上げて置くのであります。

更に次の点としてこの政令の内容について簡単に触れて置きます。政府は講和成立のあとには日本独自の航空の確立することを考えておりまして、ここに当面の実情に則する措置としてこの政令を決めたというのであります。その政令の内容によりますれば、事業の免許は、昭和二十年の九月二日から二十五年の一月一日までの間に外国と日本との間に航空営業をした会社の協定設立する一つの会社に対してのみ免許をするということであります。それからこの期限もこれを付けて免許するということであります。

〔議長退席、副議長着席〕

それから事業計画、運賃の認可、それから事業の監督の方法、飛行場の使用のこと、これらのすべて重要なことは審議会に諮問して決定するということ、それからこれの取扱官庁といたしまして、航空庁を運輸省に設置すること、その航空庁の権限、最後に罰則というようなことがその内容となつております。

この件につきましての質疑応答は沢山ありますが、極く簡単に申上げますれば、外国企業者の意向は、講和の実現前において日本における航空事業の独占の端緒を開くのではないかというような心配を見えたので、これに対しましては政府の説明は、そうではない、どこまでもこれはビジネスとして行なつて行くのである、従つて新らしく設立されるところの航空会社におきましては、投下資本が償う経営ができればそれで足りるのであるからという説明であります。而して何ら政治的の野心に基いてはこれが司令部から迫られたものではないということをはつきり答えておるのであります。

次に飛行場新設につきましていろいろな問題があるのであります。新設を更に沢山するのであるかどうか、或いは農地との関係はどうなるであろう、それから飛行場の使用権はどういうような性質を持つているか、或いはその

使用料はどうなるか、更に又不正な使用をした場合においての取締如何というような点につきましても、熱心な質疑がありました。更に資本につきましては、内国人の資本を受入れることが可能であるかどうかという点、或いは使用するところの飛行機の機種、それから航空はどことどこを連絡して営業するのであるかというような点等につきまして、詳しい検討をいたしたのであります。大体さような経過を以ちまして昨日この審議を終りました。

そうして採決に入りましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案につきましては、委員会を開くこと予備審査と共に二回、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。この法律案を提出しました理由といたしましては、第一に、地方財政委員会の職員の定員を十名増加するという点であります。即ち市町村の中心財源であるところの固定資産税の賦課に関する事務におきまして、移動性の資産とか、或いは二つ以上の市町村に亘つて在存する固定資産とか、大規模の工場等の評価とか配分という事務が極めて複雑でありまするから、現在の職員を以てしては足りないということで、十分その専門的の知識を備えた者を増加したいというので十名の定員増加であります。第二点は、これは第七国会で成立いたしました首都建設法によりまして、総理府の外局として首都建設委員会が設置せられたのでありますが、その職員の定員がこの法律の附則によりまして行政機関職員定員法を改正して二十五名とすると決まつたのでありますが、そのときに行政機関職員定員法第二條第一項の表の中で、総理府の項の計の数と合計の項の数とに二十五名の増加に応ずる加算が行われなかつたのであります。これは手落ちであります。これをつまり直すという点であります。もう一つ、同じく第七国会におきまして成立いたしました文化財保護法によりまして文部省の外局として設置せられました文化財保護委員会についても、その設置に当つて文部本省から移管された定員の外に更に三十五名を附加えたのでありますが、それが定員となつたのでありますが、行政機関職員定員法の第二條第一項の表の中で合計の項の数を改めなかつた。これも手落ちであります。それがために三十五名を合計の数に加算するというのであります。

それから尚今回の改正案によりまして改正せらるべきものとなつております合計の項の数が、現行の行政機関職員定員法の第二條の表の中の合計の項の数よりも六十七名多くなつているのでありますが、これは本日只今本議場において可決せられました裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案において、連合国人に対する刑事裁判権の拡張に伴います検察庁及び矯正機関等の職員の定員の増加を行うことになつているのに対応させたものであります。

尚この外に、丁度この機会に、前回の国会閉会後、ポツダム政令によつて行政機関職員定員法が三回に亘つて改正せられておりますから、このことを附加えて御報告申そうとするのであります。先ず八月十八日の政令第二百六十三号を以つて法務府設置法等の一部を改正する政令が公布せられまして、法務府の定員が六百六十二名増員となつております。次に、九月三十日の政令第二百九十五号を以て出入国管理庁設置令が公布せられまして、これに伴なつて法務府の定員が四名減じ、外務省の定員が六百二十六名増加いたし、運輸省の定員が六十名増加いたしまして、差引結局六百八十二名の増員となつていることであります。更に又もう一つ、十月二十三日の政令第三百十八号を以て、海上保安庁法等の一部を改正する政令が公布せられまして、これに伴いまして運輸省の定員が二千二百四十六名増加いたしているのであります。以上前回国会の閉会後、ポツダム政令によつて行政機関職員定員法が改正せられました結果、行政機関職員の定員は合計三千五百九十名の増加となつたのであります。

委員会におきましては、中井委員から、この本法案の定員の数字改正の中に、定員の計算違いのために、つまり手落ちのために数字が合わないという結果が出て来ておるのは甚だ遺憾である、今後そのようなことのないように政府においても注意してもらいたいという要求がございました。これがためには、行政機関職員定員の改正の必要がある場合には、行政機関職員定員法一本の改正で行うようにして、他の沢山の法律の附則等で以て改正を行うべきものではないと思うという意見が出たのであります。これに対しまして政府側におきましては、今後はこの点において十分注意をする、併し只今ここに挙げました例のこの首都建設委員会というものは衆議院において発案し、それから文部省の外局となつた文化財保護委員会というのは参議院において発案した、こういう政府提出案でないものにつきましては、これを行政管理庁において統轄して行くということは甚だ困難であるという事情も訴えられたのであります。併しどちらにいたしましても、できるだけ定員法一本で改正をすることが適当であるという見解であります。結局、内閣委員会におきましては、本法律案の改正の内容が政府の提案の理由の通り、これは相当であるということを認むるに至つたのでありまして、討論を省略いたしまして採決いたしました。そうして全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

これを以て報告を終ります。

○副議長(三木治朗君)　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君)　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君)　この際、日程第一、電話事業の緊急復興に関する決議案(村尾重雄君外十名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本決議案につきましては、村尾重雄君外十名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。山田節男君。

電話事業の緊急復興に関する決議案

右の議案を発議する。

昭和二十五年十二月七日

発議者

村尾　重雄　寺尾　豊
新谷寅三郎　稲垣平太郎
橋本萬右衛門　佐々木良作
平林　太一　水橋　藤作
鈴木　恭一　山田　節男
尾崎　行輝

参議院議長佐藤尚武殿

電話事業の緊急復興に関する決議

本院はさきに第五回国会において全会一致をもつて通信事業の復興促進に関する決議をなし、政府の善処方を要望したにもかかわらず、電話事業については、未だその成果のみるべきものがなく、これに対する国民の不満は益々増大しつつある。これは政府の本事業に対する認識の不足と熱意の欠如に基因するものであつて、まことに遺憾である。

政府は本事業の重要性を正しく理解して、その急速な復興のために必要な計画を立て、その所要資金を優先的に確保するとともに、業務運営についても本事業の性格に即応した施策を講じ、短期間内に復興整備を遂げて本事業に対する国民の要望にこたえるべきである。

政府は右についての施策の大綱を速やかに本院に報告することを要求する。

右決議する。

〔山田節男君登壇、拍手〕

○山田節男君　只今議題となりました電話事業の緊急復興に関する決議案の趣旨を御説明申上げます。

先ず決議文を朗読いたします。

電話事業の緊急復興に関する決議

本院はさきに第五回国会において全会一致をもつて通信事業の復興促進に関する決議をなし、政府の善処方を要望したにもかかわらず、電話事業については、未だその成果のみるべきものがなく、これに対する国民の不満は益々増大しつつある。これは政府の本事業に対する認識の不足と熱意の欠如に基因するものであつて、まことに遺憾である。

政府は本事業の重要性を正しく理解して、その急速な復興のために必要な計画を立て、その所要資金を優先的に確保するとともに、業務運営についても本事業の性格に即応した施策を講じ、短期間内に復興整備を遂げて本事業に対する国民の要望にこたえるべきである。

政府は右についての施策の大綱を速やかに本院に報告することを要求する。

右決議する。

以上であります。

電話事業は、一国の神経系統として、政治、経済及び産業の振興並びに文化活動上欠くべからざる重要な役割を持つておることは言うまでもないことでございます。さて、我が国におきまする電話施設は、戦禍と戦争中の酷使によりまして甚大な被害と損耗を蒙つたのでございます。併し戦後すでに満五ヶ年を経過した今日、陸上交通運輸機関等、社会各般の文化施設は殆んど戦前の状態に復興を見ておるにも拘わらず、社会活動の先駆的施設でなければならない電話の復興は遅々として捗らず、国家及び社会の要望に副い得ない実情にあることは誠に遺憾な次第でございます。

電話の現状を少し具体的に申しますならば、第一に加入電話の復旧状況は、全国的に見ますと、数の上では復旧しておるのでありますが、戦災の甚大であつた主要都市について見ますと、例えば東京におきましては七九%、大阪におきましては五八%しか開通していない状態であります。次に最近の電話架設の状況は、年々架設されております数は申込の三分の一にも及ばない実情でございます。更に問題であるのは、基礎設備即ち交換局内設備或いはケーブルに行詰りを来たしておる点でありまして、昭和二十四年度の全国加入申込の四十一万のうち、その五〇%はこの基礎設備のために架設工事不可能でありまして、この不可能が東京及び大阪におきましてはそれぞれ七七%及び八〇%の高い率になつておる実情でございます。このように戦災電話の復旧も新らしい架設も見込は先ずない。これがために電話加入権の値段はどんどん上つて参りまして、東京の銀座あたりでは十万円、茅場町あたりでは十三万円という高い額を示しております。過般私共が北海道に視察に参りましたが、札幌市では十三万五千円で、これは国税局が滞納処分として競売に付したのでありますが、とにかく政府の手によつてこれが十三万五千円に競落された実例があるというのを見たのであります。又現在架設しておりまする電話の通話状態は、市内、市外共に御承知の通り甚だ満足すべからざる状態でございます。

以上のように電話架設は大都市においては殆んど不可能である。現在電話のサービスも不良であります。それがためにどれ程我が国の経済に損失をもたらしておるかということは、先般某新聞の記事によりますると、電話がかからないために会社事業所などで職員を出張させることとなり、その出張費用と、電話で用が足りた場合の電話料金とを比較しますと、差引月額十二億二千六百五十六万円となるのでありまして、年額にいたしますと実に約百四十七億円が無駄に支出されておるのであります。更に出張による不在のために失われた損失を加算いたしますと莫大な額に達するのでございます。

電話事業は我が国におきましては政府の独占企業であるために、ややもすると施設及びサービスの改善に当つて独占の安易感に陥りがちなのであります。政府はこの独占事業なればこそみずから深くその責任を痛感して、国民の要望をよく察知して、これに応えるべく最善の努力を拂うべきであります。今日電話の架設状況は窮極のところその施設に必要な資金の不足に起因するものであります。本院は先に第五国会において全会一致を以て通信事業復興促進に関する決議をなし、政府の速かなる善処方を要望したのでありますが、電話については以上申上げま

した通り、満足すべき成果を挙げておりませず、国民の本事業に対する不満の念はいよ〳〵増大しているのであります。これは結局、政府の本事業の重要性に対する認識の不足と熱意の欠如に起因するものでありまして、誠に遺憾に堪えない次第であります。政府は改めて電話の重要性とその実情を直視して、その急速なる復興のために、一定の目標を定めて、短期間内にこれを達成するよう、先ず所要資金を優先的に確保するとともに、事業の経理及び人事管理の面においても公企業に適応した措置を講じて、本事業に対する国民の要望に応え、産業文化の興隆に寄与するよう格段の配慮と努力を要望するものであります。何とぞ満場の諸君におかれましては、この決議案に御賛成を賜わりますことをお願い申上げまして、私の提案理由の御説明を終る次第であります。

○副議長(三木治朗君)　別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(三木治朗君)　総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し電気通信大臣より発言を求められました。田村電気通信大臣。

〔国務大臣田村文吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村文吉君)　只今御説明になりました電話事業の緊急復興に関する決議案に対し、一言お答えいたしたいと存じます。

我が国の電話事業は、仰せのごとく、戦時中当然なすべき増設の空白と保全の不足とに加うるに、戦禍による莫大な被害を蒙りました等のために、量質共に著しく低下せざるを得なかつたのであります。これに対し、先に両院の御決議の次第もあり、当局従事員は極力これが復興に努力いたして参り、その口数においては漸く戦前の数までは漕ぎつけたのでありますが、疏通率及び待合せ時間等におきましては戦前に比べて未だ遙かは低位にあるのみならず、熾烈なる増設要望にもお応えすることができず、国民に多大の御迷惑をかけていることを甚だ遺憾とするものであります。これが復興の遅れている原因の第一は、御指摘の通り基礎設備の不足及び保全の不十分と、改善に必要な資金の獲得が不十分であることを認めざるを得ないのでありまして、これに対しまして、私として、財政金融の許す限り必要資金の獲得に最善の努力をいたしたいと考えておりますと同時に、他面、資金の運用は極めて合理的、経済的に使用いたしまして、最大の効果を収める心構えであります。尚、事業運営の点に関しましても、でき得る限り官業独占の弊害を避けまして、民業の長所をとり、資金面、人事管理面等に逐次改良を加えて参りたいと存じております。以上政府は御決議の趣旨を体し、更に施策を練り、鋭意努力し、以て国民の要望に副いたいと考えるものであります。(拍手)

○副議長(三木治朗君)　日程第二十四、図書館運営委員長報告。図書館運営委員長徳川宗敬君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔徳川宗敬君登壇、拍手〕

○徳川宗敬君　国立国会図書館法第十一條の規定によりまして、図書館運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本委員会は十一月二十四日に昭和二十五年度国立国会図書館予算の補正要求書の審査を行いました。これは主として給與改訂に伴う若干の経費の増減に関するものでありました。次いで十二月二日昭和二十六年度国立国会図書館予定経費要求書を審査いたし、又金森館長から図書館運営の経過について報告を聴取いたしました。二十六年度の国会図書館予算の要求額は総額一億八千余万円でありまして、昨年度に比較し四千万円余りの増加となつております。このうち給與改訂のための増加分を除きますと、明年度新規事業の予算といたしましては、立法考査局を拡充し、その職員を六十名から百二十名に増強すること、及び上野並びに三宅坂にそれ〴〵書庫を増設することなどが計画されております。併しながら現在赤坂離宮を使用しております図書館の本館をこの国会に近接した場所に建設するということが従来からの大きな懸案となつておりますにも拘わらず、これに対する予算的配慮が依然としてなされておらないのであります。よつて本委員会といたしましては、取り敢えず本館建設の第一着手の実現を図るため、敷地の確保をすると共に、建築計画調査機構を早急に予算化せられたい旨の勧告をいたした次第であります。

引続いて金森館長から本年四月以降九月まで半ケ年の経過報告を受けました。詳細は速記録を御覧願いたいと存じますが、その大要をここに申上げます。

先ず三宅坂の法律政治図書館の発足、明治憲政資料整備の進捗の外、調員会館、宿舎及び各省庁支部図書館を対象とする巡回文庫も開設せられ、又諸外国の要請の増加に基く図書交換等の国際業務が急速な発展をしておる等のことがその主たるものでありました。要するに国立国会図書館の運営は、許された少い予算の範囲内ではありますが、概ね順調に設立当初の目標に向つて前進しておるものと認められたのであります。

以上甚だ簡単でありますが御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君)　この際、日程第二十五より第二十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君　内閣委員会においての請願審査の経過及び結果を御報告申上げます。

第一に地方民間調査機関の拡充に関する請願、これは我が国の経済再建のためには、従来のように国による調査機関というものは、往々にして国費の濫費に終つて効果が十分でないから、地方経済の科学的、実証的調査を実施して、国土開発の万全を期するために、地方民間調査機関の拡充を図られたいという請願であります。これは委員会におきましては、正当な、妥当なものと認めまして、これを採択いたし

まして、国会の議を経て政府に送付すべきものと決定いたしました。

次に郡山市に営林局設置の請願であります。従来この福島県の森林関係は前橋営林局の所管でありまして、地域的にも片寄つておるばかりでなしに、その森林面積等の関係から申しましても甚だ不便であるから、郡山市に営林局を設置して欲しいという請願であります。これは林野行政が今後改正せられるでありましようし、従いましてその営林局の位置等も大いに検討すべき値打があるのでありまするから、委員会におきましては、政府の参考に供するために、これを政府に送付することに決めまして、全会一致を以て採択することといたした次第であります。

次に恩給法等一部改正に関係する請願でありますが、これは旧軍人、軍属に対する傷病恩給というものは、普通恩給が給與ベースの上昇に従つて増額せられておるに拘わらず、従前のままの低額に据え置かれておるのでありまして、これらの人々は、傷病恩給、或いは一時賜金の受給ということはありまするけれども、併し未復員者給與法から除外せられているために、国立病院や療養所等に入る入院費用も出ないというようなことであつて、実に言語に絶する苦境にあるのであるから、どうか恩給法及び未復員者給與法の一部を改正して貰いたいということであります。これも又最も大切な事柄でありまするので、委員会は全会一致を以てこれを採択して、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

更に陸地測量師の恩給復活に関する請願であります。この請願の提出者は皆七十歳を超えた頼りのない老人ばかりであります。でこれらの人々は、今次の大戦以前に停年制或いは病気によつて退官をして、そしてそれ〴〵定額の恩給を頂いておつたのでありまするが、終戦後間もなく勅令で以て恩給支給を停止させられてしまつた。従つて生活に困つて、而も老年のために他に職を求めようとしておつても到底その途がない最も悲惨な状況にあるのであります。そこで同じ仕事をして陸地測量部に勤めておつた判任文官の技術者に対しては引続き恩給が支給せられておるのであるから、自分たちだけこれを除外せられるということは甚だ不合理である。即ち旧陸地測量部高等文官の技術者に対する恩給を復活して欲しいという請願であります。これも又尤もなことでありまして、これは政府において相当の措置を講ずべきものであるという見解の下に、この請願を採択いたしまして、内閣に送付することにいたした次第であります。

これを以て御報告を終ります。（拍手）

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長（三木治朗君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程の順序を変更して、日程第二十九より第三十二までの請願及び日程第二百二十九の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君　只今議題となりました請願及び陳情につき、外務委員会の審議状況並びに結果を御報告申上げます。

請願第七十六号、小笠原島の日本復帰に関する請願は、最近小笠原島を国連の信託統治とするとの説が流布せられておるが、元来小笠原島は日本が侵略して奪取したものでもなく、行政的には、血縁的にも、又文化的にも、長く日本領土として考えられて来たものであるから是非とも日本に復帰せしめらるるよう善処ありたいというのであります。又請願二百五号、沖縄諸島の日本復帰に関する請願も、同島民としては、日本から離れて独立する気持はなく、日本の一部として復興する一念のみであるから、最近伝えられるごとく、国連の信託統治となることなきよう図られたいというのが趣旨であります。

次に請願第百七十八号、同じく第三百六号、陳情第五十一号は、いずれも在外公館等が、終戦時、後日の返還を約して借入れた資金の支拂促進を要請するものであります。

本委員会は、以上の各件につき審議の結果、願意を尤もと認め、これを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長（三木治朗君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程の順序を変更して、日程第三十三より四十八までの請願及び日程第二百三十より第二百三十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。

先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔大矢半次郎君登壇〕

○大矢半次郎君　只今議題となりました請願十八件及び陳情三件について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず税制に関するものについて申上げます。日程第三十三外五件は物品税に関するものでありまして、碁、将棋用具、喫煙用具について免税点を設定すること、又時計部分品、釣魚用

具、競合、ラジオ受信機等について、物品税を減免することをそれ〴〵要請いたしております。日程第三十九は揮発油税を軽減すること、日程第四十は酒税を引下げること、日程第四十一は農家に対する課税が個々の実情を顧みない等の不十分の点が多いので、これを是正し、合理的な課税を行うこと、日程第四十二は、織物消費税の廃止に伴つて業者が損失を蒙つておるので、国家が補償することをそれ〴〵要請いたしております。

次に税制以外のものについ申上げます。日程第四十三は、福島県西白河郡小野田村有煙草收納所の建物を買上げること、日程第四十四は、最近農家はデフレ経済によつて窮乏しておるので、有力な換金作物である「たばこ」の收納代金を引上げること、日程第四十五は、中小商工業者に対して不動産担保による長期金融を家施すること、日程第四十六は、国民金融公庫宮崎支所に対して融資資金を増額すること、日程第二百三十は、中小企業金融を円滑ならしむるために商工組合中央金庫の資金を確保すること、日程第四十七は各種事業に対する国庫負担率の算定方法を公表すること、日程第二百三十一は、国家公務員共済組合では、昭和二十四年度に相当の赤字が出て、今後の運営に支障を来たしておるので、その赤字を国庫で負担すること、日程第二百三十二は、ブレトン・ウッヅ機構に加盟するため具体的連備体制を確立することをそれ〴〵要請いたしております。

以上の請願陳情については慎重に審議いたしました結果、その趣旨はいずれも適切なものであると認めて、これを採択し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

次に日程第四十八は、時計類及び同部分品、附属品の物品税を撤廃することを要請しておるのでありますが、時計類の部分品、附属品の免税は考慮すべきものであると認められましたので、これを採択し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長（三木治朗君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程第四十九より第七十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長岡田宗司君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君　只今議題となりました請願につきまして、農林委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

今国会中、農林委員会に付託されました請願は総数三十八件でありまして、その内訳を大別いたしますと、農業総合的対策一、生活必需食料品関係一、農林金融関係一、農業協同組合育成関係一、農産物増産関係二、農業災害補償制度改善関係二、土地改良、水利改善、開拓干拓、災害復旧等農地関係十二、営農関係二、農地改革関係二、農業改良普及関係一、競馬関係二、食糧の供出関係四、国有林野の拂下関係三、森林法の改正その他林野関係四でありまして、その詳細は文書表について御了承を願いたいのであります。

委員会におきましては慎重審議の結果、只今議題となりました三十件は、いずれも国土の保全、農林業の発達及び民生の安定等のため緊要な事項でありますので、採択いたしまして、内閣に送付し、速かにその実現を期する必要があると決定した次第でございます。

右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長（三木治朗君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程の順序を変更し、日程第七十九より第百一までの請願、及び日程第二百三十三の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君　只今議題となりました請願二十三件、陳情一件に関しまして、水用委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

請願第二十七号は、京都府間人漁港修築工事施行に関する請願であります。第二十八号は同じく京都府由良漁港、第二十九号は同じく京都府中浜漁港、第五十九号は岩手県大槌漁港、第二百四十六号は徳島県北灘村漁港、第二百五十二号は長崎県平漁港、第二百六十号は島根県恵曇漁港、第二百八十号は島根県須津漁港、第二百九十一号は静岡県吉田漁港、第三百九十号は千葉県大貫漁港、陳情第十一は鳥取県境港、これらの漁港はいずれも至急築港工事を要する案件でありまして、水産委員会は願意妥当と認めてこれを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。請願第二百六十二号は内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願、同じく第二百六十三号は海区漁業調整委員会の漁業改革委託費増額に関する請願、第三百十四号に漁業制度改革実施費増額に関する請願、以上三件の漁業制度改革に伴う委員会等の予算の増額に関する請願は、いずれも願意妥当と認め、これを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定い

しました。

それから請願第八十九号、同じく第二百八十四号、同じく第二百九十号、同じく第三百八十四号、同じく第四百二十六号、同じく第四百二十七号、同じく第四百二十八号、同じく第四百二十九号、同じく第四百三十三号、これらの請願はいずれも願意妥当としてこれを採択し、議院の会議に付して内閣に送付することに決定いたしました。

最後に請願第四百三十一号漁船船員法制定に関する請願は、これ又願意妥当としてこれを採択し、議院の会議に付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長（三木治朗君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百二より第百四十四までの請願及び日程第二百三十四より第二百五十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長植竹春彦君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔植竹春彦君登壇、拍手〕

○植竹春彦君　只今議題となりました日程第百二より第百四十四まで及び第二百三十四より第二百五十五までの請願及び陳情について、運輸委員会の審議の経過並びに結果につきましては、詳細は委員会の速記録に譲りまして大要を御報告申上げます。

日程第百二より百四十三まで、第二百三十五より二百四十八まで、第二百五十より二百五十一まで及び第二百五十三より二百五十五までの請願四十四件及び陳情十九件、合計六十三件につきましては、十分に審議の結果、国営バスの運輸開始に関する請願陳情については特に民営との調整をも十分考慮することを希望し、いずれも願意を妥当と認め、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

日程第百四十四、二百三十四、二百四十九、二百五十二の四件については、審議の結果、特に北海道港湾修築費負担に関する特例についての陳情は、未開発地である北海道の経済的特殊性に鑑みまして港湾工事費の地元負担の軽減を要望し、いずれも願意を妥当と認め、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要しないものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第百四十四の請願及び日程第二百三十四、第二百四十九、第二百五十二の陳情の外は内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長（三木治朗君）　過半数と認めます。よつてこれらの諸願及び陳情は採択し、日程第百四十四の請願及び日程第二百三十四、第二百四十九、第二百五十二の陳情の外は内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程第百四十五より第百五十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員会理事柏木庫治君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔柏木庫治君登壇、拍手〕

○柏木庫治君　只今議題となりました請願について、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願六件は、第二国会以来、同一趣旨の多数の請願があつたものでありますが、関係政府当局から過般大蔵省預金部資金の運用に関してドッジ氏の書簡が政府に手交された結果、差し向き郵政省において右積立金を運用することは困難となりましたが、今後極力請願の趣旨に副うよう努力いたしたいとの答弁でありました。

次に福島県小野新町駅前に無集配特定郵便局設置の請願、福島県河内村に簡易郵便局設置の請願、郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願、郡山市に郵政健康管理特別局設定の請願、福島県仁井田村に簡易郵便局設置の請願、郡山市に仙台郵政局仙台逓信病院分院設置の請願、福島県社村に簡易郵便局設置の請願、兵庫県福田村古川に無集配特定郵便局設置の請願、特定郵便局を簡易郵便局に切換反対の請願、山形県干布村原町に郵便局設置の請願、鹿児島県佐多町大中尾郵便局存続に関する請願、岡山県連島町、福田町両地区の水島地帯に郵便局設置の請願は、当該地方の現状に照し、郵便局の新設その他郵政省の措置を要望する請願であります。

委員会は慎重審査の結果、いずれも願意を妥当と認めてこれを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（三木治朗君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総務員起立〕

○副議長（三木治朗君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（三木治朗君）　この際、日程第百五十八より第百七十六までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治朗君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事村尾重雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君　只今議題となりました請願について、電気通信委員会の審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

逗子電報電話局の移転等に関する請願、奈良県秋野村郵便局の電話交換事務開始に関する請願、香川県山内郵便局の電話交換事務開始に関する請願、宇和島地方の電話施設拡充整備に関する請願、郡山放送局放送設備拡張に関する請願、郡山電報局独立庁舎新築関する請願、郡山電報局を福島県第二中心局とするの請願、二本松電報電話局局舎新築並びに電話交換方式変更等に関する請願、福島県好間村に電話架設の請願、郡山市に裸線撤送電話中継所設置の請願、郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願、郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願、郡山市に電気通信省通信病院又は仙台逓信病院分院設置の請願、福島県中野、郡山両局間直通電話線新設に関する請願、白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願、福島県中妻郵便局に転換器による最簡易電話交換事務開始の請願、会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活に関する請願、愛媛県日振島村に無線電話設置の請願及び福島県三神村電話回線変更に関する請願、委員会は以上の請願につきまして慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものと認めてこれを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上御報告申上げます。

○副議長(三木治朗君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(三木治朗君)　総員起立を認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君)　日程第百九十の請願は、日程に掲げたことは誤りでありましたので、日程から削除いたします。

○副議長(三木治朗君)　この際、日程第百七十七より第二百二十八までの請願及び日程第二百五十六より第二百六十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君　只今議題となりました請願五十二件、陳情十一件につきまして、建設委員会の審議の結果を便宜上一括して御報告申上げます。

先ず河川に関するものといたしましては、兵庫県東條川のほか、滋賀県百瀬川、富山県旅川、栃木県赤麻沼及び渡良瀬川、天竜川上流、福島県滑川、鹿児島県神之川、静岡県馬込川、山口県島田川上流、長野県千曲川及び徳島県日開谷川、宮川、内谷川の改修工事の施行若しくはその促進継続を要請するものであります。この外、宮崎県五ケ瀬川の河川法適用河川編入と改修工事、及び岩手県猿ケ石堰堤工事の再開に伴う補償と、福岡県有明海岸の堤防補強に関するものであります。

砂防に関しては、山形県下最上川の支流二十ケ川に亘る工事の施行と、岩手県閉伊川水系、徳島県吉野川支流九頭宇谷に対する砂防工事施行の要請であります。

災害復旧に関するものとしては、阿武隈川及びその支川、山形県丹生川と福島県土尻地区沿岸、宮崎県福島町、福島県小倉市、兵庫県鳴尾村の災害復旧、並びに愛媛県及び鹿児島県下の復旧助成の外、福島県過年度災害市町村工事中十五万円未満の分に対する補助の措置に関するものであります。

道路橋梁に関するものは、道路の整備改善に関する陳情の外、埼玉県国道第四号線、鹿児島県国道第二号線、広島県指定府県道の三原呉線、北海道岩見沢厚田間の準地方費道、並びに九州の横断道路の整備と改善に関するものであり、橋梁については錦帯橋の再建と、長野県飯山町木島村間及び国道二十三号線吉野川、筑後川、佐賀県六角川、秋田県米代橋の架替又は架設に関するものであります。

総合開発につきましては、長野県伊那谷三峰川流域の開発事業促進の陳情でありまして、又住宅金融公庫の融資については、東北地方の坪当り建築費単価及び融資限度の引上げ、敷地取得のための国有地拂下に関するものであります。

以上、いずれも治山、治水、交通の発達、地方開発のため、又は住宅政策上、これを院議に付して採択し、内閣に送付を要するものと決定したのでありますが、尚、猿ケ石堰堤工事に伴う補償についてもできる限り地元の要望に副い、工事の円滑なる実施を図る趣旨を以て同様の決定をいたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(三木治朗君)　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以つて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

これにて本日の議事日程は全部終了いたしましたが、委員会の審査の結果を待つため午後二時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後三時十四分開議

○議長(佐藤尚武君)　休憩前に引続き、これより会議を開きます。

〔井上なつゑ君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君)　井上なつゑ君。

○井上なつゑ君　私は看護婦等の再教育につきまして緊急質問をいたすの動議を提出いたします。

○石原幹市郎君　只今の井上君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君)　井上君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君)　御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。井上なつゑ君。

〔井上なつゑ君登壇、拍手〕

○井上なつゑ君　私はこの際、看護婦等の再教育について緊急質問をいたし

ます。看護婦等の意味は、看護婦、保健婦、助産婦のことでございますことを先ず申上げてこの問題に入りたいと存じます。

昭和二十三年法律第二百三号を以て公布になりました保健婦助産婦看護婦法によりまして、護看婦、保健婦、助産婦の待望久しかりし国家認定の問題は一応解決いたしましたが、この法律によつてそれらの人々の教育程度の向上、資質の改善をいたしますために、六・三・三卒業を入学資格とする、即ち大学程度の甲種看護婦学校の実現を見まして、本年十月にはそれら学校卒業生のために第一回の国家試験が行われたのでございました。この法律によりますと、私共すでに看護婦の資格を持つた者は、従前とは何ら異なることなく看護の業務に従事することができますが、又本人の希望によりましては甲種看護婦の国家試験を受けることもできるのでございます。既得看護婦のすべては、常にその既得看護の知識、技術に多年の経験を活かし、更に新らしい科学、実地を取り入れまして、甲種看護婦学校卒業生に優るとも劣ることのない、よい奉仕を国民の皆様にいたしたいと念願いたし、日夜その目的達成のために精進を続けております。ために絶えず暇を惜しんでは必要なる研究を続けておりますが、これは皆様も御承知のように働くかたわらの勉強と申しますものは限りがございます。殊に現在の病院、療養所の多くは、誠に不便な設備が多うございまして、多数の看護婦の看護力を病人の奉仕以外のお仕事に消耗いたします上に、絶えず病院、療養所の定員に不足をいたしておるのでありますので、勤務は誠に激しいものでございます。併し以上の事柄は、現在の移り変りの社会情勢下では止むを得ない事実といたしましても、絶対に見逃してはならないことは、看護婦に対する再教育の不足なことでございます。この再教育の不足は、再教育費用の不足が原因しておると存じます。

このように新らしい保健婦助産婦看護婦法によつて自他共に再教育の必要を認めておるにも拘わらず、昨年度の一般指導看護婦の再教育費は、国庫負担が三十二万円でございました。これではとてもどうすることもできませんので、自分たちの協会の費用から同額の三十二万円を出しまして再教育をいたしたようなわけでございます。本年度とても殆んど同額に等しい少額の国庫負担金でございます。来年度の予算額も、伺いますところによりますと、そう大して多くはなつておらないのでございます。然るに一方、同様の資質向上の意味で新らしい教育職員免許法に基いて再教育を受けておられます教員の方々への本年度再教育国庫負担費というものは、何と二千四百三十五万八千円で、尚、補正予算で一億九千四百万円を要求しておられます。勿論新らしい時代の国民の教育の問題は緊急欠くべからざるものでございますが、その比重に余りにも大きな開きがあると存じます。即ち教員の再教育が百の重さなら、看護婦は一というわけになります。私は決して教員の方々に多く費用が行き過ぎておると申すのではございません。看護婦の費用が余りにも少額に過ぎると申したいのでございます。渦般来、皆業のお手許へ何とかして国家試験を免除するように御措置が願いたいと請願する看護婦がございまして、御迷惑をおかけ申上げておりますが、これは取りも直さずこの再教育ができないからでございます。即ち看護婦に対する非常に再教育の予算が少額でございますということを物語つておるのでございます。終戦後、文化国家としての体裁を整えますために、文化並びに厚生面は飛躍的な進歩をいたして参りました。私の立場から申上げますと、特に強調いたしたいことは、医療面のサービスに一大進歩をしたということでございます。殊に本年は社会保障制度の勧告によつて結核対策が大きく擡頭して参りました。こうした対策が大きくなり、施設が大きくなるにも拘わりませず、看護婦、保健婦の数は限りがございまして、非常に問題になつて来るのでございます。又こうした保健、衛生、医療活動部面に大多数を占めております看護婦、保健婦の量的又質的の不良は、結局取りも直さず国民への奉仕が不良になり、延いては国民が不幸を見ることになるのでございます。その上、日本助産婦看護婦保健婦協会は昨年ストックホルムにおいて開催されました国際看護婦協会に正会員として受入れられたのでございます。講和條約前にも拘わりませず、如何に愛の奉仕をするとは申しながら、かくのごとく国際的の繋がりを持つことができました理由の一つは、日本の既得看護婦に徹底的な再教育をして、その水準を上げ、よりよい奉仕をするというところに狙いがあつたわけでございます。このように只今日本の看護婦は内外ともに実に重大な岐路に立つておるのでございます。

又保健婦の部面から申上げますと、結核対策に専心いたします保健婦の家庭訪問をいたしますときに、その質の不良は如何なる結果を来たすでございましようか。又一方、一年数十万の出生減少を来たしておりますために、その生活を脅かされかつております助産婦の再教育指導も絶対に必要なのでございます。

それで、この際、厚生大臣にお伺い申上げますことは、甲種看護婦学校の数も百近くはございますが、なか〳〵この看護婦も数は多くは出て参りません。殊に学校経営に多々困難があることも承知いたすのでございますが、この際、現在の既得権者をこの重大な時局が要求するように十分にお使いになる方法はお持ちでございましようか。如何なる再教育をして、如何なるようにこの既得権者をお使いになるおつもりでございましようか。そのことにつきましてお伺い申上げたいのであります。

それから次にお伺い申上げたいことは、大蔵大臣にお伺い申上げたいのでございますが、今日あいにく外に重要なる議事がおありになると見えまして、おいでになつて頂けないことを非常に私は残念に思うのでございます。（「時間があるぞ」と呼ぶ者あり）この際、大蔵大臣に是非看護婦、保健婦、助産婦の問題を再認識して頂きたいと存じます。そうしてこの再教育の予算を大幅に増額して頂きたいのでございますが、それにつきまして大蔵大臣の御意見を承わりとうございます。私の緊急質問はこれを以て終ります。どうぞ明確なる御答弁をお願いいたしたいと存じます。（拍手）

〔国務大臣黒川武雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（黒川武雄君）　お答えいたします。医療制度の向上につきましては、どうしても看護に当られるところの看護婦の方々の知識、技術の向上を図らなくてはならんのでございます。私は従来の既得権者であるところの看護婦の方々の知識、技能につきましては十分敬意を表しており、信頼しておるのでございますが、その再教育につ

きましては一昨年来金額においては少いものでございまするが、この少いところを皆の精神的の指導によりまして再教育をして参つたのでございますが、来年度は幾分予算的にもその再教育費が取れる予定でございますので、これ以上に努力いたしまして再教育をし、そうして近いうちに甲種の看護婦と同等の試験を受けられて、そうして立派な看護婦にならんことを切望しておる次第でございます。右お答えいたします。（拍手）

〔政府委員西川甚五郎君登壇、拍手〕

○政府委員（西川甚五郎君）　井上さんにお答えいたします。先程井上さんがおつしやいました保健婦助産婦看護婦法というものは、看護婦等の素質を向上するために作られたものと存じます。でありますから、これにつきましては特に先程井上さんのおつしやいます再教育につきましては、政府といたしましては財政の点よりよく考えまして、将来御希望に副うように願命なる努力をいたしたいと存じます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事堀末治君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

右の本院提案をここに送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律

全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九人」を「七人」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十五年十二月二十二日から施行する。但し、改正規定による委員及び予備委員の指名に関する手続は、この期日よりも前に、行うことができる。

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君　只今議題となりました全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

全国選挙管理委員会の委員は、現行法の規定では「九人」となつておるのでありますが、本法案はこれを「七人」に改めるのであります。その理由といたしましては、全国選挙管理委員会の後に設置されました他の同様の委員会の委員の数と比較し、又行政費の節減に努むべき現下の国情に鑑みまして、前に申述べましたように委員の数を減少する必要があるというのであります。

地方行政委員会におきましては慎重に本法案を審査し、十二月七日討論採決を行いましたところ、全会一致を以て本法案は原案通りこれを可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告を終ります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）　参事に報告いたさせます。

〔佐藤参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長（佐藤尚武君）　この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條中「二万円」を「三万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		四八、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		四二、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		四〇、〇〇〇円
判事	一号	三七、〇〇〇円
	二号	三四、〇〇〇円
	三号	三一、〇〇〇円
	四号	二八、〇〇〇円
	五号	二五、〇〇〇円
判事補	一号	二〇、〇〇〇円
	二号	一八、〇〇〇円
	三号	一五、〇〇〇円
	四号	一三、〇〇〇円
	五号	一〇、〇〇〇円
	六号	九、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一号	二八、〇〇〇円
	二号	二五、〇〇〇円
	三号	二〇、〇〇〇円
	四号	一八、〇〇〇円
	五号	一五、〇〇〇円
	六号	一三、〇〇〇円
	七号	一〇、〇〇〇円
	八号	九、〇〇〇円

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年十二月七日

衆議院議長佐藤尚武殿

参議院議長　幣原喜重郎

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九條中「二万四千円」を「三万七千円」に、「一万五千三十七円」を「二万千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	四八、〇〇〇円
次長検事	四〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	四二、〇〇〇円
その他の検事長	四〇、〇〇〇円
検事 一号	三四、〇〇〇円
検事 二号	三二、〇〇〇円
検事 三号	三八、〇〇〇円
検事 四号	三五、〇〇〇円
検事 五号	三二、〇〇〇円
検事 六号	三〇、〇〇〇円
検事 七号	一八、〇〇〇円
検事 八号	一五、〇〇〇円
検事 九号	一三、〇〇〇円
検事 十号	一二、〇〇〇円
検事 十一号	一〇、〇〇〇円
検事 十二号	九、〇〇〇円
副検事 一号	三〇、〇〇〇円
副検事 二号	一八、〇〇〇円
副検事 三号	一五、〇〇〇円
副検事 四号	一三、〇〇〇円
副検事 五号	一二、〇〇〇円
副検事 六号	一〇、〇〇〇円
副検事 七号	九、〇〇〇円
副検事 八号	八、〇〇〇円

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君　只今上程されました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

最近における生計費、民間の賃金等を斟酌いたしまして、政府は一般職の国家公務員の給與を改善する必要を認め、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案を立案し、御承知の通り現在国会で審議中でございます。そこで裁判官及び検察官につきましても、一般の国家公務員の例にならい、その給與を改善する必要がございますので、この両法律案が提出せられました次第でございます。

改善の要点は、両案ともそれぞれ報酬又は給與の月額を定める別表を改正すると共に、現在も認められております特例につき同様の改正をしようとするものでございます。改正月額の増加比率は一般国家公務員のそれと概ね等しいのでございます。委員会の審議に当りましては各委員より適切なる質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願うことにいたします。討論におきましては、特に羽仁委員より、別表の最高額と最低額の間の差の比率は現行法程度が適当であり、これは今後において適当に是正して貰いたいのであつて、その意味において今回の両改正案は臨時的な措置として一応これに賛成する旨の意見が開陳せられました。委員会におきましては両改正案を一括採決いたしました結果、両案とも全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第でございます。

右御報告申上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君）　別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後三時三十三分休憩

午後五時二十一分開議

○議長（佐藤尚武君）　休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、会期延長の件についてお諮りいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）　御異議ないと認めます。

議長は衆議院議長と協議の結果、国会の会期を明九日まで一日間延長することに協定いたしました。議長が協定いたしました通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君）　総員起立と認めます。よつて会期は全会一致を付て明九日まで一日間延長することに決定いたしました。

次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第二　水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、日程第三　競馬法の一部を改正する法律案

一、日程第四　協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五　食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六　揮発油税法の一部を改正する法律案

一、日程第七　特別鉱害復旧特別会計法案

一、日程第八　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

一、日程第九　砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、日程第十　国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、日程第十一　薬事法の一部を改正する法律案

一、日程第十二　鉱業法案
一、日程第十三　採石法案
一、日程第十四　鉱業法施行法案
一、日程第十五　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案
一、日程第十六　土地調整委員会設置法案
一、日程第十七　日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案
一、日程第十八　裁判所法の一部を改正する法律案
一、日程第十九　裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案
一、日程第二十　刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案
一、日程第二十一　民事訴訟法等の一部を改正する法律案
一、日程第二十二　運輸省設置法等の一部を改正する法律案
一、日程第二十三　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
一、日程第一　電話事業の緊急復興に関する決議案
一、日程第二十四　図書館運営委員長報告
一、日程第二十五乃至第二十八の請願
一、日程第二十九乃至第三十二の請願
一、日程第二百二十九の陳情
一、日程第三十三乃至第四十八の請願
一、日程第二百三十乃至第二百三十二の陳情
一、日程第四十九乃至第七十八の請願
一、日程第七十九乃至第百一の請願
一、日程第二百三十三の陳情
一、日程第百二乃至第百四十四の請願
一、日程第二百三十四乃至第二百五十五の陳情
一、日程第百四十五乃至第百五十七の請願
一、日程第百五十八乃至第百七十六の請願
一、日程第百七十七乃至第二百二十八の請願
一、日程第二百五十六乃至第二百六十六の陳情
一、看護婦等の再教育に関する緊急質問
一、全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案
一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
一、会期延長の件

出席者は左の通り。

議長　佐藤　尚武君
副議長　三木　治朗君

議員

山川　良一君　山本　勇造君　山内　卓郎君　村上　義一君
宮城タマヨ君　溝口　三郎君
前田　穣君　堀越　儀郎君
藤森　眞治君　藤野　繁雄君
久松　定武君　早川　愼一君
波多野林一君　野田　俊作君
德川　宗敬君　常岡　一郎君
伊達源一郎君　竹下　豐次君
高橋　道男君　高橋龍太郎君
高田　寛君　高瀬荘太郎君
高木　正夫君　田村　文吉君
鈴木　直人君　杉山　昌作君
新谷寅三郎君　島村　軍次君
西郷吉之助君　高良　とみ君
小林　政夫君　小宮山常吉君
楠見　義男君　木下　辰雄君
河井　彌八君　片柳　眞吉君
柏木　庫治君　加藤　正人君
加賀　操君　奥　むめお君
岡本　愛祐君　岡部　常君
尾崎　行輝君　梅原　眞隆君
尾山　三郎君　草葉　隆圓君
長島　銀藏君　木村　守江君
宮本　邦彦君　秋山俊一郎君
高橋進太郎君　上原　正吉君
宮田　重文君　森田　豊蔭君
池田七郎兵衛君　石川　榮一君
大谷　瑩潤君　九鬼紋十郎君
深水　六郎君　加納　金助君
鈴木　恭一君　大矢半次郎君
野田　卯一君　植竹　春彦君
岡崎　眞一君　中川　以良君
小野　義夫君　鈴木　安孝君
黒川　武雄君　石坂　豊一君
岩澤　忠恭君　北村　一男君
中川　幸平君　一松　政二君
橋本萬右衛門君　德川　頼貞君
中山　壽彦君　泉山　三六君
工藤　鐵男君　小杉　繁安君
小串　清一君　飯島連次郎君
伊藤　保平君　井上なつゑ君
赤澤　與仁君　赤木　正雄君
黒田　英雄君　廣瀬與兵衛君
川村　松助君　大野木秀次郎君
杉原　荒太君　長谷山行毅君
愛知　揆一君　古池　信三君
加藤　武德君　平井　太郎君
白波瀬米吉君　山縣　勝見君
安井　謙君　山本　米治君
岡田　信次君　西川甚五郎君
滝井治三郎君　石村　幸作君
池田宇右衛門君　入交　太藏君
島津　忠彦君　石原幹市郎君
三好　始君　紅露　みつ君
深川タマエ君　木内キヤウ君
平沼彌太郎君　大島　定吉君
郡　祐一君　松本　昇君
竹中　七郎君　谷口弥三郎君
有馬　英二君　油井賢太郎君
西山　亀七君　山田　佐一君
堀　末治君　團　伊能君
寺尾　豊君　櫻内　義雄君
西田　隆男君　中井　光次君
重宗　雄三君　大屋　晋三君
平岡　市三君　左藤　義詮君
小林　英三君　城　義臣君
林屋亀次郎君　櫻内　辰郎君
鬼丸　義齊君　中田　吉雄君
村尾　重雄君　青山　正一君
金子　洋文君　門田　定藏君
カニエ邦彦君　藤原　道子君
島　清君　加藤シヅエ君
永井純一郎君　三橋八次郎君
齋　武雄君　高田なほ子君
鈴木　强平君　吉川末次郎君
小林　孝平君　山花　秀雄君
松浦　清一君　荒木正三郎君
菊川　孝夫君　赤松　常子君
深川榮左ェ門君　菊田　七平君
山田　節男君　三船　貞治君
成瀬　幡治君　田中　一君
小泉　秀吉君　大隈　信幸君
前之園喜一郎君　岩男　仁藏君
小笠原二三男君　吉田　法晴君
駒井　藤平君　小川　久義君
境野　清雄君　木内　四郎君
稲垣平太郎君　江田　三郎君
大野　幸一君　曾祢　益君
中村　正雄君　細川　嘉六君
須藤　五郎君　兼岩　傳一君
千葉　信君　木村禧八郎君
堀　眞琴君　水橋　藤作君
鈴木　清一君　堂森　芳夫君
梅津　錦一君　東　隆君
森　八三一君　佐多　忠隆君
小林　亦治君　岩崎正三郎君
相馬　助治君　千田　正君
石川　清一君　松浦　定義君
三浦　辰雄君　森下　政一君

椿　繁夫君　岡田　宗司君
小松　正雄君　堀木　鎌三君
松原　一彦君　羽仁　五郎君
内村　清次君　小酒井義男君
栗山　良夫君　山下　義信君
田方　進君　矢島　三義君
西園寺公一君　佐々木良作君
木不　源吾君　棚橋　小虎君
和田　博雄君　下條　恭兵君
河崎　ナツ君　上條　愛一君
森崎　隆君　羽生　三七君
平林　太一君

国務大臣
厚生大臣　黒川　武雄君
農林大臣　廣川　弘禪君
通商産業大臣　横尾　龍君
郵政大臣
電気通信大臣　田村　文吉君

政府委員
内閣官房長官　岡崎　勝男君
行政管理政務次官　城　義信君
法務政務次官　高木　松吉君
法務府法制意見第四局長　野木　新一君
外務政務次官　草葉　隆圓君
大蔵政務次官　西川甚五郎君
厚生政務次官　平澤　長吉君
厚生省公衆医務局長　東　龍太郎君
厚生省薬務局長　慶松　一郎君
農林政務次官　島村　軍次君
航空保安庁長官　松尾　靜磨君

定価　一部　六円五十錢
送料実費

発行所　東京都新宿区市谷本村町
印刷庁
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇官報課